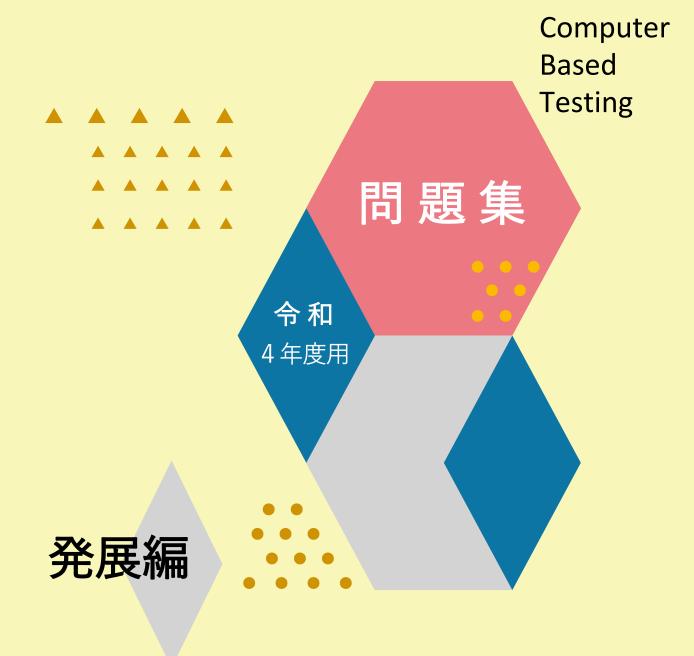


北海道教育大学校	専 攻
学生番号	氏 名

教育実践力向上 CBT



北海道教育大学

令和4年度用教育実践力向上 CBT (Computer Based Testing) 問題集問題作成者

	副学長	玉	井	康	之
札幌校	学校臨床教授	引	地	秀	美
札幌校	教授	東	間	義	孝
旭川校	学校臨床教授	林	崎	俊	_
旭川校	学校臨床准教授	Щ	中	謙	司
旭川校	教授	前	田		雄
釧路校	教授	/]\	澤	_	記
釧路校	教授	秋	保	和	久
函館校	教授	赤	間	幸	人

平成 31 年度用 CBT(Computer Based Testing)問題集問題作成者(初版)

	副学長	圡	井	棣	Ż	
札幌校	学校臨床教授	横	藤	雅	人	
札幌校	学校臨床教授	引	地	秀	美	
旭川校	学校臨床教授	佐	藤	聖	\pm	
旭川校	学校臨床准教授	Щ	中	謙	司	
釧路校	学校臨床教授	福	畄	真理子		
釧路校	学校臨床准教授	星			裕	
函館校	学校臨床教授	/]\	\blacksquare	将	之	

令和4年度用

教育実践力向上CBT問題集 発展編

COPYRIGHT © 2020 HOKKAIDO UNIVERSITY OF EDUCATION all rights reserved.

発 行 日:令和4年3月30日発 行 者:北海道教育大学

発行責任者:北海道教育大学長 蛇 穴 治 夫

作 成 者:北海道教育大学教育実習前CBT全学運営委員会

第 1 部

発展編

発展編には、現場実践に直結する問題が収められています。

目 次

はじ	じめ に	•••	1
1	教師論	•••	2
2	学級経営	•••	11
3	学習指導・授業改善	•••	24
4	特別支援教育	•••	32
5	生徒指導	•••	38
6	危機管理	•••	46
7	『学習指導要領』(小学校、中学校)・教育課程	•••	49
8	法規	•••	56
答え		•••	62

はじめに

1 本問題集のねらい

本学では、教育実習の充実を目指し、「教育実践力向上 CBT(Computer Based Testing)」の開発に取り組んできました。教育実習前に、基礎的な知識を問題集(「基礎編・応用編」)の形式で提示し、自学自習の期間を経た後に、コンピューター検定で確認することにより、教職に対する基礎的な知識を確かなものとし、教育実習への意欲と自信を高めることをねらいとするものです。

本問題集は、これまで開発してきた問題の中から、教育実習後に取り組むことが効果的なものを選び、まとめたものです。教員採用試験や初任者の研修などにも役立つものと思います。

2 本問題集の構成と問題

本問題集は、「基礎編・応用編」と同様に、以下の内容で構成しています。

- 〇子どもと適切な関わりをもつための教師論や学級経営、生徒指導・児童生徒理解、特別支援教育 に関すること。
- 〇学習指導や授業改善の基礎的な知識に関すること及び授業を規定する学習指導要領各教科等の目標や内容、教育課程に関すること。
- 〇危機管理に関すること。
- ○教職という立場や現場での判断を支える学習指導要領や法規に関すること。

これらの問題は、大きく2種類に分けられます。1つは、現場経験者が「現場でよく見られる」と 判断して設定した実践的な問題。もう1つは、学習指導要領やその他文部科学省の指導資料、法規か ら出題した知識を問う問題です。

実践的な問題については、必ずしも明確な根拠があるとは限りません。教育現場で日々起こる問題は、複雑で不確実な要素を多様に含んでいることが多いからです。選択肢に示された判断や対応例は、現場での判断や対応の全てを網羅するものではありません。また、答えとして示した判断や対応例は、どんなときも「ふさわしい」又は「ふさわしくない」と言い切れるものでもありません。それだけ実践現場は多様であり、指導や対応の方法も無限にあるということです。しかし、出題した問題、選択肢及び答えは、長い間に学校現場の常識・良識として確立してきたものです。これら現場の考え方や知恵について、数多く知っておくことの意義は大きいものと考えます。

単に正解が分かったことをもってよしとするのではなく、「そのような場面に遭遇したら、自分はこれを問題として認識できるだろうか」「選択肢が示されない中でも適切に判断・行動できるだろうか」と自問しながら取り組んでほしいと思います。

知識を問う問題については、出典が明確で紛れもないものです。どれも、現場で実践する授業や指導の基礎となるものです。これらについての知識が不確かだった場合は、示された出典に当たって確かめるようにしましょう。

1 教師論

No.1 着任時の挨拶

着任校での教職員への初めての挨拶として、ふさわしくない内容を1つ選びなさい。

- ア氏名
- イ 大学で取り組んできたことや学んできたこと
- ウ趣味
- エ 教壇に立つ決意
- オ 自分の親の仕事や役職

No.2 電話の応対(1)

他校の校長から、自校の校長宛てにかかってきた電 話の応対として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 校長が不在のときは、「校長はただ今外出して おります」と伝える。
- イ 校長が不在かつ緊急のときは、やむを得ないた め、校長に確認せずに校長の携帯番号を教える。
- ウ 校長につなぐときは、相手の所属と氏名をしっ かりと伝える。
- エ 校長が不在のときは、相手の氏名と電話番号、 電話を受けた時刻をメモする。
- オ 電話を取ったときは、自分の所属と名前を名乗る。

No.3 電話の応対(2)

保護者から自分宛てにかかってきた電話の応対として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 特別な配慮が必要な保護者から電話があった場合、自分が不在のときは教頭や学級担任外の教員 に取り次ぐよう事前に周知しておく。
- イ 自分が不在のときは、こちらからかけ直すこと を伝えるよう依頼する。
- ウ 電話の応対では解決が難しい案件と判断したと きは、家庭訪問して直接話をするようにする。
- エ 保護者には自分の携帯電話の番号を伝えておき、携帯にかけてもらうようにする。
- オ 学校や学年全体に関わる案件については、即答せずに管理職に相談してから返答するようにする。

No.4 電話の応対(3)

電話応対における敬語の使い方として、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 「校長は出かけております」
- イ 「○○ (教諭) は、ただいま席をはずしており

ます。少々お待ちください|

- ウ 「○○(教諭)は、ただいま授業中です。授業 が終わり次第こちらからかけ直します|
- エ 「ただいま職員会議中ですので、終わり次第こちらから連絡します」
- オ 「教頭先生はただいまお出かけになっています」

No.5 名刺

社会人として名刺をもつことは社会通念上、常識と されています。このことを踏まえ、名刺についての認 識としてふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 名刺を交換したら、なくさないようにするため、 すぐにポケットにしまう。
- イ 初任者の段階では接するほとんどの人が目上に 当たるため、自分から先に名乗って名刺を出すよ うにする。
- ウ 名刺に自分の携帯電話の番号を載せる必要はない。
- エ 受けとった名刺は適切に管理する。
- オ 地域等との連携した教育活動を展開するため、 名刺を交換して積極的にネットワークを築くよう にする。

No.6 教具の発注

必要な教具を急きょ用意する必要がある際の対応と して、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア やむを得ないため、自分の判断で立替払をする。
- イ 事務職員に相談する。
- ウ 管理職に相談する。
- エ 事務職員に確認の上、業者に配送を依頼する。
- オ 授業内容を教具が用意できる日に変更する。

No.7 儀式における礼儀作法の指導

卒業式における礼儀作法や姿勢についての指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 来客に対して恥ずかしくないようにするため、 儀式の間は我慢するようにと指導する。
- イ 在校生には、卒業生への感謝の気持ちを表すために何ができるのか考えさせる。
- ウ 在校生には、卒業生へのお祝いの気持ちを伝える場であることを理解させる。
- エ 儀式の意義を考えさせる。
- オ 卒業生には、教師や在校生、保護者に感謝の気 持ちや立派な姿を見せる場であることを指導する。

No.8 研究会参加の心構え

研究サークルや教科等の民間の研究団体の研究会に 参加する上の心掛けとして、適切ではないものを1つ 選びなさい。

- ア 学級経営や教科経営に支障が出ないように考慮 する-
- イ 管理職から参加承諾を得てから参加する。
- ウ 校外の研究サークルで学んだことを自己の課題 解決に生かす。
- エ 他の学校から参加した教師と研修内容をどのように受け止めるかについて交流する。
- オ 研究会参加には意義があるため、校務よりも参加を優先する。

No.9 教師としての心の持ち方

教師としての心の持ち方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 起きていることは全て貴重な経験と捉え、プラス思考で行動する。
- イ どんなときも児童生徒のことを第一に考えるようにする。
- ウ 相手の気持ちを考えながら、自分のできること、 及び努力すべきことを見極めて相手に理解を求め る。
- エ 常に管理職や同僚など、様々な立場の人の助言 を受けながら、最終的には自分で判断して責任を 取る覚悟をもつ。
- オ 起きていることは常に自分の至らなさと考え、 相手の望む行動をとるようにする。

No.10 反発する児童生徒への対応

同僚教師に対して反発している児童生徒への対応と して、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 反発している児童生徒を引き離し、「何があっ たの」と声を掛けるなど、まずは落ち着かせる。
- イ 反発している児童生徒を引き離し、自分が個別 に話を聞くようにする。
- ウ 反発している児童生徒を引き離し、反発したことを叱責する。
- エ 児童生徒と同僚教師のこれまでの関係の中で、 反発している理由を探ってみる。
- オ 児童生徒に教師の思いを間接的に伝えるように する。

No.11 赴任先の情報収集

赴任する学校や自治体の教育について知りたいとき、情報収集の手段として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 都道府県、市町村、学校のWEBページを閲覧 する。
- イ 各種刊行物で情報収集する。
- ウ 都道府県や市町村などが開催する教師塾や養成 セミナーなどに参加する。
- エ 赴任する学校や自治体に勤務する知り合いの教員から情報を得る。
- オ SNSの評判を情報収集の中心とする。

No.12 出勤時の事故への対応

自家用車で出勤中、一時停止していた自分の車に、 高校生が乗った自転車がぶつかってきました。高校生 は何でもないと言い、そのまま登校しようとしていま す。この際の対応として、間違っているものを1つ選 びなさい。

- ア 高校生が何でもないと言っているので、そのま ま登校させる。
- イ 110番通報する。
- ウ 高校生の保護者に連絡する。
- エ 管理職に報告する。
- オ けがの有無を確認し、状況によっては病院に連れて行ったり119番通報したりする。

No.13 通勤

通勤方法や経路の変更について、正しいものを1つ 選びなさい。

- ア 生徒指導をするときは、事前に報告せずに通勤 経路を変更して街頭指導をしてもよい。
- イ 自家用車から自転車に変更するときは、どちら も車両なので、届出の必要はない。
- ウ 自家用車からバスなどの公共交通機関に変更するときは、届出が必要である。
- エ 通勤方法の変更が短期間のときは、届出の必要はない。
- オ 通勤経路を変更するときは、特に届出の必要はない。

No.14 あおり運転の未然防止と対応

自家用車通勤におけるあおり運転の未然防止及び対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア あおり運転の原因には、急な車線変更や低速で の運転が考えられるため、日常から周りの流れに 気を配る運転を心掛ける。
- イ 時間にゆとりを持ち、相手を先に行かせること を心掛ける。
- ウ あおり運転を受けたときは、速やかに警察に連絡し、相手と直接対峙(じ)しないようにする。
- エ 自分の車が追い越し車線で止められるなどした

ときは、直ちに110番通報する。

オ 不当な行為を受けたときは、車から降りて、毅 然とした態度で抗議する。

No.15 通勤時に気を付けること

通勤時に気を付けることとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア ラッシュ時の公共交通機関では、バッグは背負 わず、足下に置くか前に抱えるようにする。
- イ 通勤時間は勤務時間に含まれないので、特に留 意すべき事項はない。
- ウ 自転車は、車道左側通行の原則を守る。
- エ 自動車での通勤では、児童生徒の模範となるような運転を心掛ける。
- オ 時間に余裕をもつ。

No.16 出勤時の交通事故

自家用車での出勤中に追突事故を起こしてしまった ときの対応として、間違っているものを1つ選びなさ い。

- ア 相手にけががないか確認する。
- イ 相手がけがをしていたときは、119番通報する。
- ウ すぐに110番通報し、勤務先にも連絡する。
- エ 相手の連絡先を聞き、後から連絡する旨を伝えて遅れないように出勤する。
- オ 契約する保険会社に連絡する。

No.17 教師間の連携

教師間の連携を高めるために、適切ではないものを 1つ選びなさい。

- ア 経験や力量を考量して、ベテラン教師と若手教師が同一歩調で実践できるように取組を検討する。
- イ 補完できることについては、相互に補完しなが ら進める。
- ウ 比較的容易に取り組むことができることから始めて、徐々に連携の水準を高める。
- エ 日頃から教師間で教え合い、支え合うことのできる雰囲気づくりに努める。
- オ 教師の力量にかかわらず、初任者との連携についても、高い水準で教育活動を行うことが重要である。

No.18 児童生徒を評価する際の心構え

児童生徒を見取り、評価する際の心構えとして、ふ さわしくないものを1つ選びなさい。

ア 問題行動の指導の際に成績に影響することを伝える。

- イ 児童生徒のよさや可能性を見るようにする。
- ウ 結果だけでなく努力の過程も評価する。
- エできるだけその場で評価する。
- オ様々な機会に評価したことを伝える。

No.19 所信を表す

年度当初に児童生徒に自己紹介したり、指導方針を 伝えたりするときに、ふさわしくないものを1つ選び なさい。

- ア 笑顔で明るく話すようにする。
- イ楽しく自己紹介できるように工夫する。
- ウ 学級経営の方針を分かりやすく示すようにする。
- エ 楽しい学級になりそうだと思わせるようなクイ ズやゲームなどの工夫をしながら進めるようにする。
- オ その場で初めて名簿に目を通して読み方を聞き ながら名前を呼ぶ。

No.20 他校への訪問

他校訪問時に校長室に通されたときのマナーとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア「どうぞ」と促されてから着席する。
- イ 案内された場所に着席する。
- ウ出された飲み物はすぐに飲み、感想を述べる。
- エ 初対面の場合には名刺を交換して挨拶する。
- オコートは脱いでから入室する。

No.21 先輩教師から学ぶ姿勢

先輩教師から学ぶときの姿勢として、適切ではない ものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の指導がうまくいかなかったときは、 自分の指導方法を伝えて意見や助言を得るように する。
- イ 先輩教師の指導方法等について理解できないと きは、その理由を尋ねてみる。
- ウ 様々な先輩教師のそれぞれよいところを自分なりに取り入れてみるようにする。
- エ 先輩教師の指導方法等をまねしてもうまくいか ないときがあるので、自分なりの方法にアレンジ する。
- オ 自分のクラスを頻繁に自習にするなどして、先 輩教師の授業参観を優先する。

No.22 広い視野をもつための心掛け

教師として広い視野に立ち、教育を行っていくため の心掛けとして、ふさわしくないものを1つ選びなさ い。

- ア 社会の変化や世の中の出来事に興味をもち、教 師自身の視野を広げる。
- イ 教育の動向についてその背景も含めて考えてい く。
- ウ 時代の変化に即した教育を行っていくことがで きるように自分自身の力量の向上に向けた研修に 努める。
- エ 目の前の児童生徒一人一人を理解することより、将来を見据えることに重点を置く。
- オ 児童生徒が成長した時のことを考えながら、現 在必要な教育を行っていく意識をもつ。

No.23 学び続ける姿勢

初任段階では、民間の研究団体や研究サークルへの 積極的な参加が期待されます。その理由としてふさわ しくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒や学校のことを忘れて心身のリフレッシュをするため。
- イ 初任者研修での学びを深めていくため。
- ウ 参加者同士が悩みを共有しながら課題解決して いくため。
- エ 自らの課題を解決するため。
- オ 自分の専門性を更に高めていくため。

No.24 学級経営案

学級経営案を書くことの効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 目標を実現するための見通しを持ちやすい。
- イ 自分の思いを優先させた学級づくりができる。
- ウ 育てたい児童生徒像を意識して学級づくりがで きる。
- エ 学校教育目標や学年経営案にも意識を向けることができる。
- オ 自分の取組を評価できる。

No.25 若手教師同士の学び

若手教師同士の学びの在り方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 若手教師同士の交流だけでなく、先輩教師との 交流も大事にする。
- イ 形式にこだわらず、柔軟に継続していく。
- ウ 教育の動向や学習指導要領の趣旨を踏まえなが ら学習を進める。

- エ 若手教師は目の前の児童生徒の指導に追われが ちであるため、戸惑いや失敗・不安などを共有す る。
- オ 若手教師の学びの場において管理職から指導を 受けることが重要である。

No.26 校内研修への主体的な関わり

校内研修への参加の仕方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 参加するに当たっては、特に目的意識や目標は 必要ない。
- イ 積極的に発言する。
- ウ 進んで研究授業を引き受ける。
- エ 自らの教育実践を振り返り、研修の成果を把握する。
- オ 学んだことを日常の実践に生かしていく。

No.27 教師の自己啓発

教師が自己啓発に努める上で、適切ではないものを 1つ選びなさい。

- ア 自己啓発をするため、教材研究や授業準備より もセミナーなどに参加することが大事である。
- イ 児童生徒にとって魅力的な教師になることを考 える。
- ウ 自己啓発の取組成果を児童生徒の成長から把握 する。
- エ 上司や同僚とも交流する。
- オ 実践書など、参考となる本を読む。

No.28 自己研鑽(さん)

自己研鑽(さん)を積む上で、効果的ではないものを1つ選びなさい。

- ア 教育雑誌や教育新聞から、実践方法などの情報 を収集する。
- イ 自分が向上したいと思う部分の書籍を調べて学 習する。
- ウ 自主研修会や公開研究会などに参加して、教師 間の情報交換をする。
- エ 授業公開などを行って、自分の授業を見てもらい、助言を受ける。
- オ 情報交換等をすることよりも、自分一人で専門 書を読むなど、知識を得ることが重要である。

No.29 NITSの研修動画

独立行政法人教職員支援機構(NITS)には、校内研修や新学習指導要領の解説動画が公開されています。そのような情報の活用方法としてふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 最新の教育情報を取り入れる。
- イ 自らの授業改善に生かす。
- ウ 研修で必要な情報のポイントをつかむ。
- エ 都合のいい部分を切り取って活用する。
- オ繰り返し視聴する。

No.30 同僚の違法行為

学校内で同僚の違法行為を目撃したときの行動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 速やかに管理職に報告する。
- イ 違法行為を直ちにやめるように本人に伝える。
- ウ 証拠を保全又は記録する。
- エ 被害の状況を確認する。
- オ 人間関係を大事にするため、自分の胸にしまっておく。

No.31 校舎内の不審なカメラ

校舎内に盗撮目的と思われるカメラを発見したときの対応として、ふさわしいものを1つ選びなさい。

- アカメラで撮影された映像を確認する。
- イ 児童生徒に気付かれることのないように、速や かにカメラを撤去する。
- ウ現状を維持したまま速やかに管理職に報告する。
- エ 学校内部の問題であるため、警察には通報しない。
- オ 指紋を採取したり、その日の教職員の行動の記録を一覧にしたりするなど、積極的に犯人を捜す。

No.32 同学年の教師との協働

同学年の教師と効果的に協働するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学年内で共通理解の下、児童生徒の実態に合わせるより、できる限り学級間の指導の違いが出ないようにする。
- イ 学年内での共通理解の下、教師個人や学級の実 態の違いを認めながら協力する。
- ウ 個々の教師がもつ専門性を生かしながら学年内 での業務分担をする。
- エ 準備に時間のかかる教材は共同で作成したり、 共有したりする。
- オ 日常的な声の掛け合いやコミュニケーションを 密にする。

No.33 厳しい意見への対応

同僚や保護者から、厳しく意見されたときの対応と して、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア 自分自身の言動や事実関係を冷静に振り返って

みる。

- イ 自分に対する相手の理解が足りないため、できる限りその相手と関わらないようにする。
- ウ 学年のほかの教師や管理職に相談する。
- エ 相手の立場になって考えたり、第三者の視点から考えたりする。
- オ 一人で抱え込まずに友達や家族、恩師など周り の人に相談する。

No.34 研修会参加時の対応

講習会・研修会に参加するときの対応として、適切 ではないものを1つ選びなさい。

- ア 授業に支障がないように事前に準備をしておく。
- イ 講習会等に参加することについて事前に管理職 などに申し出る。
- ウ 講習会等の内容を自校に還元できるように努める。
- エ 必要な事務手続きを済ませてから参加する。
- オ 研修に参加するときは、学級担任外の教師が補 助するため、特に誰にも声を掛けない。

No.35 学校の教育目標

学校の教育目標の押さえとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 校内研究内容とは切り離して設定する。
- イ 重点目標を設定する。
- ウ 目指す児童生徒像を設定する。
- エ 教育関係諸法令との関連を図る。
- オ 教育委員会の指導方針などとの関連を図る。

No.36 校務分掌

校務分掌の説明として、当てはまるものを1つ選び なさい。

- ア 同一学年の学級担任が様々な教育活動に協働して取り組む営み
- イ 複数の教師が協力して行う授業方式の一つ
- ウ 学校教育上の単位組織である学級を教育目的に 従って効果的、効率的に運営すること
- エ 学校の教職員が学校教育の目標を実現するため、校務を分担して遂行していくこと
- オ 学校運営を円滑に進めるため、学校に置かれる 会議体

No.37 学級担任間の情報交換

学級担任間の情報交換の内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 政治的又は宗教的信条
- イ 児童生徒の様子
- ウ 教材に関する情報
- エ 教科や生活の指導法
- オ 身近に見られる自然や社会事象

No.38 「報告・連絡・相談(報連相)」の重要性

職務遂行に当たって「報告・連絡・相談(報連相)」 が重要とされる理由として、当てはまらないものを1 つ選びなさい。

- ア 単独で仕事を任せられない人の職務遂行を監督 するため
- イ 情報を共有することにより、一人で抱え込んで 職務を遂行しなくて済むようにするため
- ウ 様々な意見を踏まえながら、多面的でより良い 職務の遂行をするため
- エ 問題に早期に対処したり、職務を円滑に遂行したりするため
- オ 個人が判断するのではなく、学校としての考え を前提として判断をするため

No.39 教員間の協働による指導

教員間で協働して指導するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 指導が教員間で異なったり矛盾したりしないようにする。
- イ 事前に打合せを行ったり、その都度コミュニ ケーションを取ったりする。
- ウ 少々の違いがあっても互いにフォローし合うように臨機応変に対応する。
- エ 指導に行き違いが出たときは、児童生徒の前であっても時間をかけて協議し、修正する。
- オ 児童生徒の実態や指導観・目標を共有する。

No.40 指導に関する教師間の話し合い

教師間で互いの指導について改善点も含め話し合う とき、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 互いのよいところを認め合い、取り入れるようにする。
- イ 自分が実践した方法を提示し合い、率直にアド バイスし合う。
- ウ 課題のある児童生徒については、知り得る情報 について提供し合う。
- エ ベテランの教師からも失敗談などを伝え、若手

教師の参考にする。

オ 学級で起こる問題の原因は、学級担任の指導技術の未熟さであることを指導する。

No.41 指導に悩む同僚への関わり

児童生徒への指導がうまくいかないと悩んでいる同僚への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア その同僚がどんな工夫をしているかを尋ねる。
- イ うまくいっていないことを気軽に話せるように するため、ふだんから相談し合う関係をつくって おく。
- ウ 当該児童生徒の状況・評価を同僚に聞いたり、 第三者による指導を依頼したりする。
- エ 指導の様子をビデオに撮って、それを見ながら 助言したり自分の方法を紹介したりする。
- オ 仲の良い同僚にだけに声を掛ける。

No.42 朝の時間

朝の会が始まるまでに教師が行っておくべきこととして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 早目に教室に行き、児童生徒の様子を観察する。
- イ 前日までの疲れを取るため、時間になるまで職 員室等で休憩する。
- ウ 学年や教科担任間で一日のスケジュール等を確 認する。
- エ 登校してきた児童生徒に挨拶をしたり、話し掛けたりする。
- オ 朝学習の時間に取り組むプリント等を用意しておき、開始時刻に始められるようにする。

No.43 アンガーマネジメント

怒りを予防する心理療法プログラムとして、アンガーマネジメントがあります。この説明として当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 当初は犯罪者のための矯正プログラムなどとして活用されていた。
- イ ハラスメント防止対策として、多くの職場に導 入されている。
- ウ いかなる場合であっても、自分の感情をコント ロールし、怒らないようにすることが目的である。
- エ 大人だけではなく、児童生徒にとっても重要な トレーニングである。
- オ 怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、 心理トレーニングである。

No.44 職場での心掛け

職場での円滑な人間関係を築くための心掛けとし

て、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 教諭以外の職種とのコミュニケーションや相互 理解も大事にする。
- イ 私生活も含めた関係づくりを積極的に行うため、家庭のことなども細かく聞き出す。
- ウ 積極的に来客に対応したり電話を取ったりする など、接遇に慣れることを心掛ける。
- エ プリンターのインクや用紙がなくなりそうなと きは、早めに担当者に連絡する。
- オ コピー機の使用後はリセットボタンやスリープ ボタンを忘れずに押す。

No.45 同僚の悩みへのフォロー

「学級がうまくいっていない」という同僚からの相談へのフォローとして、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学級経営上の悩みなどを聞いて、アドバイスし たり協力したりする。
- イ 必要なときはそのクラスに入って児童生徒を一 緒に指導する。
- ウ 教師には向いていないと伝え、しっかり指導するように叱責する。
- エ 特定の児童生徒が大きな原因になっているとき は、他の教職員がその児童生徒にカウンセリング を行う。
- オ 合同の授業・学級活動・学級レクなどを行い、 クラスの雰囲気を変えていく。

No.46 「学級王国」の予防・解消

独自性が強すぎる排他的な学級経営(いわゆる「学級王国」)を予防・解消するための取組として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 指導が困難な児童生徒に対しては、相互にフォローアップしていくことを確認する。
- イ 学級経営の方法や成果に関して、交流できる機 会を設ける。
- ウ 特定の児童生徒の様子について、それぞれが別 の場面で見た状況や気付いたところを相互に伝え 合う。
- エ 時々互いの授業や学級活動を参観し合って、相 互の学級経営の参考にする。
- オ その教師の指導力を認め、関わらないようにする。

No.47 先輩への相談

先輩教師に相談するとき、ふさわしくないものを1 つ選びなさい。

- ア その先輩教師が苦手としている内容について相 談をする。
- イ 相談内容の解決につながりそうな先輩教師に相 ***する。
- ウ 信頼のできる先輩教師に相談する。
- エ 実践豊富で指導力のある先輩教師に相談する。
- オ 複数の先輩教師の話を聞いた上で、最終的には 自分で判断するように努める。

No.48 教師間の交流

教師間でそれぞれのクラスのよいところや改善する ところを話し合うとき、ふさわしくないものを1つ選 びなさい。

- ア それぞれの教師のよい工夫を基本にして、それ を伸ばす方向で検討する。
- イ 自分が実践した学級経営の方法を提示して、率 直にアドバイスを求める。
- ウ 学級の課題のある児童生徒については、知り得 る情報について提供する。
- エ ベテラン教師の経験談などから改善の参考とすることを見いだす。
- オ 学級で起こる問題は、担任の指導の未熟さによるものと批判する。

No.49 他の教師からの批判への対応

周りの教師から児童生徒への指導や対応方法について批判や指導を受けたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 聞いた上で自分にできるかどうかを判断する。
- イ 自分の知識・技能を高める上で、まず取り入れ てみる。
- ウ 言っている意味や理由、方法を更に詳しく聞い てみる。
- エ 意見を受け入れた上で、自分の意見や方法についても伝える。
- オ その教師と同じ対応ができないため、批判や指 導を受け流す。

No.50 精神的な健康

若手教師が精神的な健康を保つ上で、適切ではない ものを1つ選びなさい。

- ア どんな状況においても、教師としての理想を もって教壇に立つ。
- イ 自分自身のストレスに気付き、これに対処する 知識や方法を基に習慣化した行動をする。
- ウ 管理職に相談し、業務上の配慮を求める。
- エ メンタルヘルスに不安を感じるときは、早めに 周囲の産業医や精神科医などに相談する。
- オ 自らを客観視し、安定した気持ちで仕事ができるようにするため、メンタルヘルスを保つ努力をする。

No.51 ストレス解消の重要性

適度なストレス解消の方法(ストレスマネジメント) を身に付けることが大切な理由として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア ストレスが過多になり、うつ状態になるのを避けるため
- イ ストレスが過多になり、精神的に不安定になる と、児童生徒との関わりに影響が出るため
- ウ ストレスが限界に達して休職すると、給与に影響が出るため
- エ ストレスなく仕事ができると、児童生徒と良好 な関係を築くことができるため
- オ 教師は自分を律することが多い職業であり、ストレスがたまりやすいため

No.52 仕事の処理

いくつか重なった仕事を確実かつ効率的にやるための心構えとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒に自習をさせてたまった仕事をする。
- イ 締切りの早い仕事から取りかかる。
- ウ 冷静に仕事の優先順位を付ける。
- エ 重要度の高い仕事から取りかかる。
- オ簡単な仕事から取りかかる。

No.53 実務処理が分からないときの対応

学校内の実務処理(校務分掌の業務等)に関することで分からないことがあったときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- アメモを取っておいて担当者にまとめて聞く。
- イ 同僚に相談したり、協力してもらったりしなが ら進める。
- ウ 自分の案をもって管理職や先輩教師に助言を仰

<"°

- エ 調べたり、同僚に聞いたりしないで、自分の責任において自己流に処理する。
- オ 校内に保管してある過去の資料等を探し、参考にする。

No.54 実務をこなす技術の効果

「To Do List」や仕事の順番付けなどの効果として、 当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 効率よく仕事を処理できたり、個々の負担を軽 減できたりする。
- イ 自分の中で仕事の優先順位を付けて整理することができる。
- ウ 期間内にやるべき仕事を意識して、期限を守る ことができる。
- エ 校務と授業準備等の時間配分のバランスを取ることができる。
- オ 自分の状況や能力の範囲を越えた業務を実行することができる。

No.55 指導要録記載の留意点

指導要録を記載するときの留意点として、当てはま らないものを1つ選びなさい。

- ア 所見欄については、本人以外の個人名を記載し ない。
- イ その児童生徒のよい点や進歩の状況などについては、積極的に記載するようにする。
- ウ 欠席日数や学力調査、知能検査などの数値については、正確に記載する。
- エ 通知表に記載できなかった児童生徒の短所や課題については、漏れなく記載する。
- オ 記載の内容や方法などについては、学校全体で 一貫した方針の下で適切な記載となるようにする。

No.56 組織による教育目標の実現

校長のリーダーシップの下、組織を挙げて教育目標 を実現するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさ い。

- ア 教職員個々の取組の成果については、校長一人 が責任をもって総合的に評価し、それを組織の成 果とする。
- イ 目指す児童生徒像を設定し、共有する。
- ウ 重点目標を設定する。
- エ PDCAサイクルを回し、教育目標の実現に向け た取組を推進する。
- オ 校務分掌の機能を生かしてその具現化を図る取 組を推進する。

No.57 会議の効率的な進め方

会議を効率的に進めるための配慮事項として、有効 ではないものを1つ選びなさい。

- ア 会議の時間配分を事前に調整したり、開始時刻 や終了時刻を厳守したりする。
- イ 情報を共有するため、全ての連絡事項について 漏れがないように詳細に報告する。
- ウ 弱みや悩みも話せる場や雰囲気をつくり、実質 的な改善を話し合えるようにしていく。
- エ これまでの運営で蓄積してきた内容について、 有効活用できるようにする。
- オ 校務支援システム等の電子掲示板を活用するな ど、協議が必要なことは事前に示し、意見を集約 するようにする。

No.58 PDCA理論

組織マネジメントの手法の1つに「PDCA」というマネジメントサイクルがあります。その説明として正しいものを1つ選びなさい。

- ア サイクルの方向は、一方向であり、戻ることがない。
- イ 必ず「P」からスタートしなければならない。
- ウ PDCAサイクルは、それを形式的に回すことが 目的である。
- エ 組織のリーダーが意識すればいいことである。
- オ 常に継続して取り組む必要がある。

No.59 ブレーンストーミング

課題解決の方法やアイディア創出のための手法として、「ブレーンストーミング」があります。その説明として間違っているものを1つ選びなさい。

- ア アレックスオズボーン (米) によって開発され た会議方法の1つである。
- イ 集団でアイディアを出し合うことによって発想 を誘発する手法である。
- ウ 結論厳禁、自由奔放、質より量、結合改善の4 原則がある。
- エ 参加人数に特に制限はないが、役職に関係なく 同じ立場の意識をもって参加することが望ましい。
- オ 話合いの後、特に整理する必要はない。

No.60 KJ法

データをまとめたり、問題を解決したりする手法の1つとして、「KJ法」があります。その説明として間違っているものを1つ選びなさい。

ア 考案者である川喜田二郎氏のイニシャルをとって「KJ法」と命名されている。

- イ テーマに基づき、参加者が1枚のカードや付箋 に、1つのデータやアイディアを記述する。
- ウ 模造紙などを参加者が囲み、一人ずつ自分の カードを読み上げ、置いていく。
- エ 似ているカード (付箋) を近くに置いてグルーピングし、見出しを付ける。
- オ 見出しさえ付けてしまえば、KJ法による問題 解決ができたといえる。

No.61 個性を伸ばす評価

個性を伸ばす評価をするための留意点として、当て はまらないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が表現したもの (ノート、作品等) から、意欲や考えなどを想像する。
- イ 児童生徒から表出された表現は、よさの表れと 理解する。
- ウ データからできなかった所に目を向け、是正す ることを重視する。
- エ できないことや悩みを温かな気持ちで感じ取る。
- オ 他の教師からの情報も集めて多角的に評価をする。

No.62 日本の教員が担う業務

平成29年に国立教育政策研究所が発表した「学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書」において、諸外国(アメリカ、イギリス、中国、シンガポール、フランス、ドイツ、韓国)の教員は担っていないが、日本の教員が担っている業務として示されたものを1つ選びなさい。

- ア 登下校時の指導・見守り
- イ 児童生徒へのカウンセリング
- ウ 朝のホームルーム
- エ 問題行動を起こした児童生徒への指導
- オ 児童会・生徒会活動

No.63 選挙権の行使

教師自身の選挙権行使の考え方として、ふさわしく ないものを1つ選びなさい。

- ア 満18歳になると選挙権を有することとなる児童 生徒の手本となる。
- イ 政治への関心と同時に社会参画の意識をもつ。
- ウ 投票日に都合がつかないときは、期日前投票を する。
- エ 国民主権の考え方に沿って投票する。
- オ 教師は、政治的行為が制限されているため、投票しない。

No.64 苦情への対応

放課後、「公園で遊んでいる児童生徒の声がうるさい」という苦情の電話が学校に寄せられました。この電話への対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア メモを取りながら丁寧に相手方の話を聞き、事 実が確認できたときは、児童生徒への指導を行う 旨を伝える。
- イ 管理職や生徒指導担当の教員に報告し、早急に 現場に行ったり関係している児童生徒から話を聞 いたりするなどして事実確認を行う。
- ウ 相手方に多大な迷惑をかけたときは、当該児童 生徒の家庭に連絡の上、謝罪に行くことを促す。
- エ 相手方に対して、確認した事実や児童生徒への 指導内容を伝え、理解を得るようにする。
- オ 放課後に校外で起きたことについては、学校と

して関知しない旨を伝える。

No.65 教育活動への参加

教育実習で様々な教育活動に関わるとき、ふさわし くないものを1つ選びなさい。

- ア 様々な教育活動に積極的に関わることが重要で あるため、実習校の教員に事前に確認する必要は ない。
- イ 朝の会と帰りの会に積極的に関わり、進行の仕 方等を理解する。
- ウ 時間のある休み時間には、一緒に遊ぶなど、児 童生徒と関わる時間をもつようにする。
- エ 給食指導や清掃指導では、一緒に活動しながら 児童生徒の様子を観察したり、指導したりする。
- オ 実習校の教員の授業を積極的に参観し、授業の 進め方について学ぶ。

2 学級経営

No.1 学級経営の基本的姿勢

独自性が強すぎる排他的な学級経営(いわゆる「学 級王国」)に陥らないための留意点として、ふさわし くないものを1つ選びなさい。

- ア 常に開かれた学級づくりを心掛ける。
- イ 様々な考えや価値観が認められる学級の雰囲気をつくる。
- ウ 児童生徒の考えを取り入れる。
- エ 全ての教育活動は学級担任の責任で行う。
- オ 他の学級の様子を捉える。

No.2 学級経営の内容

学級担任が構想する学級経営の内容として、当ては まらないものを1つ選びなさい。

- ア 学習環境の整備
- イ 教育課程の編成
- ウ 学習指導
- 工 生徒指導
- オ 学級事務

No.3 よりよい学校生活

よりよい学校生活を築こうとする態度を育てるための指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自主性を育むため、全て児童生徒の自由に任せる。
- イ よさを認め、励まし、みんなに広める場をつく る。

- ウグループ活動など、助け合いの場を設定する。
- エ 児童生徒の思いや願いを生かせる活動を取り入れる。
- オ 一人一人が活躍できる場を設定する。

No.4 学級目標

学級目標の設定や活用に関わる留意点として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学級目標を実現するための具体的な行動目標を立てる。
- イ 発達の段階に応じて、児童生徒の意見を生かして学級目標をつくる。
- ウ 具体的で実現可能な目標とする。
- エ 行動目標は、時期と到達度に応じて更新していく。
- オ 学校の教育目標とのつながりを意識する必要はない。

No.5 学級開きの心構え

学級開きのときの教師の心構えとして、ふさわしく ないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒に軽く見られないために威圧的な態度 や表情で臨む。
- イ楽しく温かい雰囲気をつくる。
- ウ 担任としての学級への期待や思いを語る。
- エ 担任への安心感・親近感をもたせる。

オ 児童生徒の意欲を喚起する。

No.6 学級開きの活動

新年度初日の学級開きの活動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 前年度までの学習内容に関するテストを行い、 学力を把握する。
- イ 教師の自己紹介をする。
- ウ 学級担任として学級で大事にしたいことを伝える。
- エ 学級担任として絶対に許さないことを伝える。
- オ 児童生徒一人一人のよさを呼名しながら伝える。

No.7 学級経営案の立案

学級経営案を立てるときの留意点として、ふさわし くないものを1つ選びなさい。

- ア 学校の共通の形式に合わせて作成する。
- イ 1年間を見通して育てたい力を明確にする。
- ウ 児童生徒の実態を踏まえる。
- エ 学級目標を達成するための具体的な手立てについては省略する。
- オ 児童生徒の思いや願いを踏まえる。

No.8 教室環境づくり

教室環境づくりのときに配慮することとして、ふさ わしくないものを1つ選びなさい。

- ア 掲示内容や場所については全教室で統一し、児 童生徒の自主的な取組の成果などの掲示は控える。
- イ どの生徒にも、作品のよさや成長の過程を認める教師のコメントを添える。
- ウ 学級文庫を設置したり、花を生けたり、植物を 育てたりして潤いのある空間づくりをする。
- エ 係活動や生徒会活動等の目標や進捗状況・評価 等を示し、学級の様子や動きが把握できるような 掲示を工夫する。
- オ 換気や採光に気を付けて、必要なものだけをバ ランスよく掲示する。

No.9 掲示や展示の留意点

掲示や展示をするときの留意点として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 手書きのものや活字の印刷物などバランスの取れた掲示計画を立てる。
- イ 学級の児童生徒の実態を把握し、授業に集中で きる掲示の量や場所を考える。
- ウ 当番活動については、いつ・誰が・何をするの かが一目で把握できるように掲示する。

- エ 多くの情報が伝わるように、教室正面にたくさんの掲示物を貼る。
- オ 絵や習字等の作品を掲示するときは、全員分を 掲示する。

No.10 掲示板の使い方

係活動の活性化を促す掲示板の使い方として、当て はまらないものを1つ選びなさい。

- ア 係の活動に対する感謝の気持ちを表したカード 等を貼るスペースをつくる。
- イ 活動内容、役割分担を明確にし、月の予定や週 の予定を記入した活動計画表を掲示する。
- ウ 係名、メンバー、意気込みなどを書いたポスター を掲示する。
- エ 係からのお知らせやイベント案内、お願いを掲 示する。
- オ 活動が活性化していない係に対しては、教師からの指導を書き込む。

No.11 作品掲示の配慮事項

児童生徒の作品を掲示するときの配慮事項として、 当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 紙は、四隅を画鋲(びょう)で留める。
- イ縦、横をそろえて掲示する。
- ウ 作品には、記名したり名札を付けたりする。
- エ 廊下には、上手な児童生徒の作品だけを掲示する。
- オ 同じ作品を長期間、掲示しないようにする。

No.12 教室掲示の工夫

教室掲示の工夫として、重要ではないものを1つ選 びなさい。

- ア 明るい雰囲気をつくるため、カラフルな色彩に することを最優先する。
- イ 黒板の周囲は、必要最低限の内容にする。
- ウ 児童生徒の達成状況を示す掲示物は、期間を決めて掲示する。
- エ 児童生徒の学習の履歴が分かるものを掲示する。
- オ 児童生徒の自治的活動の内容を示すものや、学級への所属感が感じられるものを掲示する。

No.13 動植物の飼育栽培

教室で動植物を育てるときの配慮事項として、適切 ではないものを1つ選びなさい。

- ア 生物を愛護する態度を育成するため、児童生徒 が毎日世話をする。
- イ 育てる動植物の選定は、児童生徒の考えを反映 できるようにする。
- ウ 児童生徒がアレルギー反応を起こさないように 留意する。
- エ 児童生徒が世話の仕方について調べられるよう にする。
- オ 動植物が好きな児童生徒だけを担当にする。

No.14 フリースペースの活用

協働学習スペースやフリースペースがある学校では、それらのスペースをどのように利用するとよいでしょうか。ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が少人数に分かれて作業や話合いをする。
- イ 個別指導や習熟度別指導をする。
- ウ 教材などの置き場所にする。
- エ 異学年交流をする。
- オ クラブ活動や課外活動などの成果物を展示する。

No.15 年度はじめの学級づくり

学級がスタートしておよそ1週間で進める学級づくりの内容として、優先順位の最も低いものを1つ選びなさい。

- ア 学習のルール
- イ 係活動・当番活動の決定
- ウ 朝の会・帰りの会の進め方
- エ 運動会のめあてづくり
- オ 登下校時や校内外の生活のきまり

No.16 よりよい学級生活に導く

児童生徒が自発的によりよい学級生活を送ろうとするように導くための働き掛けとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒がきまりを決めるときは、教師の承諾 を必要としない。
- イ 目指す学級について教師の願いを伝える。
- ウ 過ごしやすい学級について話し合うことができ るようにする。
- エ きまりの重要性について理解できるようにする。
- オ 学級の全員が納得するきまりにする。

No.17 学級のルールを守るための指導

児童生徒が自発的に学級のルールを守るように導く ための指導として、ふさわしくないものを1つ選びな さい。

- ア 本当にそのルールが必要なのかどうかを話し合い、ルールづくりをする。
- イ ルールを守ることで、学級生活が安全で豊かな ものになることを確認する。
- ウー度決めたルールは変えない。
- エ 決めたルールについて、守られているかどうか を確認する仕組みを作っておく。
- オ ルールが守られないとどのようなことが予想されるかについて話し合う。

No.18 学級目標設定に向けた話合い

「このクラスのよいところ」や「こんなクラスにしたい」という思いや願いを各自に書かせるとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 他の児童生徒の直接的な批判や特定の児童生徒 を念頭においた批判はしないことを原則にする。
- イ 自らがどのようなことで関われるかを必ず入れるようにする。
- ウ 抽象的な期待だけでなく、具体的な期待を書く ようにする。
- エ クラスに対する批判的な意見だけでなく、建設 的な意見やよい点を伸ばす提案をするようにする。
- オ 問題ある児童生徒の具体的な問題点を指摘し、 直すことができるようにする。

No.19 席替えの留意点

席替えのときの留意点として、ふさわしくないもの を1つ選びなさい。

- ア いつも同じ児童生徒が同じ班にならないように する。
- イ 好きな人同士で自由に決めさせるようにする。
- ウ コミュニケーションを上手にとることができない児童生徒には、仲のよい児童生徒を同じ班にする。
- エ 学級担任が教育的意図をもって決める。
- オ 目的に応じて学力や生活力が均等になるように グループを構成する。

No.20 学級活動における話合い活動

学級活動における話合い活動(学級会)の仕方・マナーの指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア 学校や学級の生活をよりよくするための話合い

活動であることを指導する。

- イ 児童生徒の自発的・自治的な活動を尊重する が、任せることのできない議題については事前に 指導しておく。
- ウ 話し合って決まったことでも、不本意であれば 実行せずに不満や反対の意見を言うように指導す る。
- エ 司会は分かりやすい話し方や進行を心掛け、多 くの意見を引き出し、合意形成を進めていくよう に指導する。
- オ どの児童生徒も自ら意見を積極的に出し、互い の意見を尊重するように指導する。

No.21 委員会活動への参加

委員会活動に前向きに取り組ませるための指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学校生活の充実と向上のため、児童生徒が主体 的に組織づくりや役割分担を行い、協力して取り 組むことを理解させる。
- イ 委員会の一員として目標をもち、自分の役割を 果たすことの大切さを指導する。
- ウ 児童生徒の発想を生かした活動ができるように 指導する。
- エ 委員会活動の計画や運営の仕方などを学ぶこと ができるように指導する。
- オ 委員会活動は、自主的活動であり、担当教師が 違うため、学級担任が指導すべきではない。

No.22 学級目標への意識が薄れている際の指導

学級目標への意識が薄れていると感じた際の対応と して、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学級目標への意識が薄い児童生徒については、 全員の前で叱責する。
- イ 学級目標の目指していることや設定当初の児童 生徒の意気込みなどについて振り返らせる。
- ウ よりよい学級をつくるために全員で学級目標に 向かうことの大切さを再確認する。
- エ 個人で学級目標を達成するための今後の行動に ついては、カード等に書いたり発表したりする。
- オ 教師から学級目標が意識されていない状況や教師の気持ちなどについて伝える。

No.23 誰とでも仲よくする指導

特定の児童生徒だけでなく学級のみんなと仲よくするための指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学級のみんなが仲間であることを指導する。
- イ どの児童生徒もその子らしいよさをもっている

ことを指導する。

- ウ 困っていたり元気がなかったりする友達を見た ときは、声を掛けるように指導する。
- エ 学級のみんなと仲よくしたいと思わない児童生 徒がいるときは、その児童生徒とは仲よくしなく てもかまわないと指導する。
- オ 誰とでも協力して学級生活を楽しく過ごすこと の大切さを指導する。

No.24 公平性を保つ児童生徒との関わり

児童生徒からえこひいきしていると見られないため の配慮として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア どの児童生徒とも平等に話すように努める。
- イ できるだけ全員と個別に話す時間を作る。
- ウ 授業時の指名は、平等にするようにする。
- エ 話し掛けてくる児童生徒だけでなく、話し掛け てこない児童生徒にも声を掛ける。
- オ 担任に親しみを表現する児童生徒については、 特別扱いする。

No.25 宿題についての指導

宿題を出した場合において、多くの児童生徒から不満の声が上がったときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 宿題の意義や必要性について説明する。
- イ 児童生徒の気持ちを受け止め、宿題の出し方を 工夫する。
- ウ 宿題をしなかった児童生徒については、期日を 延長するなどの対応をとる。
- エ できなかった所については、個別に指導することを伝える。
- オ 児童生徒が嫌がったときは、宿題は出さないようにする。

No.26 学級の理想像を語る

教師が描く学級の理想像を児童生徒に語るとき、ふ さわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 新年度の学級開きのときに担任の願いとして伝える。
- イ 道徳科の授業や毎日の朝の会・帰りの会で毎回 語り続ける。
- ウ 定期的にどこまで理想像に近づいたかを話し、 児童生徒の頑張りや努力を評価する。
- エ 理想像を語った後に児童生徒の気持ちや考えも 聞いて、柔軟に取り入れる。
- オ 板書したり掲示用の紙に書いた物を示したりして視覚にも訴えて分かりやすく伝える。

No.27 休み時間の全員遊び

休み時間の全員遊びの留意点として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- アーみんなで遊ぶねらいをしっかり押さえる。
- イ 誰でも参加しやすい内容にする。
- ウ 約束やルールを決めておく。
- エ 安全な内容にする。
- オ 特定の児童生徒が活躍できる内容にする。

No.28 話合い活動の司会への指導

学級活動の話合い活動における司会への指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 議題の確認の場面、意見を聞く場面、まとめる 場面など、おおよその時間配分を計画しておくよ うに伝える。
- イ 賛成、反対の意見や付け足しの意見などを聞く ように伝える。
- ウ 司会者の考えに近い意見を中心に取り上げて話 合いを進めてもかまわないと伝える。
- エ 合意形成では、複数の意見を組み合わせたり、 意見のよいところを一部取り入れたりするなどの 工夫をして、折り合いを付けるように伝える。
- オ 議題から離れたり論点がずれたりしたときは、 軌道修正をするように伝える。

No.29 児童生徒の企画や活動への介入

児童生徒が企画した活動に取り組ませるときの配慮 事項として、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が企画する段階で、教師に相談するようにさせる。
- イ 費用がかかるものについては、事前に保護者に 知らせておく必要があることを伝える。
- ウ 地域の方に協力を求める活動等は、早い時期に 相談するようにさせる。
- エ 体験的な活動については、危険を伴うものがあるため、事前に安全を確認する必要があることを 伝える。
- オ 児童生徒の失敗も勉強になるため、やりたいこ とは全てやらせる。

No.30 意見がまとまらないときの対応

学級活動の話合い活動で意見がまとまらないときの 対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分にとっても、みんなにとっても、よいもの であるかどうかを考えるよう促す。
- イ 安易に多数決で決定することなく、折り合いを 付けて集団としての意見をまとめるようにさせる。

- ウ 少数意見のときは、特に反対意見は言わずに、 多数意見に従うよう指導する。
- エ 少数の反対意見が、決まったことを豊かにした り別の機会で生かされたりすることなどを説明 し、決まったことに協力するよう促す。
- オ 出された意見を整理して、組み合わせたり、よいところを取り入れたりして、新たな考えを生み出すようにする。

No.31 グループでの話合いの配慮事項

グループで話合うときの配慮事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 司会は、特定の児童生徒に年間を通して固定化する。
- イ 出された意見については、まず受け入れ、その 後に意見を出し合うようにする。
- ウ 一つの結論を見いだすときは、十分に意見を出 し合い、合意形成を図るようにする。
- エ 多様な考えを出し合い、見方を広げていく過程 を大切にする。
- オ 発言するときは、理由を明確にして自分の意見を述べるようにする。

No.32 学級活動の企画や運営への働きかけ

児童生徒が自主的にお楽しみ会などの企画や運営ができるようにするための教師の働き掛けとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 一人一人の役割を明確にする。
- イ 時間や場所も含め、全て児童生徒の自主性に任 せる。
- ウ 教師の介入をできるだけ少なくする。
- エ 話合いや活動の時間を十分に設ける。
- オ 企画を実行する時間や場所、対象者などを明確 に伝える。

No.33 自己紹介や他己紹介

児童生徒が自己紹介したり他の児童生徒を紹介したりするとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア ゲームを取り入れるなど、互いの名前を楽しく 覚えられるようにする。
- イ 互いのことをよく知ることができるようにする ため、好きなことや特技なども伝えられるように する。
- ウ 自己紹介の中で、自分が呼んでほしい言い方を 伝えるなど、互いに名前を呼びやすいように工夫 する。
- エ お互い相手のことを少しずつ覚えていけばよい ので、学級において自己紹介の機会を設定しなく

てもかまわない。

オ 学習の中でも、児童生徒同士が互いのよさを紹 介できるようにする。

No.34 集団宿泊的行事の効果

一緒に寝泊まりする集団宿泊的行事の教育効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 集団遊びや集団体験活動をすることで、一体感 を抱く。
- イ 寝食を共にすることで、互いに気を許し合える ようになる。
- ウ 一緒に掃除や炊事などの作業することで、協力 的な関係が築ける。
- エ 学校で見せる姿とは違う友達の姿を見て、多面 的に友達を見るようになる。
- オ 誰かが起こしてくれるので、寝坊がなくなる。

No.35 班ノートの効果

班ノートや班日記の効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 限定した人間関係だけの情報の共有
- イ 児童生徒同士の理解の促進
- ウ 書くことの習慣化
- エ 自分たちの班活動の振り返りの契機
- オ 自分の思いや考えの表出が苦手な児童生徒の表現の場

No.36 コミュニケーションスキルのトレーニング

コミュニケーションスキルのトレーニングとして、 適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 伝言ゲームやジェスチャーゲームなどを楽しみ ながら行う。
- イアサーションをロールプレイで行う。
- ウ 最初は、簡単な台本を用意して、コミュニケー ションに慣れるようにする。
- エ グループエンカウンターで、お互いの表現のよ さを交流し合う。
- オ 大声を出す訓練を繰り返しする。

No.37 保護者への伝達

学級での生活が児童生徒から保護者に伝わる内容の うち、注意を払う必要があるものを1つ選びなさい。

- ア うわさ話や不確かな情報
- イ 保護者の協力が必要な学習や行事の準備物
- ウ 学校での出来事
- エ 学級内で見られた心温まるエピソード
- オ 学級全体で頑張って取り組んでいること

No.38 参観日の保護者への対応

授業参観のときに廊下で大きな声でおしゃべりをしている保護者への対応として、ふさわしくないものを 1つ選びなさい。

- ア 名指しで注意する。
- イ 「授業を見てください」と呼び掛けて教室内に 導く。
- ウ さりげなく廊下に出て、口元に指を当てて 「シーッ」というジェスチャーをする。
- エ 教室内の保護者に、「少し詰めてください」と お願いし、入れるスペースをつくる。
- オ そっと「児童生徒に聞こえていますよ」と伝える。

No.39 参観日の授業

参観日の授業で配慮することとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 授業の略案を用意して教室の入り口に置くなど する。
- イ 多くの児童生徒が発言したり音読したりするなど活躍の場面をつくる。
- ウ グループや学級全体で取り組む活動を取り入れる。
- エ 保護者も考えたり挙手したりできるような内容 を盛り込む。
- オ 優秀な児童生徒が活躍する機会を多くする。

No.40 参観日における児童生徒への配慮

参観日には児童生徒も緊張しています。配慮することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 全ての児童生徒が活躍できるような工夫をする。
- イ 児童生徒の発言が誤答だったときには温かな言 葉掛けを行う。
- ウ 誰もが挙手できるような問い掛けを入れた授業 構成にする。
- エ 児童生徒のそれぞれの実力が分かるようにする。
- オ 保護者が参観できない児童生徒に配慮する。

No.41 学級懇談会の配慮

参観後の学級懇談会のもち方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア参加者が興味をもてる話題を用意する。
- イ 個々の児童生徒の問題を話題にする。
- ウ 説明のポイントを事前にまとめておく。
- エ 分かりやすいレジュメ等のプリントを用意する。
- オ 自信のないことについては、後日回答することを理解してもらう。

No.42 参観日に向けた教室環境づくり

参観日に向けた教室環境づくりとして、ふさわしく ないものを1つ選びなさい。

- ア 保護者の意識を高めるため、家庭学習の提出状況に関するグラフを廊下に掲示する。
- イ 児童生徒の机を寄せて、参観のスペースをつく
- ウ 全員の掲示物があること、掲示物の画鋲(びょう)が外れていないことなどを確認する。
- エ 教室の時計の時刻合わせをしておく。
- オ 特に個人情報に注意して教卓の上を整理する。

No.43 学級懇談会の進め方

学級懇談会の進め方として、ふさわしくないものを 1つ選びなさい。

- ア 積極的に質問を受け付ける。
- イ 保護者同士の交流の場面を設定する。
- ウ 学級委員の保護者に進行などを全て任せる。
- エ 教師の話が長くならないようにする。
- オ 家庭でのしつけや家庭学習の方法など、保護者 の参考になりそうな資料を用意する。

No.44 学級懇談会の内容

学級懇談会で保護者同士の交流を促すための工夫と して、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒全員のテスト結果を回覧する。
- イ 机をコの字型などにして、互いの顔が見えやす くする。
- ウ 児童生徒の様子を作品や映像などで具体的に伝 えるようにする。
- エ 名前を伏せて児童生徒の作文を紹介し、誰のものか当てるクイズなどを採り入れる。
- オ 机上に名札を置くなどして、互いが知り合い交 流しやすい雰囲気をつくる。

No.45 学級懇談会の話題

年度当初の学級懇談会の話題として、適切ではない ことを1つ選びなさい。

- ア 学級の経営方針を伝える。
- イ 担任の自己紹介をする。
- ウ参加した保護者に自己紹介を求める。
- エ 以前担任した学級と比較して劣っていることなどを率直に述べる。
- オ 教材の予算案を提示し、説明する。

No.46 家庭訪問の話題 (1)

家庭訪問の話題として、ふさわしくないものを1つ

選びなさい。

- ア 健康状況
- イ 家庭での様子
- ウ 保護者が把握している友人関係
- エ 学級担任や学校への要望
- オ 児童生徒の友人の家庭環境

No.47 家庭訪問の話題(2)

家庭訪問の話題として、ふさわしくないものを1つ 選びなさい。

- ア 学習の様子
- イ 他の児童生徒や前の担任への批判
- ウ 行事への取組
- エ 本人の将来への夢や進路
- オ 友人関係

No.48 家庭訪問時に確認すること

家庭訪問のときに確認することとして、ふさわしく ないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の家のある場所
- イ 通学路の危険箇所
- ウ 家の周りの公園や施設など
- エ 家庭の知られたくないプライバシー
- オ 児童生徒がいつも遊んでいる所や友達の家

No.49 家庭訪問の留意点

家庭訪問のときに児童生徒の家業によって留意すべ きこととして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 酪農業、畜産業、養鶏業などに従事していると きは、履物の消毒の指示を受けるなどする。
- イ 小売店などの自営業のときは、特に留意することはない。
- ウ 農水産業のときは、天候や状況に応じて、実施 時期を設定したり変更したりするなど弾力的に対 応する。
- エ 共働き家庭が多い昨今の状況から、訪問日程の 希望調査を行う。
- オ どの家業であっても、兄弟関係で日程をそろえるなど配慮する。

No.50 家庭訪問の目的・在り方

家庭訪問の目的・在り方として、不適切なものを1つ選びなさい。

- ア 家庭訪問は、児童生徒の生活環境を把握するために行う。
- イ 自宅での養育状況を観察、把握するために行う。

- ウ 児童生徒の学習環境を把握する必要があるため、必ず学習する場所を見せてもらう。
- エ 限られた時間内で効率よく、訪問する必要があるため、話す内容について事前に調整する。
- オ 家庭訪問については、近年、隔年実施、玄関先 訪問などの形式が増えている。

No.51 家庭訪問の留意事項

家庭訪問の留意事項として、当てはまらないものを 1つ選びなさい。

- ア 決めた訪問時刻を守る。
- イ 自分からの思いや情報を一方的に話さず保護者 の話を聞く。
- ウ 聞いたことのプライバシーをしっかり保護する。
- エ 質問に対しての回答が正確にできないときは、 即答せずに持ち帰る。
- オ 時間が長引いても予定したことを全て話す。

No.52 玄関先でのマナー

玄関先でのマナーとして、間違っているものを1つ 選びなさい。

- ア 羽織っているコートやジャンパー類は玄関前で 脱ぐ。
- イ 促されてから上がり、靴をそろえる。
- ウ 呼び鈴を鳴らし、氏名と要件を述べる。
- エ 玄関先に児童生徒がいたときは、保護者の許可 を得ずに一緒に入ってもよい。
- オ 訪問前に服装や頭髪等、身だしなみを整える。

No.53 保護者からの相談

保護者から「児童生徒のことで相談したいことがある」と言われたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 電話などで内容を確認し、来校いただくか、家 庭訪問をするか、相談する。
- イ まずは、傾聴し、誠意をもって対応する。
- ウ 管理職に相談の内容を報告し、アドバイスを受ける。
- エ クレームに発展したときは、複数人で面談する ようにする。
- オ 事実関係がはっきりしないときも、自分の責任 で答えて安心させる。

No.54 学級通信の内容

学級通信の内容や配慮事項として、ふさわしいもの を1つ選びなさい。

ア 作品紹介は、同じ児童生徒に偏らないようにす

る。

- イ 他の児童生徒の手本になるような特定の児童生 徒の作品を連続して掲載する。
- ウ 問題行動について氏名入りで描写し、問題提起 する。
- エ テスト結果の一覧を掲載する。
- オ 教師の支持する政党や信じる宗教について紹介する。

No.55 学級通信作成のポイント

学級通信作成のポイントとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 読者は保護者なのか児童生徒なのかを明確にする。
- イ 通信を出す目的を明確にする。
- ウ 誤解を与える言葉遣いや内容にならないよう確 認する。
- エ 児童生徒の学校での様子が分かるものにする。
- オ 保護者への協力依頼を中心とする。

No.56 学級通信の効果

学級通信の効果として、当てはまらないものを1つ 選びなさい。

- ア 学級全体の成長や児童生徒のよさを紹介することで、児童生徒が意欲的な学校生活を送ることができる。
- イ 児童生徒ができていないことを指摘することに より、発奮を促す。
- ウ 他の児童生徒が取り組んだ内容や方法を知ることで、視野が広がったり具体的な方法とその効果が分かったりする。
- エ 教師が児童生徒のよいところを見ていることを 伝えることで、信頼関係を築くことができる。
- オ 児童生徒が通信で紹介されている友達の頑張りを見て、認め合う雰囲気を高めることができる。

No.57 保護者からのクレームへの対応

保護者からクレームが寄せられたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事実を確認後、直ちに管理職に報告する。
- イ 指摘された内容について、事実確認を行う。
- ウ 落ち度があったときは、速やかに家庭訪問を行 うなどして、丁寧に対応する。
- エ 学校側に落ち度はなくても保護者に誤解を与えている可能性があると考え、丁寧に対応する。
- オ 指摘された内容が指導方針や事実と異なるときは、特に管理職に報告しない。

No.58 保護者へのメール送信の留意点

保護者にEメールを一斉送信するときの留意事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア メールの内容や文面、送信のタイミングなどに ついては、送信前に管理職に確認してもらう。
- イ 親近感をもって接してもらうために敬語は使わず、友達感覚のメール文にする。
- ウ 個人情報が流出しないよう十分に気を付ける。
- エ 連絡漏れがないように、送信先を複数の目で確 認する。
- オメールの文面は、簡潔にまとめる。

No.59 保護者への連絡方法

学校でトラブルがあったとき、保護者に連絡する方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 大切なことは電話ではなく、可能な限り家庭訪問をして伝えるようにする。
- イ 家庭訪問ができないときは、電話で伝えるよう にする。
- ウ メールアドレスを把握している保護者に対して は、メールでの連絡を基本とする。
- エ 可能な限り、児童生徒が帰宅する前に伝える。
- オ 必要に応じて連絡帳等にトラブルの内容を記録 として残し、児童生徒に持たせる。

No.60 保護者への情報発信

保護者にメールやプリントで情報を一斉発信すると きに心掛けることとして、ふさわしくないものを1つ 選びなさい。

- ア 保護者が一読して分かるような表現を心掛ける。
- イ 個人が特定されるような内容は、事前に確認してから掲載する。
- ウ ふだんの学校生活の中での児童生徒の頑張りの 様子を紹介する。
- エ 家庭が準備するものについては、早めに連絡するように配慮する。
- オ 忘れ物や児童生徒同士のトラブル等、学級の出来事については、個人名も挙げて掲載する。

No.61 学級崩壊の捉え

文部省委嘱研究最終報告書「学級経営をめぐる問題の現状とその対応」(平成12年3月)において示された学級がうまく機能しない状態(いわゆる「学級崩壊」)の捉えについて、次の文の()に当てはまる言葉を選びなさい。

「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指示に従わず、()が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期

間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決 ができない状態に立ち至っている場合」

ア 会話 イ 当番活動

ウ 授業 エ 信頼関係

オ 保護者の協力

No.62 学級崩壊の未然防止

学級がうまく機能しない状態(いわゆる「学級崩壊」) を防ぐための方針として、ふさわしくないものを1つ 選びなさい。

- ア 互いによさを認め協力し合う支持的風土のある 学級づくり
- イ 学級担任の毅(き)然とした対応による規範意 識づくり
- ウ きめ細かな児童生徒理解と日常的なコミュニ ケーションによる信頼関係づくり
- エ ルールの確立よりも教師と児童生徒が友達のようになる関係づくり
- オ 他の教職員との情報共有や協力体制づくり

No.63 学級崩壊の兆候(1)

学級がうまく機能しない状態(いわゆる「学級崩壊」) の兆候が出始めたと感じたときの行動として、ふさわ しくないものを1つ選びなさい。

- ア 学級担任の責任として、一人で対応する。
- イ 管理職等に学習指導の方法に関する助言を受ける。
- ウ 管理職等に児童生徒とのコミュニケーションの 取り方に関する助言を受ける。
- エ 他の教職員に児童生徒から共感的に理解する立場で話を聞いてもらい、その内容を伝えてもらう。
- オ 管理職等に授業参観等を依頼し、状況を把握し てもらい、指導に関する助言を受ける。

No.64 学級崩壊の兆候(2)

学級がうまく機能しない状態(いわゆる学級崩壊)の兆しが見えたときの教師集団の対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア PTA役員にも状況を伝え、情報を共有する。
- イ T·T (ティーム・ティーチング) で学級に入り、複数人で学級の指導を行う。
- ウ 学級で対応に困る児童生徒に関して、学校全体 でケースカンファレンスを行う。
- エ 別の教師が担任教師の悩みや思いを聞き、精神 的に支える。
- オ 常に学級担任が一人で責任をもって対応する。

No.65 学級崩壊(1)

学級崩壊の兆しが見えたときの対応として、ふさわ しくないものを1つ選びなさい。

- アゲームなどで人間関係づくりを進める。
- イ 原因は全て児童生徒にあるため、より厳しい指 導をする。
- ウ 児童生徒一人一人と面談をして、不満や悩みを 聞く。
- エ 強圧的な指示や言い方になっていないか自分の 指導を振り返り、共感的な関わりを心掛ける。
- オ 体験的な活動を取り入れるなど、学び合う楽し さが実感できる授業を多く行う。

No.66 学級崩壊(2)

学級崩壊に結びつきやすい指導として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の集団づくりよりも、教師の下に全て を管理する指導を行う。
- イ 極めて強い口調で強圧的に指導していく。
- ウ 小さなことでも児童生徒に任せずに、全て教師 の指示どおりにさせる。
- エ 従わない児童生徒やできない児童生徒を強く叱責する。
- オ 教師が児童生徒の話を受け入れながら、教師の 思いも明確に伝えていく。

No.67 学級崩壊からの回復

学級がうまく機能しない状態(いわゆる「学級崩壊」) を回復させるための手立てとして、ふさわしくないも のを1つ選びなさい。

- ア 状況の正確な把握を学校全体で組織的に行う。
- イ 児童生徒の実態に即し、学級経営や授業の在り 方を見直して信頼関係づくりを進める。
- ウ 教育委員会や関係機関の助言などを得るのでは なく、実情を把握している学校が責任をもって対 応する。
- エ 保護者との緊密な連携の下、学級の様子を共有 し、支援を得るなどして一体となった取組を進め る。
- オ 合同授業やT·T (ティーム・ティーチング)、 支援員の活用など集団指導体制を構築する。

No.68 教師への反発

教師にグループで反発する児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 状況を把握し、原因を探る。
- イ 学年や生徒指導部に報告、相談する。

- ウ 児童生徒の思いを受け止める。
- エ リーダー格の児童生徒を特に厳しく叱責する
- オ 児童生徒との関わり方を見直し、工夫・改善する。

No.69 学級崩壊の社会的背景とその対応

学級がうまく機能しない状態(いわゆる学級崩壊)が起こりやすい社会的背景の捉えや対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 高校や大学への進学が容易になったため、学習 する目的をより明確にさせる必要があるといわれ ている。
- イ 人間関係が希薄になって社会性が低下している といわれており、社会性を高める指導が必要であ る。
- ウ 学校に協力的でない保護者が増えているといわれており、保護者の啓発を丁寧にする必要がある。
- エ 家庭の教育力が低下しているといわれており、 従来家庭で行われていたしつけについても啓発し ていかなければならない。
- オ 教師に対する敬意が不足していることが学級崩壊の原因といわれており、教師の言葉に服従させる必要がある。

No.70 学級レクリエーションを通した学級集団づくり

学級レクリエーションを年間通して行う上で、ふさわしくないことを1つ選びなさい。

- ア 年度当初に学級レクリエーションを行う日程に ついてある程度を決めておき、見通しをもって準 備する。
- イ 季節に関する行事に合わせて学級レクリエー ションを組み込む。
- ウ 学級レクリエーションの内容や方法の一部について児童生徒に企画させる。
- エ 人間関係が高まるゲーム等を選ぶ。
- オ 学級レクリエーションの反省と計画について毎 週話し合わせる。

No.71 遠足の際の配慮事項

遠足のときの配慮事項として、当てはまらないもの を1つ選びなさい。

- ア 健康観察
- イ 交通安全とマナー
- ウ 隊列から遅れがちな児童生徒
- エ 休憩の時間や場所
- オ お弁当やおやつの内容

No.72 清掃活動で育てたい資質

清掃活動を通して育てたい資質として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 自分の好きな仕事を選ぶ意志
- イ 働くことの大切さや喜びを感じる心
- ウ 協力する心
- エ 美化、清潔への意識
- オ 学校や教室を大切にする心

No.73 朝の会・帰りの会のねらい

朝の会・帰りの会のねらいや活動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 一日のめあてづくりと振り返りを通して、自律 的な生活を送る。
- イ 家庭や地域の教育力を高める。
- ウ 学級集団の一員としての自覚を高め、よりよい 集団を作ろうとする。
- エ 学級の問題に目を向け、主体的に解決していく 態度を育てる。
- オ 学級の目標達成に向けた活動を取り入れる。

No.74 教室清掃の内容

教室清掃の内容やきまりとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 窓を開け、清掃用具の分担や準備をする。
- イ 床を掃いたり机を並べたりする。
- ウ 机や棚、黒板を拭く。
- エ ごみや水を捨てる。
- オ 自分の仕事が終わったときは、すぐに遊びに行く。

No.75 学芸会、学習発表会、文化祭における指導 内容

学芸会、学習発表会、文化祭における指導内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 失敗した児童生徒への叱責
- イ 相手意識を持って発表すること
- ウ 協力して行事の目的を達成すること
- エ 鑑賞態度やマナー
- オ 自分の役割に責任をもつこと

No.76 集団宿泊的行事における指導内容

集団宿泊的行事の指導内容として、ふさわしくない ものを1つ選びなさい。

- ア 公衆道徳やマナーを順守すること
- イ 金銭や持ち物の管理の仕方

- ウ 思い出づくりを優先すること
- エ 健康と安全を優先すること
- オ 集団宿泊的行事の目的

No.77 係活動の指導のポイント

係活動の指導のポイントとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 係の種類や所属を学級会で話し合って決めるようにする。
- イ 児童生徒が自主的に創意工夫できる活動内容に する。
- ウ 児童生徒の自治的活動であるため、教師は一切 関わらないようにする。
- エ 朝の時間や休み時間等、活動の時間を確保するようにする。
- オ 互いの係の活動内容の紹介や成果の発表の場を 設定する。

No.78 給食中、給食後の指導

給食中、給食後の指導事項として、ふさわしくない ものを1つ選びなさい。

- ア 好き嫌いをしないこと
- イ 箸やフォーク、スプーンの使い方
- ウ 口に食べ物を入れたまま話さないこと
- エ お代わりのルール
- オ 食べ終わったときは、すぐに片付けて遊びに行くこと

No.79 グループ編制

行事に向けて高め合うグループを編制するために留意することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 好きな児童生徒同士でグループを編制する。
- イ 発達の段階に応じた編制に留意する。
- ウ 日頃の人間関係に配慮する。
- エ 取組内容と編制するグループのバランスを考慮する。
- オ 目的に応じた適切な編制となるよう事前指導を 入念に行う。

No.80 行事の話合い活動の配慮事項

行事の企画に関する話合い活動の指導のときの配慮 事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 話合いのめあてを明確にする。
- イやりたいことは制限せずに認める。
- ウ 活動の条件等を事前に提示しておく。
- エ 発達の段階に応じた合意形成の方法に留意する。

オ 取組の時間や作業の分担量が偏らないよう指導 する。

No.81 遠足で孤立している児童生徒

遠足の昼食時間に一人で離れて弁当を食べている児 童生徒への対応として、ふさわしいものを1つ選びな さい。

- ア 教師がその児童生徒を誘い、どこかのグループ に導くようにする。
- イーそのまま放っておく。
- ウ 他の児童生徒に、一緒に食べるように指示する。
- エ 強制的にどこかのグループに入れる。
- オ 保護者に電話し、どこかのグループに入るよう に説得してもらう。

No.82 行事のねらい

行事を通じて集団の一員としての自覚を高めるためのポイントとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 自己の役割を果たすこと
- イ 目標にかかわらず、やりたいことをすること
- ウ 仲間と協力すること
- エ 目標を意識して達成に向けた努力をすること
- オ よりよい交流の場を設定すること

No.83 運動会、体育祭の指導

運動会、体育祭に取り組む際の指導内容として、ふ さわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 折に触れて運動会、体育祭の目的を示すこと
- イ フェアプレー精神の大切さ
- ウ 安全への留意
- エ 失敗した児童生徒への批判や叱責
- オ ルールやきまりの確認

No.84 地域でのボランティア活動

ボランティア活動として地域の清掃活動に取り組む とき、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 不法投棄された粗大ごみを同収する。
- イ 地域の人にも呼び掛けて共に清掃する。
- ウ 空き缶やごみを拾う。
- エ 資源ごみをリサイクル業者に引き渡し、収益金を寄附する。
- オ ゴム手袋の着用や火ばさみの使用など衛生面や 安全面に配慮する。

No.85 一日の振り返りの方法

帰りの会で一日の生活を振り返させる方法として、

ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が間違えたことや失敗したことについて学級全員に反省の意を伝え、翌日から繰り返さないようにする。
- イ 担任が数日かけて、学級全員のよさや頑張りに ついて具体的に伝える。
- ウ 児童生徒が友達の頑張りやよさを発表する場面 を設定する。
- エ 児童生徒がカードやノートなどに、自分の頑張 りやよさを記録して保護者にも伝わるようにする。
- オ 担任がその日の印象について実感を込めて語り、明日も楽しみにしていることを伝える。

No.86 欠席児童生徒への対応

欠席した児童生徒がいたときの対応として、ふさわ しくないものを1つ選びなさい。

- ア 放課後に電話や家庭訪問により、家での様子を 聞いたり、学校の様子や授業の内容を知らせたり する。
- イ その日の配布物や返却物は、まとめておき、次 回登校時に渡すようにする。
- ウ 欠席した児童生徒やその保護者がその責任で全 て対応する。
- エ 児童生徒の状況に応じて、家庭でも無理なくで きる課題を伝える。
- オ 清掃時や給食時の机移動などは、近くの児童生 徒に忘れずにさせる。

No.87 欠席や遅刻への配慮

児童生徒が欠席や遅刻をしたときの理由として、優 先順位の最も低いものを1つ選びなさい。

- ア 通学距離
- イ 通学路の気象状況
- ウ 感染症への罹(り)患
- 工 通院
- オ 家庭の事情

No.88 席替えの目的

席替えの目的として、ふさわしくないものを1つ選 びなさい。

- ア 気分を新たにし、学級生活への意欲を高める。
- イ 学習条件の均等化を図る。
- ウ 交友の範囲を広げる。
- エ 教師の気分転換を図る。
- オ 多様な人とふれあうことで、視野や価値観を広げる。

No.89 学校通信

学校通信(学校便り)の内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 今年度の学校経営方針
- イ 発行月の児童生徒の様子や主な学校行事のねら
- ウ 学習指導要領の改訂内容や教育課程の変更点
- エ 日頃お世話になっている地域の方々へのお礼
- オ 家庭や地域の実情に対する困惑や批判

No.90 代表選考等

運動会や体育大会の代表選手、学芸会や文化祭のピアノ伴奏等、児童生徒から代表を選考するときの事前の説明及び選出方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア条件を明確に提示する。
- イ 選考の機会を複数回設定する。
- ウ 児童生徒の了承なしに教師の思いで決める。
- エ 選考の過程の記録をしっかり残しておく。
- オ 担任や教科担任、児童生徒など複数人の目で記録に当たる。

No.91 傘の扱い方指導

傘の扱い方の指導として、適切なものを1つ選びな さい。

- ア 傘はたたんで束ね、所定の場所にしまう。
- イ 傘が濡れているときは、水がよく切れるように 束ねない。
- ウ 傘は広げて玄関のたたきに置く。
- エ 校舎に入る前に、傘を振り回して水を切る。
- オ 傘は教室で乾かす。

No.92 靴箱の使い方指導

靴箱の使い方指導として、適切なものを1つ選びな さい。

- ア 靴は踵(かかと)をそろえて靴箱に入れる。
- イ 見た目を気にせず、靴は素早く出し入れする。
- ウ 靴箱に入りにくい長靴は、たたきに置く。
- エ 靴底の水や泥などは気にせずに靴箱に入れる。
- オ 靴箱が汚れていても気にしない。

No.93 登下校時の指導内容

登下校時の指導内容として、ふさわしくないものを 1つ選びなさい。

ア 始業前に忘れ物に気付いたときは、すぐに取り に帰ること

- イ 通学路を通るようにすること
- ウ 交通事故や不審者に気を付けるようにすること
- エ 自転車での登下校が許可されているときは、安 全な乗り方を守ること
- オ 一旦帰宅してから遊びに行くこと

No.94 居残り指導

児童生徒を居残りさせて指導することへの留意点として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 可能な限り居残り指導はしない。
- イ 発達の段階によっては、児童生徒と一対一にな らないなどの配慮をする。
- ウ 居残りさせる理由や帰宅時間等について、事前 に管理職や保護者に知らせる。
- エ 児童生徒が帰宅するときは、保護者の迎えを要請したり、教師が自宅まで送ったりするなど、安全を確保する。
- オ 放課後に課題が終わらないときは、休日に児童 生徒を登校させる。

No.95 席替えの際の配慮事項

席替えのときの配慮事項として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 学習塾に通っているかどうか
- イ 視力
- ウ 体格差
- エ 児童生徒の人間関係
- オ 児童生徒の学び方や個性

No.96 内面的な目標達成に向けた指導

個々の児童生徒が内面的な目標(よりよい人間関係、 人間形成などを考えるアプローチ)を設定するとき、 指導する上でふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分の内面的な課題を発見するように促す。
- イ 内面的な目標は、必ずしも公開する必要がない が、紙に書いたり教師に伝えたりして明確にする。
- ウ 内面的な目標は、学習面だけでなく、行動面・ 人間関係面においても重要であることを伝える。
- エ 行動面・人間関係面の目標は、長期間の目標として、継続的に取り組むべきであることを伝える。
- オー度設定した目標は、事情を問わず修正を認めない。

3 学習指導•授業改善

No.1 地域の情報収集

転勤したときにその地域の情報を得るための方法と して、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 役場が出している地域概況を見たり、役場情報 コーナーに行ってみたりする。
- イ 図書館の郷土史料コーナーを見る。
- ウ 教育委員会の社会教育担当課に地域団体のこと などを聞いてみる。
- エ 博物館・科学館などの施設に行ってみる。
- オ その地域に住むと自然に分かることであるため、特に情報収集は必要ない。

No.2 ブレインストーミング法

1つの論題について、多数のアイディアをより多く出せる「ブレインストーミング法」のルールとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 賛成者の多い意見を重視する。
- イ アイディアを結合して改善する。
- ウ 自由奔放に考えることを推奨する。
- エ 質より量を重んじる。
- オ 批判は厳禁とする。

No.3 語彙力を高める方法

語彙力を高める方法として、ふさわしくないものを 1つ選びなさい。

- ア 説明文を中心とした本を読んでみる。
- イ それぞれの知識を結び付けながら、物事の見方 を多面的に捉えるように意識する。
- ウ 考えたことを体系的にまとめて説明してみる。
- エ 異なる意見の矛盾を突き合わせて考えることで、新たな考えを見いだす。
- オ 最先端の言葉が出てくる文章について繰り返し 読み書きする。

No.4 概念形成力を高める方法

概念形成力を高める方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 共通点を抜き出す。
- イ 重要ではない相違点は切り捨てる。
- ウ 共通点を表す言葉を探す。
- エ 発想することが重要であるため、そのことを最も大事にする。
- オ 共通点を表す言葉のほか、言い換えられる言葉

を探してみる。

No.5 パネルディスカッション

パネルディスカッションの説明として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア テーマについて3つ以上の対立した意見や別の 観点から考えを主張する。
- イ 相反する2つの立場に分かれて議論し合う。
- ウ 取り仕切るコーディネーターを置く。
- エ 各意見の主張は、同じ時間の長さで行う。
- オ パネリストの発表を聞き、フロアーが意見を発 言する。

No.6 カリキュラムマネジメント(1)

学校全体で進めるカリキュラムマネジメントを踏まえ、個人として取り組むとき、ふさわしくないものを 1つ選びなさい。

- ア 各教科間の関連性を再確認したり具体化したり する。
- イ 教科学習で指導したこと、及び日常生活との関連で気付いたことを記録する。
- ウ 考え方や論理として、自分なりに結び付くと思 うものを記録する。
- エ 既習事項の発展と現在の学習事項の関連性を記録する。
- オ 児童生徒とカリキュラムマネジメントの理念を 共有し、教育課程の改善に努める。

No.7 カリキュラムマネジメント(2)

身近な地域の素材を取り上げて、カリキュラムマネジメントにつなげていく方法として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 地域素材と各教科の内容との関連性をつないで みる。
- イ 過去の地域素材を使った学習内容との関連性を 書き出してみる。
- ウ 地域素材を調べるときは、図書館の分類法等を 用いて整理してみる。
- エ 教科書に取り上げられている地域素材と比較することで得られる気付きを想定してみる。
- オ 観光の素材になりそうなものを取り上げてみる。

No.8 仮説の設定方法

仮説の設定方法として、効果的ではないものを1つ 選びなさい。

- ア 一つの項目から派生したイメージマップで、線 を引いた項目同士の間で何が関連するかについて 仮説を立てる。
- イ 過去から見た現在の状況を捉え、その違いの要 因について仮説を立てる。
- ウ様々な仮説を多数決により一つに集約する。
- エ 他者の仮説を参考にして、自分の仮説をより妥 当なものに変更する。
- オ 事実を根拠として仮説を立てる。

No.9 自習時間の手立て

自習時間の手立てとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 集中していなかった児童生徒については、他の 児童生徒がその名前を黒板に書くこととする。
- イ 課題を早く終えた児童生徒が次に何をすればいいのか示しておく。
- ウ ネームカードを移動するなど、各自の進捗状況 を視覚化する。
- エ 困ったことが起こったときの対処方法について 伝えておく。
- オ 具体的な作業内容を明確にし、何をどこまですればいいのか示すようにする。

No.10 補助教材の扱い方

補助教材の扱い方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 加工するときは、著作権などの関連の法規に配 慮する。
- イ 学校や児童生徒の実態に合うものを活用する。
- ウ 計画的に活用をする。
- エ 予算があるときは、市販教材の購入を検討する。
- オ 指導の効果が期待できるものを見付けたとき は、児童生徒にすぐに購入させる。

No.11 ALTとの連携

授業者が外国語指導助手(ALT)と連携するときの配慮事項として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア ALTのプロフィールを教育委員会に確かめ、 宗教上配慮すべき点などを把握する。
- イ ALTの日本語会話能力について確認する。
- ウ ALTとの連絡手段を事前に把握する。
- エ 授業の資料については、事前送付、印刷、配布

方法などをALTと確認する。

オ ALTの指導方針を優先して授業づくりをする。

No.12 TTにおけるサブ・ティーチャーの役割

TT (ティーム・ティーチング) におけるサブ・ティーチャーの役割として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 授業についていけない児童生徒や集中できない 児童生徒への個別指導を行う。
- イ メイン・ティーチャーに児童生徒の見取りを伝える。
- ウ 児童生徒が分からない様子があるときは、メイン・ティーチャーに許可を得た上で代わりにクラス全体に教える。
- エ 補助役に徹して、机間指導のサポートのみを行う。
- オ 教師間で連携し、和やかな雰囲気をつくる。

No.13 ゲストティーチャーを招いた際の授業者の 位置

ゲストティーチャーを招いたときの授業者の位置として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 講演の邪魔にならない会場の最後方
- イ 児童生徒の表情や学び方が見えやすい斜め前
- ウ 児童生徒と一緒に聴ける児童生徒の横や列の中
- エ 配慮を必要とする児童生徒の近く
- オ 必要に応じてゲストティーチャーや児童生徒に 声が掛けられる少し離れた位置

No.14 席替えの際の留意点

席替えのときの配慮事項として、適切ではないもの を1つ選びなさい。

- ア 席替えする前に、誰と一緒になっても嫌がらな いことを確認する。
- イ あまり話していなかった児童生徒と話ができる ようになるよさを理解させる。
- ウ 班のリーダーになれる児童生徒をそれぞれの班 に配置する。
- エ 問題を起こしそうな児童生徒が固まらないよう に配置する。
- オ 好きな人同士で早いもの順に席を決めてもかま わないことにする。

No.15 電子黒板の活用

電子黒板の効果的な活用方法として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

ア 教材作成の負担を軽減し、他の業務時間を生み

出す。

- イ フラッシュ型教材などで、変化のある繰り返し 学習を展開する。
- ウ 実物を用意できる教材であっても、写真や動画 で代用する。
- エ シミュレーションや動画・写真などの映像、児 童のノート、インターネットの情報を提示する。
- オ 教科書や写真などを拡大提示して、電子ペンで 書き込むことで、指導内容や指示をより明確にする。

No.16 全員発言

全員が発言できる雰囲気づくりを進めるとき、ふさ わしくないものを1つ選びなさい。

- ア 他の人の意見はまず受け入れて発言の途中で否 定しない。
- イ 人をからかうような内容でも容認し、とにかく 発言するように促す。
- ウ 間違うことを駄目であると思わないように指導 する。
- エ どの児童生徒の意見も分け隔てなく尊重する。
- オ 勇気を出して発言することが他の児童生徒のためになっていることを示唆する。

No.17 授業時のノート点検

児童生徒がノートを教卓まで持ってきて丸付けをするとき、列が長くなると遊びやおしゃべりが生じます。 次の中から適切な人数を1つ選びなさい。

ア 1~5人程度 イ 6~10人程度

ウ 11~15人程度 エ 16~20人程度

オー上限はない。

No.18 放課後の個別指導

放課後を利用して補習的な個別指導をするときの配 慮事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事前に予定を聞き、日時を決める。
- イ 保護者の了解を得る。
- ウ 学級全員の前で叱責し、残るように言う。
- エ 個別指導をどのくらいの時間でするかを伝える。
- オー受けたいかどうか、本人の希望も聞く。

No.19 ポートフォリオ評価

ポートフォリオ評価の説明として、当てはまらない ものを1つ選びなさい。

ア ポートフォリオとは、入れ物の中に一人一人の 児童生徒の学習到達の成果及びそこに到達するま での過程が分かるような資料・情報を目的的・計 画的に集積したものである。

- イ ポートフォリオにより学力を振る舞いへと可視 化して見取る評価方法である。
- ウ 学びの成果物等を蓄積することで、学習の過程 を評価する方法である。
- エ 児童生徒の発達の段階を踏まえ、ポートフォリオに残すものを選ばせるのも効果的である。
- オ ポートフォリオを通して、児童生徒が自分の学 びの達成状況を把握することができる。

No.20 パフォーマンス評価

パフォーマンス評価の説明として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア パフォーマンス課題により学力を振る舞いへと 可視化して見取る評価方法である。
- イ ルーブリックという評価基準を使って評価する。
- ウ 従来のテストで見えにくい「思考力」「表現力」 を図るのに適している。
- エ 学びの成果物等を蓄積することで、学習の過程 を評価する方法である。
- オ 表面的で幅広い理解だけでなく、より個別的で 詳細な評価を行うことができる。

No.21 通知表の所見欄に記載する内容

通知表の所見欄に記載する内容として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学習塾や習い事等における成果
- イ 学習の成果として顕著な内容
- ウ 特別活動に関して特記すべき内容
- エ 今後の指導方針
- オ 家庭での協力を依頼する内容

No.22 偏差値

受験などにおいて広く使用される指標の1つである 偏差値の説明として、ふさわしくないものを1つ選び なさい。

- ア ある数値がサンプルの中でどれくらいの位置にいるかを表した無次元数であり、平均値が50、標準偏差が10となるように標本変数を規格化したものである。
- イ 利用価値が高いのは、サンプルの数値の分布が 正規分布に近い状態の場合であり、正規分布と大 きく異なる場合には適切な指標となり得ないとき がある。
- ウ 学力検査の結果を表す学力偏差値は、入学試験 の合格率の判定などに広く使われている。
- エ 知能検査の結果を表す知能偏差値は、教育など に役立てるため、知能指数などとともに使われて いる。
- オ 通知表にある5段階で評価される数値のことであり、テストの得点だけではなく、日々の取組も評価対象となる。

No.23 自己評価の留意点

児童生徒が自己評価するときの留意点として、当て はまらないものを1つ選びなさい。

- ア 自分自身の学習目標を持たせる。
- イ 情意面も評価する。
- ウ新たな課題や気付きを持たせる。
- エできたかできなかったかだけを評価する。
- オ 評価の結果を受け止め、原因を考えさせる。

No.24 通知表の所見欄の配慮事項

通知表の所見を記載するときの配慮事項として、当 てはまらないものを1つ選びなさい。

- アよい面や伸びた面を褒める。
- イ 努力を要するものについては具体的に指摘する。
- ウ次への励みになるような記述を心掛ける。
- エ 個人内評価を考慮する。
- オ 前回の記載から大きく変えないようにする。

No.25 学習評価の在り方

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成31年1月)に示された「(1)学習評価の基本的な枠組み」について、(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せを選びなさい。

「学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の(A)を評価するものである。現在、各教科の評価については、(A)を分析的に捉える「観

点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「(B)」として実施するものとされている。」

 ア A
 知識・理解
 B
 道徳

 イ A
 知識・理解
 B
 所見欄

 ウ A
 学習状況
 B
 個人内評価

 エ A
 学習状況
 B
 道徳

オ A 到達状況 B 個人内評価

No.26 指導と評価の一体化

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」 (平成31年1月)に示された「(2)主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価」について、 () に当てはまる言葉を選びなさい。

「特に指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための()を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。

ア 評価の段階 イ 指導という視点 ウ 評価の分析結果 エ 評価という視点

オ 指導の分析結果

No.27 目標に準拠した評価

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成31年1月)に示された「(7)指導要録の改善について」について、(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せを選びなさい。

「評定については、平成13年の指導要録等の改善通知において、それまで集団に準拠した評価を中心に行うこととされていた取扱いが、学習指導要領に定める(A)に準拠した評価に改められており、すなわち評定には、各教科等における児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の(B)を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが期待されている。」

 ア A 目標
 B 目標の実現状況

 イ A 目標
 B 目標の理解状況

 ウ A 内容
 B 内容の定着状況

 エ A 内容
 B 内容の実現状況

 オ A 方法
 B 方法の理解状況

No.28 学習評価の考え方

学習評価についての考え方として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 主体的に学習に取り組む態度は、挙手の回数や ノートの取り方など、性格や行動面の傾向が一時 的に表出された場面を捉える。
- イ 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない 児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況 については、個人内評価として実施する。
- ウ 児童生徒の学びの評価にとどまらず、教育課程 や学習・指導方法の評価と結び付け、学校教育全 体のカリキュラム・マネジメントに位置付ける。
- エ 児童生徒自身が自らの学びを振り返って次の学 びに向かうことができるようにする。
- オ レポートの作成、発表、作品の制作等の多様な 活動に取り組ませるパフォーマンス評価などを取 り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、 多面的・多角的な評価を行う。

No.29 朝の読書の 4 原則

朝の読書推進協議会推奨の朝の読書の4原則に当て はまらないものを1つ選びなさい。

- ア みんなでやる。 イ 毎日やる。
- ウ 好きな本でよい。 エ 20~30分間読む。
- オーただ読むだけ。

No.30 家庭学習の習慣化(1)

家庭学習を習慣化するための家庭との連携の方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 生活リズムを整え、家庭での学習時間を確保してもらう。
- イ 家庭学習のノートなどに、保護者の確認欄を設 ける。
- ウ 内容や方法については、家庭に一任する。
- エ 児童生徒が学んでいる内容を伝える。
- オ テレビやゲームのルールを作り、家庭学習に集 中できるようにしてもらう。

No.31 家庭学習の習慣化(2)

家庭学習の習慣化を図る手立てとして、ふさわしく ないものを1つ選びなさい。

- ア 提出された家庭学習の答え合わせをする。
- イ 個々の能力に合った内容や方法の選択肢を示す。
- ウ 家庭学習の方針や内容、方法などを学年や学校 全体である程度統一する。
- エ 個々の取組状況をシールやグラフで学級全体に 知らせる。

オ 家庭学習の時間の目安を決めておく。

No.32 地域における職業体験

地域において職業体験に取り組むとき、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア地域の身近な職業を体験させる。
- イ 集団の力で、大きな成果が出ることを実感させる。
- ウ働いた成果を振り返りで確認する。
- エ 取り組む職業についての基礎的なことを事前に 調べ、理解させておく。
- オ 大人と同じことができるようになってから体験 させる。

No.33 地域を題材とした教育活動

地域を題材とした教育活動への取組によって期待で きる効果として、当てはまらないものを1つ選びなさ い。

- ア 学校や地域への誇りが持てるようになる。
- イ どの市町村に移り住むことが自分にふさわしい かを考えることができる。
- ウ 何事にも前向きに取り組もうとする意欲が強ま る。
- エ 社会全体への信頼感がもてるようになる。
- オ 将来地域の担い手になるという意識が醸成される。

No.34 地域の住民との交流

地域における地域の住民との交流方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 地域の住民を学校に招き、地域の職業等を教えていただく。
- イ 学校で地域の住民に苦労話や生き方などを語っていただく。
- ウ 児童生徒が中小企業・商店等で就業体験する。
- エ 児童生徒が地域の住民に地域の歴史・文化・生 活・産業などについてインタビューを行う。
- オ 地域の職業について、自分が将来就いて得になるものを考えさせる。

No.35 地域の住民とのコミュニケーション

地域の住民とのコミュニケーションによる教育効果 として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 予想される範囲の会話だけではないので、多面 的で多様な視点を学ぶことができる。
- イ 異世代の人との会話を通して、異世代間の会話 に抵抗感がなくなる。
- ウ 様々な社会的階層や文化水準について比較する ことができる。
- エ 礼儀作法などの社会的マナーを身に付けることができる。
- オ 敬語を用いる必要があるため、敬語を使ったコミュニケーションを学ぶことができる。

No.36 校外学習の配慮事項

校外学習を実施するときに配慮することとして、ふ さわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事前に下見をして、危険個所の確認を行う。
- イ 目的やマナーについての事前指導を行う。
- ウ 交通安全に関する指導を徹底する。
- エ 近距離のときは、管理職への事前の連絡は必要 ない。
- オ 緊急時に備えて連絡・通信手段を確保する。

No.37 職場体験の配慮事項

職場体験学習の配慮事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事前の打合せをできないときは、学習内容等に ついて体験先に任せる。
- イ 往復の行程や安全について確認する。
- ウ 見学・体験先へのマナーを指導する。
- エ 目的意識をもって参加するように伝える。
- オ 必要な持ち物や服装等について伝える。

No.38 職場体験における社会的・公共的な活動

職場体験の中で社会的・公共的な活動の役割に気付かせるとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 職場体験にはその職業に合わせたルールがある ことを理解させる。
- イ 公共的な職場体験は、役所の事務労働に限定する。
- ウ 働くことは、それを通じた地域貢献になっていることを捉えさせる。
- エ 地域清掃など、直接地域社会に貢献できる活動 を取り入れる。
- オ その職業が社会の中でどのような役割を果たし ているかを考えさせる。

No.39 地域における課題の教材化

地域における課題を教材化するときの留意点として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 地域の課題だけでなく、地域のよさも取り上げるようにする。
- イ 地域の課題があるときには、どのようにすれば 解決できるかも考えていく。
- ウ 地域づくりはどこからでも何からでもできることを前提にする。
- エ 地域の課題に対して自分がどのように関わるか を一人一人が考えられるようにする。
- オ これからの時代は先端技術が重要になるので、 地域の先端技術だけを教材として取り上げる。

No.40 校外学習の事前準備

校外学習の準備として、自分で資料を集めたり分析 したりするとき、重要ではないことを1つ選びなさい。

- ア 基礎知識を確認するため、百科事典・辞典類を 読んで、全体の状況を捉えるようにする。
- イ 図書館の書棚や地域コーナーなどにおいて、関 連図書を探してみる。
- ウ 面白いと思ったネットの記事については、全て 取り入れる。
- エ インターネットの信頼できるサイトにおいて、 情報を探す。
- オ 役場・市役所の地域情報コーナーにおいて、資料を探す。

No.41 地域理解教育

児童生徒が地域のことをよく学び、地域に対する誇りと愛着を高めることができるようにするために、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 新聞を基に地域で発生している事件や事故をま とめる。
- イ 「学社連携・融合」(=地域の大人たちが学校 教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を 推進する。
- ウ 地域の伝統文化を取り上げ、地域の人々との 様々な体験活動を行う。
- エ 地域で活躍している人材をゲストティーチャー に迎えて、地域学習を展開する。
- オ 地域の先人についての学習を充実する。

No.42 地域の人への聞き取り調査

地域の人に聞き取り調査などを依頼するときの配慮 事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア 事前に学年や訪問する人数、学習のねらい等を

伝えるようにする。

- イ 事前に調査内容や質問が適切かどうかを把握 し、必要に応じて指導する。
- ウ 自己紹介や挨拶、言葉遣い、その場のお礼の仕 方、事後のお礼状の書き方などを指導する。
- エ 親しみをもってもらえるように、友達感覚・友達言葉で接することを推奨する。
- オ 事後に、学習の成果を盛り込んだ手紙を添えて届ける。

No.43 地域素材の教材化

地域にある素材を教材化するときの留意点として、 当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 具体的で身近な地域の素材から取り上げていくようにする。
- イ 地域に働き掛けることで地域をよくするという 目標をもつことができるようにする。
- ウ ふだん見ていることでも、奥深い内容があることに気付くことができるようにする。
- エ 地域の事例と教科書で扱われている事例を比較 して、個別事例と一般事例の区別ができるように する。
- オ 地域の有名な内容以外は、教材としては取り上 げないようにする。

No.44 共同炊飯の教育効果

共同炊飯の教育効果として、当てはまらないものを 1つ選びなさい。

- ア 一緒に食事をする楽しさを感じることができる。
- イ 家事労働の大変さを理解することができる。
- ウ 勤労の重要性を感じることができる。
- エ 役割分担によって、効率的に炊飯できることを 学べる。
- オ 他の児童生徒が労働することにより、自分は楽 になると感じることができる。

No.45 イメージマップ

思考ツールの「イメージマップ」の効果として、当 てはまるものを1つ選びなさい。

- ア 比較する。 イ 分類する。
- ウ 関連付ける。 エ 見通す。
- オ 焦点化する。

No.46 KJ法

KJ法の説明として、最も当てはまるものを1つ選びなさい。

ア 何かをする順番や物事が起こった順番を表す。

- イ 2つの対象を比較し、相違点や共通点を見いだ す。
- ウ 資料の変化を捉え、表やグラフに表す。
- エ 大量に収集した情報をカードに分けて、グループ化する。
- オ 自分の話の中心部分を基に、どのように論理や 話を展開するかを構想する。

No.47 職業観の育成

児童生徒の職業観を育成する指導として、適切では ないものを1つ選びなさい。

- ア その職業に就くために必要な条件や努力につい て知らせる。
- イ 様々な職業に就いた例をあらかじめ紹介し、職 業についてのイメージをもつことができるように する。
- ウ 教師がその児童生徒に向いていないと思う職業 については、あきらめるように促す。
- エーその職で何をしたいのかを明確にしていく。
- オ 様々な職業に就いている人の思いや願いを聞く 場を設定する。

No.48 体力向上の取組

体力向上の取組として、適切ではないものを1つ選 びなさい。

- ア 休み時間の強制的なトレーニングへの参加
- イ 自分に合った課題や目標を設定した体育の学習
- ウ 児童生徒の自主的な活動としての体力向上の取 細
- エ 楽しく遊び、共に体を動かすことの奨励
- オ 生活リズムチェックシート等を活用した生活習 慣の指導

No.49 寒冷期の体力向上策

寒冷期の体力向上策として、適切ではないものを1 つ選びなさい。

- ア 寒冷期の気候を生かした運動 (スキーやスケート等)
- イ 吹雪時の外での活動
- ウ 寒冷期の気候を生かした遊び (雪像作りや チューブ滑り等)
- エ 雪かきの奨励
- オ 室内運動の奨励

No.50 アイヌ民族教育

先住民族であるアイヌ民族への理解を進める活動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分の家系図で自分のルーツを調べる活動
- イ アイヌ民族文化財団のアドバイザーによる衣装 や文様に関する講話や刺繍の体験活動
- ウ 料理などのアイヌ文化の伝統やよさについて学 ぶ活動
- エ 「アイヌ対策推進室」や「アイヌ民族博物館」 など、身近な教育資源を活用した活動
- オ アイヌの音楽などの諸感覚を駆使することがで きる活動

No.51 自由研究の事前指導

長期休業の自由研究の事前指導として、ふさわしく ないものを1つ選びなさい。

- ア 学年に応じて学校図書館や公共図書館等を活用 するよう指導する。
- イ ヒントになるよう、同学年のこれまでの作品を 紹介する。
- ウクラス共通のテーマを決めておく。
- エ 自由研究に関連した既習事項を振り返らせる。
- オ 家庭に課題や例示等をプリントで知らせる。

No.52 家庭学習を効果的に進めるための手立て

家庭学習を効果的に進めるための手立てとして、ふ さわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の自主性に任せる。
- イ 家庭学習の意義や目的を明確に示す。
- ウ 家庭学習の進め方を示す。
- エ 家庭学習として取り組むことが可能な内容を例示する。
- オ 児童生徒の目標や進捗状況を書かせる。

No.53 言語活動の充実

日常的な経験と言語を関連させて語彙力や読解力を 高めるときの方法として、ふさわしくないものを1つ 選びなさい。

- ア 見たことをすぐに単語に置き換えるトレーニングをする。
- イ 経験したことを全員で振り返る。
- ウ経験したことについて文章化する。
- エ 経験したことを図式化したり絵に表してみたり する。
- オ 国語科の学習のみで指導する。

No.54 自然体験活動

教育課程の中に自然体験活動を取り入れるとき、ふ さわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 一か月以上の長期キャンプを設定する。
- イ 生物の多様性について学ぶ機会を設ける。
- ウ 原体験を補完する活動を取り入れる。
- エ 配慮が必要な児童生徒も一緒に活動する場を設ける。
- オ 自然との関わりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動を取り入れる。

No.55 キャリア教育の方法

児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤 となる資質・能力を育む方法として、適切ではないも のを1つ選びなさい。

- ア 係活動や当番活動に主体的に取り組むように指導する。
- イ 年収やステータスなど、分かりやすいモデルを 示す。
- ウ 職業体験学習を充実させ、様々な職業に触れる 機会を設定する。
- エ 働く人の願いや思いに触れたり、考えたりする 場面を設定する。
- オ 目標を立て、その実現のために努力することの 大切さを実感させる。

No.56 キャリア教育で育成を目指す資質・能力

キャリア教育で育成を目指す4つの「基礎的・汎用 的能力」として、当てはまらないものを1つ選びなさ い。

- ア 人間関係形成・社会形成能力
- イ 自己理解・自己管理能力
- ウ 課題対応能力
- エ キャリアプランニング能力
- オ 運動能力

No.57 学校図書館の活用

学校図書館や学校司書に関する記述として、当ては まらないものを1つ選びなさい。

- ア 学校図書館は、教育課程の展開に寄与すること が求められている。
- イ 学校図書館には、読書センターや学習・情報センターの機能がある。
- ウ 読書会や鑑賞会、資料展示会等の開催は、業務 精選の観点から行う必要はない。
- エ 平成26年の学校図書館法改正で、学校には、司 書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければ

ならないとされた。

オ 学校司書は、学校図書館を活用した授業その他 の教育活動について司書教諭や教員を支援する。

4 特別支援教育

No.1 学校教育法 特別支援学校

学校教育法第72条に定められている特別支援学校の目的について、() に当てはまる言葉を選びなさい。

「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な()を授けることを目的とする。」

ア思考力

イ 意欲

ウ表現力

工 知識技能

オ マナーやルール

No.2 学習指導要領と特別支援教育(1)

『小学校(中学校)学習指導要領 解説 総則編』 第3章第4節の2「特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導」(1)の「①児童(生徒)の障害の状態 等に応じた指導の工夫」に次のことが書かれています。 ()に当てはまる言葉を選びなさい。

「通常の学級にも、障害のある児童(生徒)のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童(生徒)が 在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や()について十

分理解することが不可欠である。|

ア 指導法 イ 保護者対応

ウ 意義 エ 方法

オ目標

No.3 学習指導要領と特別支援教育(2)

『小学校(中学校)学習指導要領 解説 総則編』 第3章第4節の2「特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導」(1)の「①児童(生徒)の障害の状態 等に応じた指導の工夫」に次のことが書かれています。 ()に当てはまる言葉を選びなさい。

「特別支援教育において大切な視点は、児童(生徒) 一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上 の困難が異なることに十分留意し、個々の児童(生 徒)の障害の状態等に応じた指導内容や() の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言 える。」

ア 教師の関わり

イ 指導方法

ウ 指導案

工 教材

オ カリキュラム

No.4 学習指導要領と特別支援教育(3)

『小学校(中学校)学習指導要領 解説 総則編』第3章第4節の2「特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導」(1)の「①児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導の工夫」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、() を指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。|

- ア 担当者
- イ 教務主任
- ウ 特別支援学級担任
- エ 特別支援教育コーディネーター
- オ スクールカウンセラー

No.5 学習指導要領と特別支援教育(4)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2 (1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す()を取り入れること。」

ア 自立活動

イ 体験活動

ウ ボランティア活動

エ 言語活動

オ 特別活動

No.6 学習指導要領と特別支援教育(5)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2 (1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「(イ) 児童(生徒)の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、()である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。」

ア 知的障害者

イ 学習者

ウ かけがえのない存在

エ 主体的な存在

オ 学習することが困難

No.7 学習指導要領と特別支援教育(6)

『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』第7章 自立活動の内容の区分として、当てはまらないものを選びなさい。

ア健康の保持

イ 心理的な安定

ウ 人間関係の形成

工 国際理解

オ 身体の動き

No.8 学習指導要領と特別支援教育(7)

『小学校(中学校)学習指導要領解説 総則編』第 1章第4の2(1)「障害のある児童(生徒)などへの 指導」に示されている個別の指導計画作成の手順の一 例として、当てはまらないものを選びなさい。

- ア 個々の児童(生徒)の実態を的確に把握する。
- イ 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や 課題相互の関連を整理する。
- ウ 教師の専門分野を生かした指導目標を設定する。
- エ 個々の児童(生徒)の指導目標を達成させるために必要項目を選定する。
- オ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導 内容を設定する。

No.9 学習指導要領と特別支援教育(8)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2 (1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「ウ 障害のある児童(生徒)に対して、通級による 指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に 示す()の内容を参考とし、具体的な目標や 内容を定め、指導を行うものとする。」 ア 体験活動

イ 自立活動

ウ 言語活動

工 特別活動

オ ボランティア活動

No.10 学習指導要領と特別支援教育(9)

『小学校(中学校)学習指導要領 解説 総則編』 第3章第4節の2(1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」③「通級による指導における特別の教育課程」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「通級による指導は、小学校(中学校)の通常の学級に在籍している障害のある児童(生徒)に対して、各教科等の()授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童(生徒)の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態である。」

ア 一部の

イ 問題解決的な

ウ 体験的な

エ 大部分の

オ 習熟度別の

No.11 学習指導要領と特別支援教育(10)

『小学校(中学校)学習指導要領 解説 総則編』第3章第4節の2(1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」③「通級による指導における特別の教育課程」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童(生徒)(特別支援学級の児童(生徒)を除く。)で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、()、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。」

ア 不登校者

イ 介助者

ウ 保護者

エ 学習障害者

オ 健常者

No.12 学習指導要領と特別支援教育(11)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2 (1)「障害のある児童(生徒)への指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「エ 障害のある児童(生徒)などについては、家庭、 地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、()視点で児童(生徒) への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画 を作成し活用することに努める|

ア 多角的な

イ 長期的な

ウ 多面的な

エ 将来的な

オ 短期的な

No.13 学習指導要領と特別支援教育(12)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2 (1)「障害のある児童(生徒)への指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「() の指導に当たって、個々の児童(生徒) の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活 用することに努めるものとする。」

ア 自立活動 イ 生活面

ウ 社会性 エ 進路

オ 各教科等

No.14 個別の教育支援計画・支援計画・指導計画

「個別の教育支援計画」「個別の支援計画」「個別の 指導計画」について、当てはまらないものを1つ選び なさい。

- ア 「個別の教育支援計画」は教育機関が中心と なって作成するものであり、保護者の同意を得な くてもよい。
- イ 障害者基本計画においては、障害のある児童(生 徒)の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、望ましい成長を促すため、「個別の支援計画」を作成することが示された。
- ウ 「個別の支援計画」のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを「個別の教育支援計画」という。
- エ 「個別の指導計画」は、教育課程を具体化し、 障害のある児童(生徒)など一人一人の指導目標、 指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに 指導するために作成するものである。
- オ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」 の作成・活用システムを校内で構築していくため には、障害のある児童などを担任する教師や特別 支援教育コーディネーターだけに任せるのではな く、全ての教師の理解と協力が必要である。

No.15 特別支援教育の対象者数

義務教育段階において、特別支援教育の対象となる 児童生徒の学びの場として、当てはまらないものを1 つ選びなさい。

- ア 特別支援学校
- イ 小学校・中学校の特別支援学級
- ウ 児童相談所
- エ 通常の学級
- 才 通級指導教室

No.16 視覚障害教育

次の文は文部科学省のWEBサイト (トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における視覚障害に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。「例えば、弱視の子供には、見え方の状態に合わせて拡大や白黒反転した教材を使用して指導したり、弱視レンズなどの視覚補助具や()の技能の習得を目指したりするなどの指導をしています。」

ア 拡大教科書の使用 イ コンピュータ操作

ウ 図書館の利用 エ 新聞の活用

オ 他者とのコミュニケーション

No.17 聴覚障害教育

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育
→特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における聴覚障害に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。「特に、幼稚部、小学部では聴覚活用や言語発達に重点を置き、それ以降は、()を見据えた言語指導や情報の活用(読書の習慣、コミュニケーションの態度・技能など)、障害の特性についての自己理解や心理的な諸問題に関するものへと次第に移行した指導を行っています。」

ア 体験と社会参加 イ ボランティア活動

ウ 自立と社会参加 エ 言語活動

オ 表現活動

No.18 知的障害教育(1)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、知的障害につい て書かれたものです。() に当てはまる言葉を 選びなさい。

「知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や()、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。」

ア 家庭生活 イ 学校生活

ウ 社会生活 エ 規則正しい生活

オ ふだんの生活

No.19 知的障害教育(2)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育
→特別支援教育→特別支援教育について)の「4.障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における知的障害に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。「そこで、特別支援学校(知的障害)では、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、例えば、自分の意思を伝えることや()など、日常生活や社会生活を送る上で必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導を行っています。」

- ア 図書館での調べ学習
- イ 通常の学級におけるカリキュラム
- ウ 交流学習
- エ 身近な日常生活における行動
- オ ICTの活用

No.20 肢体不自由教育(1)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、肢体不自由につ いて書かれたものです。() に当てはまる言葉 を選びなさい。

「肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気 やけがで損なわれ、歩行や筆記などの () が困難な状態をいいます。」

ア 学習 イ 家庭生活

W. 77 17 41

ウ 学校生活

エ 学習活動

才 日常生活動作

No.21 肢体不自由教育(2)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育
→特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における肢体不自由に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を効果的に活用し、個別指導やグループ指導を重視しています。この他、肢体不自由の子供は、日常生活における直接的な体験や社会生活経験が乏しくなる傾向にあることから、()を多く取り入れるよう配慮しています。」

- ア 自立するための活動
- イ 実践的・体験的な活動
- ウ 話合い活動
- 工 当番活動

オ 奉仕活動

No.22 病弱・身体虚弱教育(1)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、病弱・身体虚弱 について書かれたものです。() に当てはまる 言葉を選びなさい。() の中には同じ言葉が入 ります。

「病弱とは、心身が () のため弱っている状態をいいます。また、身体虚弱とは、() ではないが身体が不調な状態が続く、() にかかりやすいといった状態をいいます。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しません。」

ア ストレス イ 運動機能の低下

ウ けが エ 病気

オ 感染症

No.23 病弱・身体虚弱教育(2)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校に おける病弱・身体虚弱に応じた教育的対応について書 かれたものです。() に当てはまる言葉を選び なさい。

「病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子供に対して、必要な配慮を行いながら教育を行っており、病院に隣接又は併設されている学校が多くあります。治療等で学習空白のある場合は、グループ学習や個別指導による授業を行ったり、病気との関係で ()子供については、学習時間を短くしたりするなどして柔軟に学習できるように配慮しています。」

- ア 生活リズムが崩れる
- イ 体力が落ちる
- ウ 長時間の学習が困難な
- エ コミュニケーションの機会が減る
- オ 家族とのふれあいが少なくなる

No.24 言語障害教育(1)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、言語障害につい て書かれたものです。() に当てはまる言葉を 選びなさい。

「言語障害とは、() が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、

話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。」

ア意思表示イ発音ウ表情エ態度

オ 身体表現

No.25 言語障害教育(2)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、通級による指導 における言語障害に応じた教育的対応について書かれ たものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。 「例えば、子供の興味・関心に即した自由な遊びや会 話等を通して、教師との好ましい関係をつくり、子 供の気持ちをほぐしながら、それぞれのペースに合 わせて正しい発音や()を指導しています。」

ア 楽に話す方法 イ 表情の作りかた

ウ 話すときのマナー エ 音読

オ メモの取り方

No.26 自閉症・情緒障害教育(1)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、情緒障害につい て書かれたものです。() に当てはまる言葉を 選びなさい。

「情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいいます。情緒障害の状態の現れ方や時期は様々であり、状況に合わない心身の状態を自分の意思ではコントロールできないことにより、()や社会生活に適応できなくなる場合もあります。

ア 日常生活 イ 自立活動

ウ 学校生活 エ 家庭生活

オ 体験活動

No.27 自閉症・情緒障害教育(2)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、通級によるの指 導における自閉症や情緒障害に応じた教育的対応につ いて書かれたものです。() に当てはまる言葉 を選びなさい。()の中には同じ言葉が入ります。 「例えば、自閉症のある子供については、他人との () に関わることや対人関係、社会生活への適応などの困難さを改善・克服を図る指導をしています。また、選択性かん黙等の子供については、人との() や主体的なコミュニケーションなどの困難さを改善・克服を図る指導をしています。|

ア関係性イ距離ウ意思疎通エつきあい

オ 会話

No.28 学習障害の教育(1)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、学習障害につい て書かれたものです。() に当てはまる言葉を 選びなさい。

「学習障害とは、全般的に () に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいいます。」

ア 既習経験 イ 知的発達

ウ 体力 エ 発育

オ 生活経験

No.29 学習障害の教育(2)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、通級によるの指 導における学習障害に応じた教育的対応について書か れたものです。() に当てはまる言葉を選びな さい。

「例えば、感覚や認知の特性、代替手段等の使用、言語の形成と活用、感覚の総合的な活用等に関する ()をしています。」

- ア 本物に触れる活動
- イ 人と関わる指導
- ウ キャリア形成のための指導
- エ 他者から支えてもらう活動
- オ 自立活動の指導

No.30 注意欠陥多動性障害の教育(1)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、注意欠陥多動性 障害について書かれたものです。() に当ては まる言葉を選びなさい。

「注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに 意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問 題があり、又は、() 行動により、生活上、 様々な困難に直結している状態をいいます。」

- ア 攻撃的で一貫性のない
- イ 内向的で落ち着きのない
- ウ 社交的で前向きな
- エ 衝動的で落ち着きのない
- オ 主体的で積極的な

No.31 注意欠陥多動性障害の教育(2)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育 →特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障 害に配慮した教育について」の中で、通級によるの指 導における注意欠陥多動性障害に応じた教育的対応に ついて書かれたものです。() に当てはまる言 葉を選びなさい。

「例えば、注意集中の持続、行動の調整、() の形成、集団への参加の基礎等に関する自立活動の 指導をしています。」

- ア 生活リズムや生活習慣
- イ 学習環境や学習習慣
- ウ 運動習慣
- エ 人格
- オキャリア

No.32 知的障害に関わる教育課程の編成

学校教育法施行規則第126条第2項では、特別支援 学校小学部における知的障害である児童を教育する場 合の教育課程の編成を規定しています。次のうち、教 育課程の編成上、取り上げなくてもよいものを1つ選 びなさい。

- ア 国語 イ 総合的な学習の時間
- ウ 特別活動 エ 道徳
- オ 体育

No.33 病弱の障害の程度

学校教育法施行令第22条の3では、特別支援学校の対象となる病弱者の障害の程度を規定しています。(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪

性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は (A)を必要とする程度のもの」

「二 (B) の状態が継続して (A) を必要 とする程度のもの」

 ア A
 生活規制
 B
 虚弱体質

 イ A
 生活規制
 B
 身体虚弱

 ウ A
 生活管理
 B
 心身症

 エ A
 生活規制
 B
 心身症

 オ A
 生活管理
 B
 虚弱体質

No.34 知的障害

知的障害について、当てはまるものを1つ選びなさい。

- ア 知的障害のある児童生徒の支援に際しては、要 因を捉えながら取り組む活動を検討することが重 要である。
- イ 知的障害のある児童生徒を理解するためには、 できないこと、苦手に感じていることを把握する ことが最も重要である。
- ウ 知的障害は、明らかに平均以下の知的機能であることをもってのみ、判断される。
- エ 知的障害とは、知的機能が発達期に停滞し、社 会適応行動の成長が発達期にのみ遅れる状態をい う。
- オ 知的障害に関わる教育では、知的機能の向上を 図ることを目的に、抽象的な内容を指導すること が特に効果的である。

5 生徒指導

No.1 児童生徒理解の方法

児童生徒の実態を把握するための方法として、ふさ わしくないものを1つ選びなさい。

- ア 家庭訪問のとき、保護者から児童生徒の家庭で の様子について聞くなど、保護者と連携した取組 を行う。
- イ 前学年の担任などから、児童生徒についての話 を聞くなど、校内や学校間の情報共有を行う。
- ウ SNSを学級の児童生徒全員に利用させ、そこから情報収集を行う。
- エ 休み時間の児童生徒の交友関係を観察したり、 児童生徒へのアンケートを活用したりする。
- オ 個人面接など、児童生徒一人一人と話す時間をもつ。

No.2 児童生徒の理解

児童生徒一人一人の特徴や傾向を十分に理解するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 保護者の協力の下、成育歴や家庭環境などの情報の把握に努める。
- イ アンケートや各種心理調査等を活用して性格や 興味、悩みを把握する。
- ウ 特に視点は設定せず、分かる範囲のみを把握す るようにする。
- エ 身体的な能力、学力等の能力を把握する。
- オ 児童生徒の友達関係を把握する。

No.3 SNSへの書き込みへの対応

SNS等に「死にたい」と書き込んだ児童生徒への対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 真意ははっきりしないため、刺激しないよう、特に対応しない。
- イ 緊急と判断されるときは、教育委員会や警察等 に協力を求める。
- ウ 保護者に連絡し、本人の安否を確認する。
- エ スクールカウンセラーと連携を取り、継続的に 相談等を行う。
- オ 事実を確認するときは、焦らず静かに、追い込 まないように留意する。

No.4 児童生徒のよさを捉える心掛け

一人一人のよい点を捉えるための心掛けとして、あまりふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 保護者や他の教師から情報を得る。
- イ 児童生徒をよく観察する。
- ウ 結果だけではなく、努力の過程を見取るように する。
- エ 他の教師には、その児童生徒の失敗や指導した ことについて伝えず、先入観を持たせないように する。
- オ クラブ活動や課外活動などの様子も捉える。

No.5 生徒指導上の情報共有

校内で生徒指導上の問題について情報共有を行うと き、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 授業・遊び・放課後など児童生徒の多面的な様 子を出し合う。
- イ マイナスに見える点とプラスに見える点の両方 を出し合う。
- ウ 性虐待等の情報は、管理職と担任など、必要最 小限の情報共有とする。
- エ しっかり事実確認できていないような小さな情報も共有するようにする。
- オ ふだんの問題行動を列挙し、保護者とも文書で 共有する。

No.6 教育相談における配慮

学級担任が教育相談をするときに配慮することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 相談中は、記録をとることだけに集中せず、傾 聴する姿勢を見せる。
- イ 適切な助言があるときは、相談者の話の途中で も話す。
- ウ 相談場所は、プライバシーが守られるとともに、 話をしやすい所に設定する。
- エ いじめや虐待など緊急性の高い相談内容は、相 談後、管理職にすぐ報告する。
- オーゆとりをもって時間を確保する。

No.7 悩みや不安の解消に向けた教育相談

児童生徒一人一人の悩みや不安を解消するための教育相談として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 相談週間を設定するなど、特定の児童生徒だけでなく、全員を対象にした面談の機会をもつ。
- イ 一度面談した上で、更に面談が必要な児童生徒 には別の時間を設ける。
- ウ 相談内容を他の児童生徒に知られないように配慮する。
- エ 学習の到達度の悩みは、必要に応じて、個別指 導・補習を検討する。
- オ 放課後の相談で児童生徒がいろいろと話し始め たときは、帰宅時間が遅くなっても、最後まで聞 くようにする。

No.8 教育相談の事前準備

児童生徒本人が自分の悩みを語ることができないことが想定されるときの準備として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 仲のよい友達から本人の状況をさりげなく聞い ておく。
- イ 部活・委員会活動などの担当教師から様子を聞いておく。
- ウ 家庭環境などを調べておく。
- エ 先入観をもたないようにするため、事前にあまり情報を集めないようにする。
- オ 養護教諭や昨年度の担任等から様子を聞いておく。

No.9 教育相談を組織的に行う際の留意点

最初に相談を受けた教師と児童生徒との信頼関係を 保ちながら、複数の教師が関わって相談を進めるとき、 あまり適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア いろいろな教師の話を聞いても、最後に選択す るのは自分であることを理解させる。
- イ 児童生徒は、信頼している教師に相談する傾向 があることを職員全体で確認しておく。
- ウ 養護教諭など担任ではない教師に相談しやすい ときは、そのようにすることを勧める。
- エ 複数の教師に相談しても、それぞれ秘密は守っていることを伝える。
- オ 情報の取りまとめは、必ず最初に相談を受けた 教師が行う。

No.10 暴言や暴力への対応

教師に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりする児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 廊下や別室に連れ出して、厳しく指導する。
- イ 挑発に乗らずに、落ち着いた態度で毅然と注 意・指導する。
- ウ その場は、短く制止するだけにして、落ち着い てから説諭する。
- エ 一人で対応せず、他の教師の協力を仰ぐ。
- オ 不満や暴言の理由を把握するため、まずは、言 いたいことを最後まで聞いてみるなど、思いを受 け止める。

No.11 問題行動への対応

学校で問題行動を引き起こす児童生徒への指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 背後にある家庭環境や友達の不満を時間をかけて聴く。
- イ 自分のよいところを探すように指導する。
- ウ 保護者から状況を聞くとともに、保護者と一緒 に対応方法を話し合う。
- エ 複数の教員や必要に応じて関係機関と連携して、チームでの解決を図る。
- オ 周りの児童生徒の学習権を保障することを最優 先して、すぐに出席停止等の措置を行う。

No.12 持ち物や装飾品の変化

持ち物や装飾品が派手になっていると感じる児童生徒への指導として、あまり適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学校生活のきまりや校則違反に該当するとき は、その旨を指導する。
- イ 学校生活(学習)に必要のある物なのかどうか を考えさせる。
- ウ 職員室に呼び出し、多くの教師で指導する。
- エ 持ち物や装飾品が派手になっている理由をまず 本人に聞いてみる。
- オ 保護者に連絡し、学校での状況を説明するとと もに、家庭と協力して指導する。

No.13 学級崩壊の要因

学級がうまく機能しない状態(いわゆる学級崩壊) の要因として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 少子化等に伴い、児童生徒が集団生活にうまく なじめない。
- イ 学級内でいじめがあるなど、児童生徒の人間関係が構築できていない。
- ウ 個別に支援が必要な児童生徒への対応に注力 し、他の児童生徒が不公平感を持っている。
- エ 教師が一方的に定めたルールについて、学級の 実態にかかわらず順守させようと指導する。

オ 学校としての指導の方針を定め、組織的・計画 的に取り組んでいる。

No.14 学級崩壊の早期解決

学級がうまく機能しない状態(いわゆる学級崩壊) を早期に解決するための対応として、ふさわしくない ものを1つ選びなさい。

- ア 校内研修の充実、ティーム・ティーチング、体 験的な活動など多様な工夫を行い、授業内容の充 実を図る。
- イ 学級会で話し合うなど、学級担任と学級の児童 生徒が責任をもって早期に解決するための対応を 検討する。
- ウ 児童生徒の実態を多面的に把握し、行動の意味 をより的確に判断するため、複数の教職員による 情報の収集・分析を行う。
- エ 保護者会で状況を報告するとともに、今後の指 導方針等を伝えるなど、家庭と連携した対応を行 う。
- オ いじめに対しては児童生徒の心理の理解に努め て早期の適切な対応をするなど、根本的な問題を 探り当て、組織的に対応する。

No.15 教師に対する不信感への対応

潜在的に教師への不信感が強いと感じられるときの 対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 相談しやすい教師に思いを自ら話す機会を設けるなどして思いを受け止める。
- イ 養護教諭やスクールカウンセラーなどの他の教 職員に協力を依頼する。
- ウ 継続して児童生徒に寄り添い続け、信頼関係の 構築に努める。
- エ 家庭的な環境が背景となっているときは、家庭 教育アドバイザーやスクールソーシャルワーカー とも連携する。
- オ 教師に対して敵対的な行動を取ると、不利益に なることを伝える。

No.16 問題行動の早期発見と防止

遅刻・欠席や始業時間直前に来ることが多くなった 児童生徒の行動の要因を把握するとき、ふさわしくな いものを1つ選びなさい。

- ア 生活リズムチェックシート等を活用し、本人の 家庭における時間の使い方等の生活リズムを把握 する。
- イ 友人から放課後や休日の過ごし方について、さりげなく情報を得る。
- ウ 本人に直接、家庭での悩みや困りごとがないか、

聞いてみる。

- エ 保護者に連絡を取り、登下校の様子や家庭での 過ごし方について情報交換する。
- オ 遅刻・早退、欠席の回数に応じて罰則を設ける などして、意欲付けを行う。

No.17 自己指導能力の育成に向けた教師の心掛け

『生徒指導提要』の「問題行動についての理解」の中に書かれている、児童生徒の自己指導能力の育成に向けた教師の心掛けについて()に当てはまる言葉を選びなさい。

「問題行動を予防するには、学校生活を意義深く過ご し得る条件を作り上げる積極的立場から考えていく ことが大切です。それぞれの教員が児童生徒の () を信じ、児童生徒が本来持つ将来の可能 性、潜在能力を正しく生かすことができるよう心が け、自己指導能力の育成を図っていかなければなり ません。|

ア 可塑性

イ 家庭環境

ウ 人間性

エ 健康・体力

オ 素直な子どもらしさ

No.18 万引きを自慢する児童生徒への指導

万引きしたことを自慢している児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 万引きの事実確認ができないときは、すぐには 指導せずにしばらく様子を見る。
- イ 学年の教師、管理職、生徒指導担当の教師等に 報告したり、相談したりする。
- ウ 当該児童生徒本人を呼び出して事実確認したり、他の児童生徒から情報収集したりする。
- エ 児童生徒が万引きしたことを確認できたとき は、当該児童生徒に個別指導を行うとともに、学 級全体に指導を行う。
- オ 万引きが事実でないと分かったときは、当該児 童生徒に間違った言動であると指導する。

No.19 友達の物を盗んだ児童生徒への指導

友達の物を盗んだ児童生徒への対応として、ふさわ しくないものを1つ選びなさい。

- ア 本人を呼び出して、事実確認をした上で指導する
- イ 事実であったときは、物を盗む行為に至った背景に何かあるのではないかという視点をもって対応する。
- ウ 盗んだ児童生徒に被害を受けた児童生徒の気持 ちを考えさせ、謝罪するよう促す。
- エ 校内で起きたことでも、窃盗事件であるため、 被害者に対して警察に被害届を出すよう促す。
- オ 教師が確認した事実関係、学校での指導内容、 家庭に依頼したいことなどについて保護者に伝える。

No.20 授業を妨害する児童生徒への対応

児童生徒が授業を妨害したときの対応として、ふさ わしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学級担任の判断で保護者に連絡し、しばらく登 校を控え、家庭で学習させるようにする。
- イ 学級全体の児童生徒や教師に迷惑をかけている ことを認識するよう指導する。
- ウ 状況によっては、他の教師に学級に入ってもらい、複数体制で指導をする。
- エ 毅然とした態度で注意、指導し、改善しないと きは、他の教師の協力を得て、別室での指導を行う。
- オ 授業を妨害する理由を聞くなどしながら、自分 の行動を振り返るよう指導する。

No.21 万引きの可能性があるときの対応

児童生徒が「A君が昨日コンビニで万引きをして捕まったらしい」とうわさ話をしているのが耳に入りました。ふさわしくない対応を1つ選びなさい。

- アうわさ話なので特に対応しない。
- イ その児童生徒の知っていることを話してもらい、決めつけたり広めたりしないように指導する。
- ウ 学年主任、生徒指導主事、管理職などに相談する。
- エ 万引きの事実が確認されたときは、管理職の指示を受けて、そのコンビニと連絡をとる。
- オ うわさされている児童生徒(A君)に直接事実 確認をするとともに、事実でなかったときは心理 的なケアを行う。

No.22 校種間連携

校種間の接続に課題がある児童生徒の状態やその解

決策を表す言葉として、当てはまらないものを1つ選 びなさい。

- ア 小1プロブレム
- イ 高1クライシス
- ウ食育
- エ スタートカリキュラム
- オ 中1ギャップ

No.23 他機関と連携する際の留意点

児童生徒の問題行動に発達障害が疑われるときは、 多様な専門職との連携が必要となります。その連携の 在り方として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 発達障害に関わる関係機関と相談するように促す。
- イ 児童相談所等の関係機関の相談員と対応を相談 する。
- ウ 保護者と相談するとともに、必要に応じて発達 診断を受けることができることも伝える。
- エ 児童虐待等による二次障害が発生していないか どうか注視する。
- オ 教育のプロとしての判断に自信をもち、発達障害に間違いないと学級担任から保護者に伝える。

No.24 いじめられた際の対応の指導

他の児童生徒等にいじめられた場合の対応の仕方について、いじめられた児童生徒を指導するとき、適切なものを1つ選びなさい。

- アいじめは我慢する。
- イやられたらやり返す。
- ウ 別の児童生徒がいじめのターゲットになるよう にする。
- エ 大人に相談するようにする。
- オ 金銭等を渡して、それ以上いじめないようにお 願いする。

No.25 加害者側への指導

いじめが起こったとき、加害者側の児童生徒への長期的な指導として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア アンガーマネジメント
- イ ソーシャルスキル
- ウ カリキュラム・マネジメント
- エ コミュニケーションスキル
- オ ロールプレイ

No.26 いじめの初期対応

いじめが発覚したとき、加害者側の児童生徒と被害

者側の児童生徒に対する初期対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 被害者側の児童生徒からいじめの事実について 聞き取るなど、情報収集を行う。
- イ 加害者側の児童生徒からいじめの事実について 聞き取るなど、情報収集を行う。
- ウ 事実関係にかかわらず、加害者側の児童生徒に 対し、被害者側の児童生徒に直ちに謝罪するよう 指導する。
- エ 加害者側の児童生徒と被害者側の児童生徒が接 する機会について、一定期間減らすように配慮す る。
- オ 行為自体は許されないことを指導しながらも話 を聞く。

No.27 いじめの未然防止

いじめの未然防止として、有効ではないものを1つ 選びなさい。

- ア 道徳の授業等を通して、いじめを起こさない内 面的資質を育む授業を行うなど、いじめは決して 許されないことを理解させる。
- イ 児童会(生徒会)活動を通じて、いじめを許さない決意を一人一人が表明する。
- ウ 児童生徒同士で関わるような場を極力少なくする。
- エ 学級活動等で児童(生徒)自らが主体的にいじ めの防止に向き合い、いじめを見逃さない学級づ くりに努める。
- オ 教職員一人一人が、いじめは、いつでも誰にも 起こり得るという意識をもつ。

No.28 いじめが生じたときの周囲の児童生徒への 指導

いじめが生じたときの周囲の児童生徒への指導として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア いじめられている児童生徒の心の苦しみを理解 できるように指導する。
- イ はやし立てたり見て見ぬふりをしたりするのは いじめと同じであるということを理解できるよう にする。
- ウ 自分が標的になることを恐れるときは、関わら ないようにするよう指導する。
- エ なぜ止められなかったのかを考えさせ、止める 手立て等を具体的に示しながら指導する。
- オ いじめは決して許されない行為であることを理 解させ、集団の中で勇気ある行動がとれるような 正義感を培う指導をする。

No.29 いじめの事実確認

一対多数のいじめが発生しました。事情を聞くと きにふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア いじめた児童生徒を一か所に集めて、話に矛盾 がないか確認しながら全員から聞く。
- イ いじめられている児童生徒といじめている児童 生徒両方から個別に事情を聴取する。
- ウいじめが発生した状況を時系列で記録する。
- エ いじめられている児童生徒、いじめている児童 生徒、傍観者から聴取した情報を照らし合わせ、 矛盾がないか確認する。
- オ 個別聴取した内容は、他の教職員とも共有を図る。

No.30 いじめに対する学校の対応

いじめられている児童生徒の保護者から、いじめに 対して「担任の指導が悪い」と批判されたときの対応 として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 速やかに管理職に報告、相談の上、保護者にい じめの有無や事実、学校の対応方針などを丁寧に 伝える。
- イ 担任の教師だけではなく管理職も含めた複数の 教職員で対応する。
- ウ 担任の指導については問題がないことを毅然と した態度で伝える。
- エ 教育委員会と連携を取って、初期対応を迅速か つ的確に行うようにする。
- オ 保護者にこれまでの経緯を説明し、今後の対応 について理解と協力を求める。

No.31 自殺の未然防止

文部科学省は、平成26年に『子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)』を発行しています。この中で示されていることとして、当てはまらないものを選びなさい。

- ア 学校における自殺予防教育プログラムの展開例
- イ 学校、保護者、地域関係機関との合意形成
- ウ 生命を尊重する教育、心身の健康を育む教育、 温かい人間関係を築く教育など、下地作りの教育 活動
- エ 自殺予防教育におけるICTの効果的活用
- オ 自殺予防のキャッチフレーズ「きょうしつ~き づいて、よりそい、うけとめて、しんらいできる 大人に、つなげよう | の実践

No.32 自殺発生時の対応

文部科学省は平成22年に『子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き』を発行しています。この中に書かれている自殺が起きたときの対応として、当てはまらないものを選びなさい。

- ア 危機対応の態勢づくり
- イ 遺族へのかかわり
- ウ 正確な情報収集と積極的かつ一貫した情報発信
- エ 児童生徒の心のケアと学校再開の準備
- オ 教育委員会の特別対応チームを中心とした対応

No.33 薬物乱用防止

薬物乱用防止の指導に当たって留意すべき事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 薬物については、様々な形状や隠語があり、気 付かずに乱用する可能性がある。
- イ 周囲の人々から薬物を勧められるなど、断りに くい状況になることが多いことから、児童生徒が 強い意志をもち、断ることができるようにする ロールプレイなどを行う。
- ウ 薬物乱用防止については、警察や保健所などと 連携した薬物乱用防止教室などの取組も効果的で ある。
- エ 覚醒剤等の薬物は、非常に常習性が強いため、 依存症状を引き起こし、凶悪犯罪につながる事例 が多い。
- オ 大麻については、合法化した国があり、覚醒剤、 ヘロイン等と比較して安全な薬物である。

No.34 児童生徒からの薬物乱用の告白

児童生徒が薬物乱用について告白したときの対応として、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 直ちに管理職に報告する。
- イ 警察に通報するとともに、教育委員会及び保護 者に報告し、連携して対応する。特に14歳未満の ときは、児童相談所にも相談する。
- ウ 児童生徒の個人情報が広がることのないよう、 報道機関の対応を行う。
- エ 警察通報後、学校は、主体となって当該児童生 徒の聞き取り調査や指導には関わらない。
- オ 薬物乱用の事実を踏まえ、必要に応じて全校児 竜生徒に対し指導する。

No.35 出会い系サイト

出会い系サイトで知り合った男性と一度性的関係をもった女子生徒から、男性による脅迫メールが届くと 養護教諭に相談があったときの対応として、不適切な ものを1つ選びなさい。

- ア 養護教諭は、当該生徒から速やかに経緯等の詳細を聞き取り、管理職に報告する。
- イ 管理職は、関係職員を招集し、把握した情報を 共有するとともに、対応を確認する。
- ウ 教育委員会に報告し、当該生徒の人権やプライ バシーに配慮しながら、対応策について指導・助 言を受ける。
- エ 家庭訪問を行うなどして、保護者と今後の対応 について協議する。
- オ 女子生徒にも責任があるため、警察には相談せ ずに学校で解決するよう努力する。

No.36 虐待防止に関わる学校、教職員の役割

児童虐待防止に向けた学校や教職員の役割として、 当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 虐待の早期発見に努めること
- イ 虐待を受けたと思われる児童生徒を発見したと きは、児童相談所等に通告すること
- ウ 関係機関からの情報を受け、一時的な保護を実 施すること
- エ 虐待の予防・防止や虐待を受けた児童生徒の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと。
- オ 虐待防止に向けた教育に努めること

No.37 児童虐待の種類

文部科学省『生徒指導提要』の第6章第10節1の(1) 「児童虐待の定義」に示された児童虐待の種類に当て はまらないものを選びなさい。

- ア 身体的虐待 イ 性的虐待
- ウ ネグレクト エ 経済的虐待
- オ 心理的虐待

No.38 不登校に対する学校の取組

次の文は、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」において、2「学校等の取組の充実」について書かれているものです。この中の(3)「不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実」に示されていないものを選びなさい。

- ア 読書活動の一層の推進を図ること。(学校図書 館、地域の公共施設の利活用)
- イ 不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。(早期支援の重要性)
- ウ 校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、 様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援 体制を整えることが必要であること。(不登校に 対する学校の基本姿勢)

- エ 不登校の要因や背景を的確に把握するため、学 級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー 及びスクールソーシャルワーカー等によるアセス メント (見立て) が有効であること。(効果的な 支援に不可欠なアセスメント)
- オ 不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。(不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制)

No.39 不登校支援

次の文は、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」において、3「教育委員会の取組の充実」について書かれているものです。この中の(2)「学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等」に示されていないものを選びなさい。

- ア 養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教 論の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室 及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整 備等が重要であること。
- イ いじめ等が原因となっている場合、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望するときは、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。
- ウ 指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。
- エ 不登校が生じないための魅力ある学校づくり、 「心の居場所」としての学校づくりを進めるため には、児童生徒一人一人に対してきめ細かな指導 が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが 必要であること。
- オ 専門的な立場から支援を行う必要があるとき は、教育支援センターにおいて、学校から不登校 児童生徒の支援を引き継ぐこと。

No.40 不登校児童生徒の保護者への対応

不登校の児童生徒を抱える保護者への対応として、 ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 保護者の立場や気持ちになって、保護者と共に 児童生徒の支援を考える。
- イ 休み始めの早い段階から保護者と継続的に相談 する。
- ウ 学校での様子や家庭での様子を情報交換して次

- の支援に生かす。
- エ 児童生徒が登校しないのは、保護者の育て方の問題であることを自覚させる。
- オ 保護者を責めずに励まし、焦りや不安に寄り添う。

No.41 無断欠席した児童生徒への対応

無断で欠席した児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア すぐに動ける教師が自宅に電話をしたり家庭訪 問をしたりして安否確認をする。
- イ 保護者の勤務先や緊急連絡先に電話をかけて確 認する。
- ウ 放課後まで連絡がないときは、電話や家庭訪問 をする。
- エ 欠席するときは、必ず朝のうちに学校に連絡するように保護者に話しておく。
- オ 安否確認ができた後も、放課後に電話や家庭訪 問をして様子を聞いたり次回登校時の準備につい て話したりする。

No.42 長期休業中における児童生徒の連絡の取り 方

長期休業中の児童生徒は、学校や仲間、担任との物理的・心理的な距離が空き、長期休業明けの不登校を誘発しやすく、自殺の発生件数が増えるという統計があります。これを踏まえた長期休業中の児童生徒への連絡の取り方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 特別に配慮を要する児童生徒の家庭訪問を実施 し、保護者や本人と面談する。
- イ 長期休業中に学習会を設定するなど、児童生徒 が学校に来やすい機会を設定する。
- ウ 学級の気になる児童生徒と電話で言葉を交わす。
- エ 連絡が取りにくい家庭については、メッセージ を郵便受けに投函するなど、連絡を取れるように する。
- オ 日常的に携帯電話で個人的に連絡を取り合う。

No.43 親に反発している児童生徒に対する指導

親に反発している児童生徒に対する指導として、ふ さわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 親からはやがて自立することを示唆する。
- イ 反発している心情を理解し、寄り添いながら指 導する。
- ウ 親の言い分に対してどのようにしたいのかを じっくり聞く。
- エ 三者面談など親子で話し合うことを提案する。
- オ 親の理不尽な部分について共感し、親の悪いと ころを認める。

No.44 学校以外の場における不登校児童生徒への 支援

不登校児童生徒に対する支援等の教育機会の確保等に関する施策をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(いわゆる「教育機会確保法」)第13条の条文のうち、()に入る言葉を選びなさい。

「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の()の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。|

- ア 休養 イ 個性尊重
- ウ 生き方の確立 エ 家庭の事情への配慮
- オ 進路選択

No.45 スクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカーの説明として、当ては まらないものを1つ選びなさい。

- ア 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識·技 術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野に おいて活動経験の実績がある。
- イ 厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の保護、 保健・福祉に関する援助指導などを行う。
- ウ 家庭や学校、地域、関係機関をつなぎ、児童生 徒の悩みや抱えている問題の解決に向けた支援を する。
- エ 社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉に関 する資格を有している。
- オ 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境への働き掛けを行う。

No.46 教育支援センター(適応指導教室)の役割

文部科学省が「教育支援センター整備指針(試案)で示した「教育支援センター(適応指導教室)」の役割として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 不登校児童生徒に対する家庭訪問による相談・ 指導
- イ 教育センターや社会教育施設などの教育機関や 児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係 機関との連携
- ウ 不登校児童生徒の保護者に対する不登校の態様 に応じた適切な助言・援助
- エ 児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早 期対応
- オ 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安 定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等の ための相談・指導

No.47 児童相談所の業務

児童福祉法に定められた児童相談所の業務内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 子どもの一時保護を行うこと
- イ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、 専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる こと
- ウ 生活に困窮する子ども及びその家庭への経済的
- エ 児童虐待防止のための早期発見、通告について の普及啓発
- オ 個々の子どもに対する援助指針の作成及び援助 指針に基づく指導、措置等の援助

No.48 部活動のガイドライン

スポーツ庁が平成30年に公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の内容として、 当てはまらないものを選びなさい。

- ア 肉体、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり区別する。
- イ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。
- ウ 競技力の向上を図るため、競技団体の運営方針 に従って発掘・育成する。
- エ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等 により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促 す。
- オ 指導力の向上に向けて最新の研究成果等を踏ま えた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れる。

6 危機管理

No.1 遠足の下見

遠足の下見について、ふさわしくないものを1つ選 びなさい。

- アトイレの場所を確認する。
- イ 昼食や遊びなどの活動場所の広さや安全を確認 する。
- ウ 崖、蜂の巣などの危険箇所や危険物を確認する。
- エ 現地までの道路、信号、交通量などの状況を確認する。
- オ 昨年度と同じ場所のときは、改めて下見の必要 はない。

No.2 養護教諭との連携

養護教諭との連携として、ふさわしくないものを1 つ選びなさい。

- ア 体調の悪い児童生徒が出たときは、誰かが付き 添って保健室に連れて行き、養護教諭に学級での 様子などを伝える。
- イ 体調が悪い児童生徒が保健室で休んでいるとき は、授業後に保健室に出向き、様子を聞いたり保 護者への連絡の相談をしたりする。
- ウ 体調が悪い児童生徒が出たときは、養護教諭に 全て対応を任せる。
- エ 学級の児童生徒の心身の健康について、日頃から情報共有をしておく。
- オ 日頃の保健指導や保健の授業などについては、 養護教諭と十分に連携を図って進める。

No.3 Jアラート

内閣府の国民保護ポータルサイトには、弾道ミサイル落下時の行動について示されています。次のうちから正しくないものを1つ選びなさい。

- ア 近くにミサイルが落下し、屋内にいる場合、換 気扇を回し、窓を開け、室内をできるだけ開放す る。
- イ 屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難 する。
- ウ 近くにミサイルが落下し、屋外にいる場合、口 と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密 閉性の高い屋内又は風上に避難する。
- エ 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏 せて頭部を守る。
- オ 屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部 屋に移動する。

No.4 自然災害に対する事前指導

日本は、自然災害が多発する国です。このことを念頭に置いた事前指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分の命は自分で守るよう指導する。
- イ 率先避難者になるよう指導する。
- ウ ふだんから災害に対する備えをしておくよう指 導する。
- エ 学習のため、津波や地割れの様子を見に行くよ う指導する。
- オ 防災を含む安全に関する教育を学校全体で計画 し、指導する。

No.5 熊の目撃(出没)情報への対応

校区内で熊の目撃(出没)情報があったときの対応 として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が登校前のときは、保護者に連絡し、 通学路の安全を確保する。
- イ 児童生徒が在校時のときは、下校時及び帰宅後 の注意事項を指示する。
- ウ 下校時刻及び下校方法(集団下校、保護者に引き渡すことなど)を徹底する。
- エ 熊が捕獲されていないときは、保護者に情報提供し、翌日の登校方法、学校の安全対策などを連絡する。

No.6 熱中症への対応

児童生徒が熱中症になったと思われるときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 楽な体位を取らせ、衣服を脱がせて、体から熱 の放散を助ける。
- イ 水分・塩分を補給する。
- ウ 風通しのよい日陰など、涼しい環境に避難させる。
- エ うちわや扇風機などで風を当てることにより体 を冷やす。
- オ 反応が鈍く、自分で水が飲めないときは、水を 飲ませるようにする。

No.7 打撲への対応

児童生徒が打撲したときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 患部を動かさず、包帯や添え木の固定などにより、受傷部を安静にする。
- イ タオルを患部に当て、その上から氷やアイス パックで冷やす。
- ウ 包帯などで患部を圧迫する。
- エ 患部を心臓より高い位置に上げる。
- オ 患部の腫れが引いた後も冷やし続ける。

No.8 発熱への対応

児童生徒が発熱したときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 検温を行い、高熱のときは、すぐに保護者に連 絡し、受診を促す。
- イ 保健室など別室のベッドなどに寝かせ、安静に させる。
- ウ 水分補給を行う。
- エ 熱が上がってきたときは、薬を飲ませる。
- オ 手足が冷たいとき、又は寒気があるときは、体を冷やさないようにする。

No.9 歯痛の訴えへの対応

児童生徒が歯の痛みを訴えたときの対応として、適 切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 濡れタオルを頬の上に当てるなど、患部を外から冷やす。
- イ 食べカスを取り除き、ぬるま湯で口の中をゆす ぐなどして口の中を清潔にする。
- ウ痛い歯に触らない。
- エ 鎮痛剤を飲ませる。
- オ 早く歯科医に行くように本人や保護者に伝える。

No.10 腹痛の訴えへの対応

児童生徒が腹痛を訴えたときの対応として、適切で はないものを1つ選びなさい。

- ア 衣服を緩め、静かに寝かせ、腹痛の状態を観察する。
- イ 嘔吐 (おうと) 物があるときは、誤えんさせな いように注意する。
- ウ食べ物や飲み水は与えない。
- エ 痛み止め、浣腸、下剤等の投与はしない。
- オ 腹部をマッサージしたり、温めたり冷やしたり する。

No.11 インフルエンザへの対応

インフルエンザが流行しているときの対応として、 適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 手洗い、うがいの励行
- イ 教室内の換気、湿度の管理
- ウ マスクの着用や咳エチケットの励行
- エ 健康観察による早期発見、早期対応
- オ 外遊びや体育館遊びの励行などによる体力向上

No.12 野鳥の死骸への対応

児童生徒が敷地内で野鳥の死骸を見つけたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア触らないように指導する。
- イ 他にも死骸を見つけたときは、教師にすぐに連 絡するように伝える。
- ウ ごみ袋などに入れて教室に持ってくるように伝 える。
- エ 死亡羽数が多いときは、市役所や保健衛生所等 の関係機関に連絡をする。
- オ 児童生徒の目にふれないように教職員が処分する。

No.13 カラスの襲撃への対応

教員自身が校地内でカラスに襲撃されました。その 後の対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい

- ア 自分のことなので我慢する。
- イ 早急に管理職に報告する。
- ウ 教師の見守り体制などを整え、児童生徒の安全 を確保する。
- エ 近くに巣があるときは、関係部署に連絡の上、 児童生徒や保護者等に周知する。
- オ 児童生徒に対して威嚇された場所に近づかない、迂回する等の指導を行う。

No.14 著作物(楽譜)の使用

著作権法第35条では、「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」とされています。楽譜を複写するとき、改正著作権法第35条運用指針(著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)に示されている該当する例に当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 大学の講義、実習、演習、ゼミ等
- イ 中学校・高等学校の部活動

- ウ 小学校のクラブ活動
- 工 修学旅行
- オ 大学のサークル活動

No.15 スマートフォンによる写真撮影

遠足・集団宿泊的行事において、同僚が個人所有のスマートフォンで児童生徒の写真を撮ろうとしています。この際の同僚への対応として、不適切なものを1つ選びなさい。

- ア 個人が特定できる顔写真を個人のスマートフォンで撮影することはやめるよう伝える。
- イ 帯同した写真業者がいるときは、記録写真はそ ちらに任せるように伝える。
- ウ 学校のデジタルカメラを使用するように伝える。
- エ 同僚と一緒に写真を撮る。
- オ 撮影したときは、管理職への報告、写真の消去 などを確実に行うよう伝える。

No.16 児童生徒の善行への問合せ

児童生徒の善行について、直接お礼を届けたいので、 児童の個人名や住所を教えてほしいと電話がありました。この際の対応として、ふさわしくないものを1つ 選びなさい。

- ア 児童生徒の名前と住所、電話番号を先方に伝える。
- イ 管理職の判断を仰いだ後にこちらから連絡する 旨を伝える。
- ウ 電話では個人情報を教えることはできないことを丁寧に伝える。
- エ 直接来校いただき、詳しい話をお聞きしたい旨 を伝える。
- オ 事実や先方の身元などを確認した上で、管理職 や保護者と対応を相談する。

No.17 けがをした児童生徒の保護者対応

児童生徒が軽微なけがをしたときの保護者への対応 として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学級担任等がけがの原因や状態などについて、 保護者に丁寧に説明する。
- イ 学級担任等が学校において行った応急手当など について、保護者に説明する。
- ウ 軽微なけがであるため、当該児童生徒からその 原因や状況などについて、保護者に説明させる。
- エ けがをした箇所に変化や痛みの増大などがあったときは、すぐに医療機関で受診するように勧める。
- オ 学級担任等が当日中に保護者に電話をかけるなどして、帰宅した児童生徒の様子を聞き、今後学

校で配慮することなどを確認する。

No.18 頭部打撲時の対応

児童生徒が頭部を打って意識がなくなったときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 嘔吐(おうと)、麻痺(まひ)、痙攣(けいれん)、 瞳孔の大きさなどの観察を行う。
- イ 早急に救急車を呼ぶ。
- ウ 救急対応後、速やかに保護者に連絡する。
- エ 呼吸停止や心停止に備え、心肺蘇生法の準備や AEDの手配を早急に行う。
- オ 1時間以上観察して異常がないときは、医師の診察は必要ない。

No.19 危機管理の「さしすせそ」

危機管理のポイントを「さしすせそ」と表したものがあります。以下のうち、明らかに当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア さ…最悪を想定して
 - イ し…自分一人で
 - ウ す…素早く
 - エ せ…誠意をもって
 - オ そ…組織で対応

No.20 事故等に遭遇した際の心理

予期していない自然災害、不審者の出現、事故などに遭遇したとき、「これは大したことはないだろう」と考えがちになり、そのために対応が遅れ、問題が大きくなってしまいがちです。このような心理のことを何と言いますか。

- ア 平常心 イ 楽観主義
- ウ 正常化の偏見 エ 期待効果
- オ 過小評価

No.21 保護者への連絡

次のうちから、保護者に直ちに連絡をしなくてもいい事例を1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が体育館で遊んでいて転倒したが、痛 みを訴えずにその後も元気に遊んでいたとき。
- イ 児童生徒が頭を強く打って吐き気を訴えたが、 元気そうに見えたとき。
- ウ 児童生徒が他の児童生徒とぶつかって歯が抜け たが、「もともとグラグラしていたから大丈夫」 と言ったとき。
- エ 児童生徒が高いところから落ちて頭を打った直 後に吐いたが、「吐いてすっきりした」と言った とき。
- オ 児童生徒同士が勢いよく頭と頭をぶつけ合い、 互いのたんこぶを見て笑っていたとき。

No.22 早退時の対応

授業中に具合の悪くなった児童生徒について、保護者に連絡したところ、「迎えに行けないので一人で歩いて帰してください」と言われました。そのときの対応として、ふさわしいものを1つ選びなさい。

- ア 一人では帰さず、保護者が迎えに来るまで待機 させることを伝える。
- イ 教師が途中まで付いていき、家の近くで別れる こととする。
- ウ そのまま一人で帰す。
- エタクシーで帰す。
- オ 家が近い児童生徒に家まで送らせる。

No.23 情報の管理

情報の管理で配慮すべきこととして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

ア 児童生徒の成績等については、学校で定めた場

所に保管し、校外には持ち出さない。

- イ 私物の情報端末は、学校のネットワークには接 続しない。
- ウ 廊下の掲示物には、名札を付けない。
- エ 個人的なデータは、教室に持って行かない。
- オ 児童生徒の電話番号や画像などが入っている情報端末には、パスワードを設定する。

No.24 いわゆる学校感染症に対する出席停止措置

学校において予防すべき感染症(いわゆる学校感染症)にかかった児童生徒等に対し、出席停止措置がとられることについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 他の児童生徒等への感染を防ぐことにより、感 染流行のピークの患者数を減らす効果が期待され る。
- イ かかった児童生徒等本人が療養に専念できる。
- ウ 欠席扱いにならないことで、かかった児童生徒 等に安心を与えることができる。
- エ 出席停止になると、その感染症に係る医療費の 割引を受けることができる。
- オ 学生については、大学によっては、必ずしも適 用されるとは限らない。

No.25 予防接種に関する知識

海外の大学に留学するに当たっては、予防接種が必須であったり、推奨されたりすることがあるが、次のうち当てはまらない疾患はどれですか。1つ選びなさい。

- ア 麻疹 (はしか)
- イ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ウ 風疹 (三日ばしか)
- 工 髄膜炎菌性髄膜炎
- オ 伝染性膿痂疹(とびひ)

7 『学習指導要領』・教育課程

No.1 伝統や文化に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「伝統や文化に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教 科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びな さい。

ア 小学校第3学年及び第4学年の国語科で、易し い文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりす るなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。

- イ 小学校第6学年の社会科で、我が国の歴史上の 主な事象を手掛かりに、大まかな歴史を理解する とともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産 を理解すること。
- ウ 小学校第1学年及び第2学年の音楽で、歌唱教 材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもて るよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた 唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべ歌

や民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

- エ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、伝統 的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を 理解し、適切にできること。
- オ 小学校第5学年及び第6学年の道徳科で、働く ことや社会に奉仕することの充実感を味わうとと もに、その意義を理解し、公共のために役に立つ ことをすること。

No.2 主権者に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「主権者に関する教育」 について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等 の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第3学年の社会科で、施設・設備などの 配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関 係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連 や従事する人々の働きを考え、表現すること。
- イ 小学校第5学年及び第6学年の道徳科で、働く ことや社会に奉仕することの充実感を味わうとと もに、その意義を理解し、公共のために役に立つ ことをすること。
- ウ 小学校特別活動の学級活動で、清掃などの当番 活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働する ことの意義を理解し、社会の一員として役割を果 たすために必要となることについて主体的に考え て行動すること。
- エ 小学校第1学年及び第2学年の音楽で、我が国 及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊 りの音楽など体を動かすことの快さを感じ取りや すい音楽など、いろいろな種類の曲を取り扱うこ と。
- オ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、買物 の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大 切さと計画的な使い方について理解すること。

No.3 消費者に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「消費者に関する教育」 について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等 の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第3学年の社会科で、販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること。
- イ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、買物 の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大 切さと計画的な使い方について理解すること。
- ウ 小学校第5学年及び第6学年の外国語科で、児

- 童の身近な暮らしに関わる場面について言語の使用場面や言語の働きについて理解すること。
- エ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、自分 の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した 物の使い方などについて理解すること。
- オ 小学校第1学年及び第2学年の道徳科で、健康 や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回 りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活 をすること。

No.4 法に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第6学年の社会科で、日本国憲法の基本 的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、 日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内 閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現するこ と。
- イ 小学校第3学年及び第4学年の国語科で、易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。
- ウ 小学校第3学年及び第4学年の道徳科で、約束 や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。
- エ 小学校第1学年及び第2学年の特別活動の学級 活動で、話合いの進め方に沿って、自分の意見を 発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合 意形成して実践することのよさを理解すること。
- オ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、買物 の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大 切さと計画的な使い方について理解すること。

No.5 知的財産に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「知的財産に関する教育」 について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等 の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けること。
- イ 小学校第3学年及び第4学年の国語科で、比較 や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引 用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を 理解し使うこと。
- ウ 音楽科で、学習した曲や自分たちのつくった曲 を大切にする態度を養うようにするとともに、そ れらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるよ うにすること。
- エ 図画工作科で、創造することの価値に気付き、 自分たちの作品や美術作品などに表れている創造 性を大切にする態度を養うようにすること。
- オ 小学校第1学年及び第2学年の道徳科で、約束 やきまりを守り、みんなが使うものを大切にする こと。

No.6 郷土や地域に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「郷土や地域に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教 科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第4学年の社会科で、県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、 それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。
- イ 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けること。
- ウ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、家庭 生活は地域の人々との関わりで成り立っているこ とが分かり、地域の人々との協力が大切であるこ とを理解すること。
- エ 小学校第5学年及び第6学年の外国語科で、言語活動を行うに当たり、児童の身近な暮らしに関わる場面や言語の働きを取り上げるようにすること
- オ 小学校第3学年及び第4学年の体育の保健で、 心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の 要因や周囲の環境の要因が関わっていること。

No.7 環境に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「環境に関する教育」に ついて育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の 内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第4学年の社会科で、特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。
- イ 小学校第6学年の理科で、生物は、水及び空気 を通して周囲の環境と関わって生きていること。
- ウ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、環境 に配慮した生活について物の使い方などを考え、 工夫すること。
- エ 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、自分 の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に 気を付けて生活したりしようとすること。
- オ 小学校第3学年及び第4学年の体育の保健で、 心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の 要因や周囲の環境の要因が関わっていること。

No.8 生命の尊重に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「生命の尊重に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教 科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校の理科では、野外に出掛け地域の自然に 親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとと もに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する 態度を養うようにすること。
- イ 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、動物 を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、そ れらは生命をもっていることや成長していること に気付くとともに、生き物への親しみをもち、大 切にしようとすること。
- ウ 音楽科で、学習した曲や自分たちのつくった曲 を大切にする態度を養うようにするとともに、そ れらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるよ うにすること。
- エ 小学校第5学年及び第6学年の道徳科で、生命 が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのな いものであることを理解し、生命を尊重すること。
- オ 小学校の特別活動の学校行事の旅行・集団宿泊 的行事で、平素と異なる生活環境にあって、見聞 を広め、自然や文化などに親しむともに、よりよ い人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆 道徳などについての体験を積むことができるよう にすること。

No.9 心身の健康の保持増進に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「心身の健康の保持増進 に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関 連する各教科等の内容として、当てはまらないものを 1つ選びなさい。

- ア 小学校第3学年及び第4学年の体育科の保健 で、健康な生活について課題を見付け、その解決 に向けて考え、それを表現すること。
- イ 小学校第3学年及び第4学年の国語科で、比較 や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引 用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を 理解し使うこと。
- ウ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、食事 の役割が分かり、日常の食事の大切さと食事の仕 方について理解すること。
- エ 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、家庭 生活に関する活動を通して、規則正しく健康に気 を付けて生活しようとすること。
- オ 小学校の特別活動の学級活動で、現在及び生涯 にわたって心身の健康を保持増進することや、事 件や事故、災害等から身を守り安全に行動するこ と。

No.10 伝統や文化に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「伝統や文化に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教 科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校第1学年の国語科で、我が国の言語文化 に関して古典には様々な種類の作品があることを 知ること。
- イ 中学校の社会科の歴史的分野で、具体的な事柄 との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、 収集した情報を年表などにまとめたりするなどの 技能を身に付けること。
- ウ 中学校第1学年の音楽科の鑑賞の活動を通して、我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸 民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽 の多様性について理解すること。
- エ 中学校保健体育科の体育分野で、武道については、柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること。
- オ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境 や社会に及ぼす影響について理解すること。

No.11 主権者に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「主権者に関する教育」 について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等 の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の公民的分野で、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の 役割を理解すること。
- イ 中学校特別活動の生徒会活動で、生徒が主体的 に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学 校生活の課題を見いだし解決するために話し合 い、合意形成を図り実践すること。
- ウ 中学校道徳科で、社会参画の意識と社会連帯の 自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の 実現に努めること。
- エ 中学校の社会科の歴史的分野で、具体的な事柄 との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、 収集した情報を年表などにまとめたりするなどの 技能を身に付けること。
- オ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境 や社会に及ぼす影響について理解すること。

No.12 法に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の公民的分野で、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の 意義を理解すること。
- イ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、地域の食文 化について理解し、地域の食材を用いた和食の調 理が適切にできるようにすること。
- ウ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、売買契約の 仕組み、消費者被害の背景とその対応について理 解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収 集・整理が適切にできること。
- エ 中学校道徳科で、法やきまりの意義を理解し、 それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り 方について考え、自他の権利を大切にし、義務を 果たして、規律ある安定した社会の実現に努める こと
- オ 中学校特別活動の学級活動で、学級や学校にお ける生活をよりよくするための課題を見いだし、 解決するために話し合い、合意形成を図り、実践 すること。

No.13 知的財産に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「知的財産に関する教育」 について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等 の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の公民的分野で、地球環境、資源・ エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済 的、技術的な協力などが大切であることを理解す ること。
- イ 中学校第1学年の国語科で、比較や分類、関係 付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典 の示し方について理解を深め、それらを使うこと。
- ウ 中学校音楽科で、自己や他者の著作物及びそれ らの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図る とともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産 権について触れるようにすること。
- エ 中学校技術・家庭科の技術分野で、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
- オ 中学校道徳科で、法やきまりの意義を理解し、 それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り 方について考え、自他の権利を大切にし、義務を 果たして、規律ある安定した社会の実現に努める こと。

No.14 郷土や地域に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「郷土や地域に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教 科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の地理的分野で、地域の在り方を、 地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに 着目し、そこで見られる地理的な課題について多 面的・多角的に考察、構想し、表現すること。
- イ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、地域の食文 化について理解し、地域の食材を用いた和食の調 理が適切にできること。
- ウ 中学校第2学年及び第3学年の音楽科で、鑑賞 を通して、我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の 様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽 の多様性について理解すること。
- エ 中学校第1学年の美術科で、鑑賞の活動を通して身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。
- オ 中学校道徳科で、法やきまりの意義を理解し、 それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り

方について考え、自他の権利を大切にし、義務を 果たして、規律ある安定した社会の実現に努める こと。

No.15 環境に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「環境に関する教育」に ついて育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の 内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の公民的分野で、地球環境、資源・ エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済 的、技術的な協力などが大切であることを理解す ること。
- イ 中学校理科の第2分野で、自然環境の保全と科 学技術の利用の在り方について科学的に考察する ことを通して、持続可能な社会をつくることが重 要であることを認識すること。
- ウ 中学校技術・家庭科の技術分野で、これからの 社会の発展とエネルギー変換の技術を考える活動 などを通して、生活や社会、環境との関わりを踏 まえて、技術の概念を理解すること。
- エ 中学校第1学年の国語科で、比較や分類、関係 付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典 の示し方について理解を深め、それらを使うこと。
- オ 中学校保健体育科の保健分野で、身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること、身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあることなどを身に付けること。

No.16 心身の健康の保持増進に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に 参考資料として示されている「心身の健康の保持増進 に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関 連する各教科等の内容として、当てはまらないものを 1つ選びなさい。

- ア 中学校保健体育科の保健分野で、心身の機能の 発達と心の健康について理解を深めるとともに、 ストレスへの対処をすることを身に付けること。
- イ 中学校社会科の公民的分野で、地球環境、資源・ エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済 的、技術的な協力などが大切であることを理解す ること。
- ウ 中学校総合的な学習の時間で、目標を実現する にふさわしい探究課題については、学校の実態に 応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・ 健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総 合的な課題などを踏まえて設定すること。
- エ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、中学生に必 要な栄養の特徴が分かり、健康によい食習慣につ

いて理解すること。

オ 中学校特別活動の学級活動で、節度ある生活を 送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保 持増進することや、事件や事故、災害等から身を 守り安全に行動すること。

No.17 北方領土の指導

『中学校学習指導要領 解説 社会編』において、 北方領土の指導に関して示されていないことを1つ選 びなさい。

- ア 北方領土とは、歯舞群島、色丹島、国後島、択 捉島であること。
- イ 現在ロシア連邦によって不法に占拠されている こと。
- ウ ロシア連邦にその返還を求めていること。
- エ 北方領土の産業振興に関すること。
- オ 北方領土は我が国の固有の領土であること。

No.18 学級活動の年間指導計画

学級活動の年間指導計画を立てるときの留意点として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 年間指導計画は立てずに臨機応変に実施する。
- イ 指導時期を考慮して題材を位置付ける。
- ウ 行事との関連を図る。
- エ 小学校から中学校への接続を考慮する。
- オ 学級ごとの学級活動の指導計画を策定する。

No.19 学年と学級活動の調整

学年での活動と学級活動の調整を図るときの留意点 として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 時数削減のため、学年での活動を厳選する。
- イ 事前に学年での活動内容を各学級で把握し、検 討しておく。
- ウ 学年内で教師間の共有や合意形成を行う。
- エ 各学級の実態を確認した上で、学年での活動を考える。
- オ 学級の独自性と学年で求める共通事項を整理しておく。

No.20 総合的な学習の時間の年間計画

総合的な学習の時間の年間計画を立てるときの留意 点として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 年間指導計画又は全体計画のどちらかを作成する。
- イ どのような学習活動をどのような時期にどのよ うに実施するかなどを示す。
- ウ 1年間の時間的な流れの中に単元を位置付けて

示す。

- エ 必要に応じて他教科等における学習活動も書き 入れ、総合的な学習の時間における学習活動との 関連を示す。
- オ 責任者としての校長の指導ビジョンとリーダー シップの下、全教職員がそれぞれの特性と専門性 を発揮しながら協力して、自律的、創造的に行う。

No.21 給食の時間の指導計画

給食の時間の指導計画及びルールづくりとして、適 切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 食に関するルールや価値観は家庭によって多様 であるため、一律に指導したりルールを決めたり できない。
- イ 学校の教育活動全体の中で食に関する指導を計画的、組織的に行っていく。
- ウ 共通の目標に向かって、校長のリーダーシップ の下、学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養 職員、養護教諭、調理員などの全職員が取り組む。
- エ 学校から、児童生徒の食生活等の実態を情報提供したり、家庭への働き掛けや啓発を行ったりする。
- オ 給食の時間における食に関する指導の内容等を 年間通しての一覧表として整理する。

No.22 道徳教育推進教師

『小学校(中学校)学習指導要領 解説 特別の教 科道徳編』第4章第3節に示されている道徳教育推進 教師を中心とした指導体制の説明として、当てはまら ないものを1つ選びなさい。

- ア 学校の教職員が協力して指導に当たることができるような年間指導計画を工夫することなどを、 学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。
- イ 道徳科で用いる教材や図書の準備、掲示物の充 実、教材コーナーなどの整備などを教員で分担し て進められるように道徳教育推進教師が呼び掛け をしたり、具体的な作業の場を設定したりするこ とが考えられる。
- ウ 道徳教育推進教師が中心となって、児童生徒と の悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機 関と連携して支援する必要がある。
- エ 道徳教育推進教師が近隣の中学校(小学校)と 連携し、例えば、互いに道徳科の授業参観をして 学び合い意見交換を行ったり、授業に参加したり することも考えられる。
- オ 授業を実施する上での悩みを抱えた教師の相談 役になったり、情報提供をしたりして援助するこ とや、道徳科に関する授業研修の実施、道徳科の 授業公開や情報発信などを、道徳教育推進教師が 中心となって協力して進めることが考えられる。

No.23 教育の情報化加速化プラン

文部科学大臣が平成28年7月29日に決定した「教育の情報化加速化プラン~ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生~」の具体的な取組施策として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 教員自身が授業内容や子供の姿に応じて自在に ICTを活用しながら授業設計を行えるよう、児童 生徒一人一台の教育用コンピュータ環境の実現を 目指し、段階的な整備を行う。
- イ 各教科等の特質に応じて、発達段階に応じた語彙の確実な習得や情報を正確に理解し適切に表現する力の育成など、言語能力の確実な育成を進める
- ウ 授業・学習面でのICT活用を促進する観点から、ICTを効果的に活用した実践例等の構築を図るとともに、ICT活用の際に不可欠なデジタル教材等の開発を官民連携で進める。
- エ 教員の業務の効率化及び教育の質の向上の観点 から、教育情報セキュリティ対策を徹底すること を大前提として、統合型校務支援システムの普及 促進を図る。
- オ 各学校で教育の情報化が着実に進むよう、民間

企業とも連携をしつつ、教員養成課程及び研修の 充実を図るとともに、教育委員会事務局及び学校 の体制強化と専門性の向上を図る。

No.24 体験活動の推進

学校において児童生徒のボランティア活動を含めた 体験活動を推進するときの配慮事項として、適切では ないものを1つ選びなさい。

- ア 体験活動のコーディネートの窓口となる担当を 明らかにし、校長の指導の下に全教職員が協力し て校内推進体制を整備する必要がある。
- イ 教職員一人一人が体験活動の意義や理念を正しく理解し、これらの活動に係る指導の力量を高めていくことが不可欠である。
- ウ 発達段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう、自校の教育目標や地域の実情を踏まえ、学校として活動のねらいを明確にし、現状の教育活動全体を見直す。
- エ 活動を効果的かつ安全に行うために必要な知識・技能やマナー等の習得のための事前指導が必要である。
- オ 特にボランティア活動は、善意で行うものであるため、目的や相手のニーズよりも、児童生徒の 自主性を優先することが大事である。

No.25 冬季スポーツの指導の意義

北国における冬季スポーツや雪に親しむ指導の意義 として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 雪のない地方に比べ、冬季間の運動量が減る傾向にあるため、冬季の運動を推奨し、体力向上につなげる。
- イ スキーやスケート、アイスホッケー、カーリン グなど、冬季競技の理解、啓発を進める。
- ウ 多様な価値観の下、豊かなスポーツライフの実 現に向け、幼児期から冬季スポーツに慣れ親しむ。
- エ 冬の環境を生かして生活を楽しんだり、たくましさを身に付けたりする。
- オ 競技人口が少なく、オリンピック選手になりや すいため、積極的に奨励する。

No.26 ものづくり教育

ものづくり教育の充実についての説明として、当て はまらないものを1つ選びなさい。

- ア 幼児期から、ものづくりの楽しさを教えたり、 ものづくりに対する興味・関心を高めたりする。
- イ 授業において竹細工や陶芸などを実際に行った り、工場見学を行ったりするなどの体験的な学習 活動を充実させる。

- ウ 先端技術を駆使したロボット技術を競うイベントにも小学校段階から積極的に参加する。
- エ ものづくりを扱う教科の学習のほかに総合的な 学習の時間も活用して充実させていく。
- オ 学校外でも博物館などにおけるハンズ・オン活動 (見て、触って、試して、考える)、公民館や科学館などにおける科学実験教室などを活用する。

No.27 プログラミング教育

プログラミング教育に関して、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校では、論理的に考えていくことのできる 力であるプログラミング的思考の育成を目指した 学習活動を実施する。
- イ 中学校では、技術・家庭科の技術分野で、計測・ 制御に加えて、双方向性のあるコンテンツに関す

- るプログラミングや、ネットワークやデータを活用して処理するプログラミングも題材として扱うことが考えられる。
- ウ プログラミング教育等の実施を支援するため官 民が連携した支援体制が構築されるなどしている ことから、これらも活用して学校外の人的・物的 資源の適切かつ効果的な活用に配慮することも必 要である。
- エ 携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及しており、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナー等については、各家庭において指導すべきである。
- オ 学習指導要領では、各学校においては、情報活 用能力等の資質・能力を育成していくことができ るよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的 な視点から教育課程の編成を図るものとされてい る。

8 法規

No.1 学校の範囲

学校教育法第1条では、小学校や中学校など学校の 範囲が定められており、「一条校」と呼ばれています。 以下のうち、一条校に当てはまらないものを1つ選び なさい。

ア 専修学校 イ 幼稚園

ウ 中等教育学校 エ 義務教育学校

才 特別支援学校

No.2 校長・教員

次の条文は、学校教育法第7条です。() に 当てはまる言葉を選びなさい。

「学校には、校長及び () の教員を置かなければならない。」

- ア 省令で定める数
- イ 教頭等
- ウ 相当数
- 工 教頭、教諭、養護教諭等
- オ 文部科学省が指定する数

No.3 健康診断等

次の条文は、学校教育法第12条です。(A) と (B) に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「学校においては、別に(A) で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに(B)

の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。」

ア A 法令 B 教員

イ A 法律 B 職員

ウ A 法令 B 職員

エ A 法律 B 教員

オ A 規則 B 職員

No. 4 義務教育年限

エ A 知人

次の条文は、学校教育法第16条です。(A) と (B) に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、(A))をいう。以下同じ。)は、 次条に定めるところにより、子に(B)の普通 教育を受けさせる義務を負う。」

B 9年

 ア A 親戚
 B 9年

 イ A 未成年後見人
 B 6年

 ウ A 親戚
 B 6年

オ A 未成年後見人 B 9年

No.5 就学させる義務

次の条文は、学校教育法第17条第1項の一部です。 (A) と (B) に当てはまる言葉の組合せと して正しいものを選びなさい。

「保護者は、子の(A)に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、(B)に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」

 ア A
 満7歳
 B
 満12歳

 イ A
 満7歳
 B
 満11歳

 ウ A
 満6歳
 B
 満12歳

 エ A
 満6歳
 B
 満11歳

 オ A
 満5歳
 B
 満11歳

No.6 就学義務の猶予・免除

次の条文は、学校教育法第18条です。(A) と (B) に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「前条第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、(A)、(B)その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。」

 ア
 A
 非行
 B
 発育不完全

 イ
 A
 病弱
 B
 発育未発達

 ウ
 A
 貧困
 B
 発育不完全

 エ
 A
 貧困
 B
 発育不完全

 オ
 A
 貧困
 B
 発育未発達

No.7 経済的就学困難

次の条文は、学校教育法第19条です。() に 当てはまる言葉を選びなさい。

「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児 童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必 要な () を与えなければならない。」

ア 援助イ 保護ウ 補償エ 支援オ 補助

No.8 教育課程(小学校)

次の条文は、学校教育法第33条です。() に 当てはまる言葉を選びなさい。

「小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30 条の規定に従い、() が定める。」 ア 知事 イ 教育委員会

ウ 文部科学大臣 エ 市町村長

オ 校長

No.9 学齢未満の子の入学禁止

次の条文は、学校教育法第36条です。() に 当てはまる言葉を選びなさい。

「学齢に達しない子は、() に入学させること ができない。|

ア 保育所 イ 幼稚園

ウ 中学校 エ 小学校

オ 高等学校

No.10 学校運営評価

次の条文は、学校教育法第42条です。(A) と (B) に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該 小学校の教育活動その他の学校運営の状況について (A)を行い、その結果に基づき学校運営の (B)を図るため必要な措置を講ずることによ り、その教育水準の向上に努めなければならない。」

 ア A 調査
 B 推進

 イ A 調査
 B 改善

 ウ A 評価
 B 改善

 エ A 調査
 B 促進

 オ A 評価
 B 促進

No.11 教員免許状の失効

教育職員免許法第10条には、教員の免許状が効力を 失う場合が示されています。次のうち、当てはまらな いものを1つ選びなさい。

ア 政府を暴力で破壊することを主張する政党その 他の団体を結成し、又はこれに加入した者に該当 するに至ったとき

イ 禁固以上の刑に処された者に該当するに至った とき

ウ 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受け たとき

エ 公立学校の教員であって分限免職の処分を受けたとき

オ 道路交通法違反により反則金を納付したとき

No.12 中堅教諭等の研修

次の条文は、教育公務員特例法第24条第1項です。 () に当てはまる言葉を選びなさい。

「公立の小学校等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において

同じ。)の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる()を図るために必要な事項に関する研修(以下「中堅教諭等資質向上研修」という。)を実施しなければならない。」

ア 資質の向上

イ 技術の向上

ウ 意識の改革

エ 意識の高揚

オ 技術の改善

No.13 指導改善研修

次の条文は、教育公務員特例法第25条第1項です。 () に当てはまる言葉を選びなさい。

「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒 又は幼児(以下「児童等」という。)に対する() であると認定した教諭等に対して、その能力、適性 等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事 項に関する研修(以下「指導改善研修」という。) を実施しなければならない。」

ア 教育的な愛情不足

イ 指導が不適切

ウ 理解不足

エ 関わりが不適切

才 高圧的

No.14 学校において予防すべき感染症

学校保健安全法第19条により、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」とされています。以下のうち、出席停止の対象となる学校において予防すべき感染症の種類に当てはまらないものを1つ選びなさい。

ア インフルエンザ

イ 流行性耳下腺炎

ウ 麻しん、風しん

エー水痘

オ 寄生虫病

No.15 教育3法の改正

平成18年の教育基本法の改正に伴い、特に大きな改正が行われた4つの法律に該当しないものを1つ選びなさい。

- ア 義務教育費国庫負担法
- イ 学校教育法
- ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 工 教育職員免許法
- オ 教育公務員特例法

No.16 教育職員の時間外勤務

「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」の2には、いわゆる超勤4項目として、公立の義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外労働を命ずる場合について定められています。次のうち、4項目に当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- イ 修学旅行その他学校行事に関する業務
- ウ 職員会議に関する業務
- エ 非常災害の場合、児童生徒の指導に関し緊急の 措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に 必要な業務
- オ 緊急の家庭訪問に関する業務

No.17 指導主事

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に 規定されている指導主事の説明として、間違っている ものを1つ選びなさい。

- ア 教育委員会の事務局に置かれる職員である。
- イ 上司の命を受け、学校における教育課程、学習 指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に 関する事務に従事する。
- ウ 教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項について教養と経験がある者でなければならない。
- エ 大学以外の公立学校の教員をもつて充てること ができる。
- オ 教職員の任免、給与、懲戒、服務に関する業務 を担当する。

No.18 幼児教育を行う施設

認定こども園、保育所、幼稚園について説明している次の文のうち、間違っているものを1つ選びなさい。

- ア 幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校である。
- イ 保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設である。
- ウ 認定こども園は、共働き世帯、親族の介護など の事情で、家庭で保育のできない保護者が利用で きる。
- エ 保育所及び認定こども園は、夕方までの保育の ほか、園により延長保育を実施している。
- オ 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設である。

No.19 校長の義務

次の条文は、学校教育法施行令第19条です。() に当てはまる言葉を選びなさい。

「小学校、中学校、中等教育学校、中等教育学校及び 特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する 学齢児童又は学齢生徒の()を明らかにして おかなければならない。」

ア 健康状況 イ 在籍数

ウ 出席状況 エ 男女比

オ 転入状況

No.20 長期欠席者等の教育委員会への通知

次の条文は、学校教育法施行令第20条です。 (A)と(B)に当てはまる言葉の組合せと して正しいものを選びなさい。

「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き(A)出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて(B)に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。」

 ア A 7日間
 B 保護者

 イ A 7日間
 B 本人

 ウ A 10日間
 B 保護者

 エ A 10日間
 B 本人

 オ A 30日間
 B 保護者

No.21 学期及び休業日

次の条文は、学校教育法施行令第29条第1項です。 () に当てはまる言葉を選びなさい。

「公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。) の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(次項において「体験的学習活動等休業日」という。)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の()が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。」

ア知事イ市町村長ウ教育委員会エ教育長

オ 地方公共団体

No.22 学校備付表簿(1)

次の条文は、学校教育法施行規則第24条第1項です。

()に当てはまる言葉を選びなさい。

「校長は、その学校に在学する児童等の () (学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。|

ア健康診断票イ 通知表ウ 指導要録エ 学籍簿

才 学齢簿

No.23 学校備付表簿 (2)

次の条文は、学校教育法施行規則第25条です。 () に当てはまる言葉を選びなさい。

「校長(学長を除く。)は、当該学校に在学する児童等について()を作成しなければならない。」

ア 個人調査票イ 成績表ウ 通知表エ 出席簿

オ 家庭環境調査票

No.24 教務主任等

次の条文は、学校教育法施行規則第44条第1項です。 () に当てはまる言葉を選びなさい。

「小学校には、教務主任及び () を置くものと する。」

ア事務主任イ学年主任ウ生徒指導主事エ進路指導主事

オ 保健主事

No.25 学校評議員

次の条文は、学校教育法施行規則第49条第3項です。 () に当てはまる言葉を選びなさい。

「学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に 関する理解及び識見を有するもののうちから、校長 の推薦により、当該小学校の()が委嘱する。」

 ア 教職員
 イ PTA

 ウ 地域住民
 エ 保護者

オ 設置者

№26 学年

次の条文は、学校教育法施行規則第59条です。 (A) と (B) に当てはまる言葉の組合せと して、正しいものを選びなさい。

「小学校の学年は、(A) に始まり、(B) に 終わる。」

ア A 4月

B 翌年3月

イ A 第1学年及び第6学年の児童を除き4月1

日

B 翌年3月31日

ウ A 4月1日

B 翌年3月31日

エ A 第1学年の児童を除き4月1日

B 翌年3月31日

オ A 4月2日

B 翌年4月1日

No.27 授業終始の時刻

次の条文は、学校教育法施行規則第60条です。 () に当てはまる言葉を選びなさい。

「授業終始の時刻は、()が定める。」

ア 教育委員会 イ 校長

ウ設置者
エ学校

オ 地方自治体

No.28 公立小学校の休業日

次の条文は、学校教育法施行規則第61条です。 (A)と(B)に当てはまる言葉を選びなさい。

「公立小学校における休業日は、次のとおりとする。 ただし、第3号に掲げる日を除き、当該学校を設置 する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設 置する小学校にあってほ、当該公立大学法人の理事 長。第3号において同じ。)が必要と認める場合は、 この限りでない。

一 (A)に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

□ (B)

三 学校教育法施行令第29条第1項の規定により教育委員会が定める日」

ア A 国民の祝日

B 日曜日及び土曜日

イ A 国民の祭日

B 日曜日

ウ A 国民の休日

B 日曜日及び土曜日

エ A 国民の祝日

B 日曜日

オ A 国民の祭日

B 日曜日及び土曜日

No.29 学校運営自己評価と結果公表義務

次の条文は、学校教育法施行規則第66条第1項です。 (A) と (B) に当てはまる言葉の組合せと して、正しいものを選びなさい。

「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営 の状況について、自ら(A)を行い、その (B)を公表するものとする。」

 ア A 調査
 B 結果

 イ A 調査
 B 成果

ウ A 評価 B 結果

工 A 評価 B 成果

オ A 調査 B 課題

No.30 生徒指導主事

次の条文は、学校教育法施行規則第70条第3項です。

() に当てはまる言葉を選びなさい。

「生徒指導主事は、()をもつて、これに充てる。」

ア 主幹教諭イ 指導教諭ウ 教務主任エ 教諭

オ 指導教諭又は教諭

発展編・答え

1	教師論		No.23	学び続ける姿勢	答え:ア
No. 1	着任時の挨拶	答え:オ	No.24	学級経営案	答え:イ
No. 2	電話の応対(1)	答え:イ	No.25	若手教師同士の学び	答え:オ
No. 3	電話の応対(2)	答え:エ	No.26	校内研修への主体的な関わり	答え:ア
No. 4	電話の応対 (3)	答え:オ	No.27	教師の自己啓発	答え:ア
No. 5	名刺	答え:ア	No.28	自己研鑽(さん)	答え:オ
No. 6	教具の発注	答え:ア	No.29	NITSの研修動画	答え:エ
No. 7	儀式における礼儀作法の指導	答え:ア	No.30	同僚の違法行為	答え:オ
No. 8	研究会参加の心構え	答え:オ	No.31	校舎内の不審なカメラ	答え:ウ
No. 9	教師としての心の持ち方	答え:オ	No.32	同学年の教師との協働	答え:ア
No.10	反発する児童生徒への対応	答え:ウ	No.33	厳しい意見への対応	答え:イ
No.11	赴任先の情報収集	答え:オ	No.34	研修会参加時の対応	答え:オ
No.12	出勤時の事故への対応	答え:ア	No.35	学校の教育目標	答え:ア
No.13	通勤	答え:ウ	No.36	校務分掌	答え:エ
No.14	あおり運転の未然防止と対応	答え:オ	No.37	学級担任間の情報交換	答え:ア
No.15	通勤時に気を付けること	答え:イ	No.38	「報告・連絡・相談(報連相 +)」の重要 答え:ア
No.16	出勤時の交通事故	答え:エ	No.39		
No.17	教師間の連携	答え:オ	No.40		
No.18	児童生徒を評価する際の心構だ	え 答え:ア	140.40	旧等に対する教師問い品ひ日	答え:オ
No.19	所信を表す	答え:オ	No.41	指導に悩む同僚への関わり	答え:オ
	他校への訪問	答え:ウ	No.42	朝の時間	答え:イ
			No.43	アンガーマネジメント	答え:ウ
No.21	先輩教師から学ぶ姿勢	答え: オ	No.44	職場での心掛け	答え:イ
NO.ZZ	広い視野をもつための心掛け	台ん・上			

No.45	同僚の悩みへのフォロー	答え:ウ	No. 4	学級目標	答え:オ
No.46	「学級王国」の予防・解消	答え:オ	No. 5	学級開きの心構え	答え:ア
No.47	先輩への相談	答え:ア	No. 6	学級開きの活動	答え:ア
No.48	教師間の交流	答え:オ	No. 7	学級経営案の立案	答え:エ
No.49	他の教師からの批判への対応	答え:オ	No. 8	教室環境づくり	答え:ア
No.50	精神的な健康	答え:ア	No. 9	掲示や展示の留意点	答え:エ
No.51	ストレス解消の重要性	答え:ウ	No.10	掲示板の使い方	答え:オ
No.52	仕事の処理	答え:ア	No.11	作品掲示の配慮事項	答え:エ
No.53	実務処理が分からないときの対	対応 答え:エ	No.12	教室掲示の工夫	答え:ア
No.54	実務をこなす技術の効果	答え:オ	No.13	動植物の飼育栽培	答え:オ
	指導要録記載の留意点	答え:エ	No.14	フリースペースの活用	答え:ウ
No.55 No.56	組織による教育目標の実現	答え:ア	No.15	年度はじめの学級づくり	答え:エ
			No.16	よりよい学級生活に導く	答え:ア
No.57	会議の効率的な進め方	答え: オ	No.17	学級のルールを守るための指導	-
No.58	PDCA理論	答え:オ			答え:ウ
No.58 No.59	PDCA理論 ブレーンストーミング	答え:オ	No.18	学級目標設定に向けた話合い	答え:ウ
No.58 No.59 No.60	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法	答え:オ 答え:オ 答え:オ	No.18 No.19	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点	答え: ウ 答え: オ 答え: イ
No.58 No.59	PDCA理論 ブレーンストーミング	答え:オ	No.18	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点	答え: ウ 答え: オ 答え: イ
No.58 No.59 No.60	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法	答え:オ 答え:オ 答え:オ	No.18 No.19	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点	答え: ウ 答え: オ 答え: イ
No.58 No.59 No.60 No.61	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法 個性を伸ばす評価	答え:オ 答え:オ 答え:オ 答え:ウ	No.18 No.19 No.20 No.21	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点 学級活動における話合い活動 委員会活動への参加 学級目標への意識が薄れてい	答え: ウ 答え: イ を を を を を え: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
No.58 No.59 No.60 No.61 No.62 No.63	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法 個性を伸ばす評価 日本の教員が担う業務	答え:オ 答え:オ 答え:オ 答え:ウ 答え:ウ	No.18 No.19 No.20 No.21 No.22	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点 学級活動における話合い活動 委員会活動への参加 学級目標への意識が薄れてい	答答答答答答答答答の答 さん さい いっかい かいかい かい
No.58 No.59 No.60 No.61 No.62 No.63	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法 個性を伸ばす評価 日本の教員が担う業務 選挙権の行使	答え: オ 答え: オ 答え: オ ウ ア オ	No.18 No.19 No.20 No.21 No.22 第	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点 学級活動における話合い活動 委員会活動への参加 学級目標への意識が薄れてい 建	答答答答答答答答答答 えええええにの: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
No.58 No.59 No.60 No.61 No.62 No.63 No.64 No.65	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法 個性を伸ばす評価 日本の教員が担う業務 選挙権の行使 苦情への対応 教育活動への参加	答答答答答答答答答答 答答答答答答答答 答え: オ カ ウ ア オ オ	No.18 No.19 No.20 No.21 No.22	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点 学級活動における話合い活動 委員会活動への参加 学級目標への意識が薄れてい	答答答答答答答答答答 えええええにの: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
No.58 No.59 No.60 No.61 No.62 No.63 No.64 No.65	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法 個性を伸ばす評価 日本の教員が担う業務 選挙権の行使 苦情への対応 教育活動への参加	答答答答答答答答答答	No.18 No.19 No.20 No.21 No.22 第	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点 学級活動における話合い活動 委員会活動への参加 学級目標への意識が薄れてい 建	答答答答答答答答答 えええええ
No.58 No.59 No.60 No.61 No.62 No.63 No.64 No.65	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法 個性を伸ばす評価 日本の教員が担う業務 選挙権の行使 苦情への対応 教育活動への参加 学級経営の基本的姿勢	答答答答答答答答答答答	No.18 No.19 No.20 No.21 No.22 第 No.23	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点 学級活動における話合い活動 委員会活動への参加 学級目標への意識が薄れてい 誰とでも仲よくする指導 公平性を保つ児童生徒との関れ 宿題についての指導	答答答答答答答答的答的答う かいい かいり オーイ・ウーオー指アーエー・オー
No.58 No.59 No.60 No.61 No.62 No.63 No.64 No.65	PDCA理論 ブレーンストーミング KJ法 個性を伸ばす評価 日本の教員が担う業務 選挙権の行使 苦情への対応 教育活動への参加	答答答答答答答答答答	No.18 No.19 No.20 No.21 No.22 第 No.23 No.24	学級目標設定に向けた話合い 席替えの留意点 学級活動における話合い活動 委員会活動への参加 学級目標への意識が薄れてい 誰とでも仲よくする指導 公平性を保つ児童生徒との関わ 宿題についての指導 学級の理想像を語る	答答答答答答答答答的答答 えええええにのここ ウォイウオ指アエーオオ

No.28	話合い活動の司会への指導	答え:ウ	No.50	家庭訪問の目的・在り方	答え:ウ
No.29	児童生徒の企画や活動への介え	入 答え:オ	No.51	家庭訪問の留意事項	答え:オ
No.30	意見がまとまらないときの対応		No.52	玄関先でのマナー	答え:エ
140.50	悪元がよこよりないことのが#	さん 答え:ウ	No.53	保護者からの相談	答え:オ
No.31	グループでの話合いの配慮事項	頁 答え:ア	No.54	学級通信の内容	答え:ア
No.32	学級活動の企画や運営への働き		No.55	学級通信作成のポイント	答え:オ
		答え:イ	No.56	学級通信の効果	答え:イ
No.33	自己紹介や他己紹介	答え:エ	No.57	保護者からのクレームへの対応	[™] 答え:オ
No.34	集団宿泊的行事の効果	答え:オ	No.58	保護者へのメール送信の留意。	点
No.35	班ノートの効果	答え:ア			答え:イ
	コミュニケーションスキルの ィグ)トレーニ 答え:オ	No.59	保護者への連絡方法	答え:ウ
No.37	保護者への伝達	答え:ア	No.60	保護者への情報発信	答え:オ
No.38	参観日の保護者への対応	答え:ア	No.61	学級崩壊の捉え	答え:ウ
No.39	参観日の授業	答え: オ	No.62	学級崩壊の未然防止	答え: エ
No.40	参観日における児童生徒への関		No.63	学級崩壊の兆候(1)	答え:ア
	·····································	答え:エ	No.64		答え:オ
	学級懇談会の配慮	答え:イ		学級崩壊(1)	答え:イ
No.42	参観日に向けた教室環境づくり	ノ 答え:ア		学級崩壊(2)	答え:オ
No.43	学級懇談会の進め方	答え:ウ	No.67		答え:ウ
No.44	学級懇談会の内容	答え:ア		教師への反発	答え:エ
No.45	学級懇談会の話題	答え:エ	N0.09	学級崩壊の社会的背景とその対	らん 答え:オ
No.46	家庭訪問の話題(1)	答え:オ		学級レクリエーションを通し]づくり	た学級集 答え:オ
No.47	家庭訪問の話題(2)	答え:イ	No.71		答え:オ
No.48	家庭訪問時に確認すること	答え:エ		清掃活動で育てたい資質	答え:ア
No.49	家庭訪問の留意点	答え:イ		朝の会・帰りの会のねらい	
				111 - III - 1111 - 111 -	H-10 1

No.74	教室清掃の内容	答え:オ	3 :	学習指導・授業改善	
No.75 打	学芸会、学習発表会、文化祭 	における 答え:ア	No. 1	地域の情報収集	答え:オ
No.76	集団宿泊的行事における指導P	内容	No. 2	ブレインストーミング法	答え:ア
		答え:ウ	No. 3	語彙力を高める方法	答え:オ
No.77	係活動の指導のポイント	答え:ウ	No. 4	概念形成力を高める方法	答え:エ
No.78	給食中、給食後の指導	答え:オ	No. 5	パネルディスカッション	答え:イ
No.79	グループ編制	答え:ア	No. 6	カリキュラムマネジメント(1	•
No.80	行事の話合い活動の配慮事項	答え:イ			答え:オ
No.81	遠足で孤立している児童生徒	答え:ア	No. 7	カリキュラムマネジメント(2	?) 答え:オ
No.82	行事のねらい	答え:イ	No. 8	仮説の設定方法	答え:ウ
No.83	運動会、体育祭の指導	答え:エ	No. 9	自習時間の手立て	答え:ア
No.84	地域でのボランティア活動	答え:ア	No.10	補助教材の扱い方	答え:オ
No.85	一日の振り返りの方法	答え:ア	No.11	ALTとの連携	答え:オ
No.86	欠席児童生徒への対応	答え:ウ	No.12	TTにおけるサブ・ティーチャ	ーの役割 答え:エ
No.87	欠席や遅刻への配慮	答え:ア	N 40	<i>!:</i> →!	
No.88	席替えの目的	答え:エ		ゲストティーチャーを招いた fの位置	答え:ア
No.89	学校通信	答え:オ	No.14	席替えの際の留意点	答え:オ
No.90	代表選考等	答え:ウ	No.15	電子黒板の活用	答え:ウ
No.91	傘の扱い方指導	答え:ア	No.16	全員発言	答え:イ
No.92	靴箱の使い方指導	答え:ア	No.17	授業時のノート点検	答え:ア
No.93	登下校時の指導内容	答え:ア	No.18	放課後の個別指導	答え:ウ
No.94	居残り指導	答え:オ	No.19	ポートフォリオ評価	答え:イ
No.95	席替えの際の配慮事項	答え:ア	No.20	パフォーマンス評価	答え:エ
No.96	内面的な目標達成に向けた指導		No.21	通知表の所見欄に記載する内容	
					答え:ア
		答え:オ		偏差値	答え:オ

No.23	自己評価の留意点	答え:エ	No.48	体力向上の取組	答え:ア
No.24	通知表の所見欄の配慮事項	答え:オ	No.49	寒冷期の体力向上策	答え:イ
No.25	学習評価の在り方	答え:ウ	No.50	アイヌ民族教育	答え:ア
No.26	指導と評価の一体化	答え:エ	No.51	自由研究の事前指導	答え:ウ
No.27	目標に準拠した評価	答え:ア	No.52		ための手立 答え:ア
No.28	学習評価の考え方	答え:ア	No.53	、 言語活動の充実	答え:オ
No.29	朝の読書の4原則	答え:エ	No.54	自然体験活動	答え: ア
No.30	家庭学習の習慣化(1)	答え:ウ			
No.31	家庭学習の習慣化(2)	答え:エ	No.55	キャリア教育の方法	答え:イ
No.32	地域における職業体験	答え:オ	No.56 ナ		9 貫貫・能答え:オ
No.33	地域を題材とした教育活動	答え:イ	No.57	学校図書館の活用	答え:ウ
No.34	地域の住民との交流	答え:オ	4	<u> </u>	
No.35	地域の住民とのコミュニケー	ション	4	特別支援教育	
110.00	NAVENCO - (II)	答え:ウ	No. 1	学校教育法 特別支援学校	答え:エ
No.36	校外学習の配慮事項	答え:エ	No. 2	学習指導要領と特別支援教育	: (1) 答え:ウ
No.37	職場体験の配慮事項	答え:ア	No O	- 公羽化消雨径しは叫十極数本	
No.38	職場体験における社会的・2	◇共的な活	No. 3	学習指導要領と特別支援教育	[:] (2) 答え:イ
重		答え:イ			Дист
			No. 4	学習指導要領と特別支援教育	
No.39	地域における課題の教材化	答え:オ			答え:エ
No.40	校外学習の事前準備	答え:ウ	No. 5	学習指導要領と特別支援教育	[:] (4) 答え:ア
No.41	地域理解教育	答え:ア			
No.42	地域の人への聞き取り調査	答え:エ	No. 6	学習指導要領と特別支援教育	「(5) 答え:ア
No.43	地域素材の教材化	答え:オ	No. 7	学習指導要領と特別支援教育	
No.44	共同炊飯の教育効果	答え:オ			答え:エ · /->
No.45	イメージマップ	答え:ウ	No. 8	学習指導要領と特別支援教育	「(7) 答え:ウ
No.46	KJ法	答え:エ	No. 9	学習指導要領と特別支援教育	• •
No.47	職業観の育成	答え:ウ			答え:イ

No.10 学習指導要領と特別支援教育	(9) 答え:エ	No.32	知的障害に関わる教育課程の網	編成 答え:イ
No.11 学習指導要領と特別支援教育	(10) 答え:エ	No.33	病弱の障害の程度	答え:イ
No.12 学習指導要領と特別支援教育	(11) 答え:イ	No.34	知的障害	答え:ア
No.13 学習指導要領と特別支援教育		5	生徒指導	
	答え:オ	No. 1	児童生徒理解の方法	答え:ウ
No.14 個別の教育支援計画・支援 計画	計画・指導 答え:ア	No. 2	児童生徒の理解	答え:ウ
No.15 特別支援教育の対象者数	答え:ウ	No. 3	SNSへの書き込みへの対応	答え:ア
No.16 視覚障害教育	答え:イ	No. 4	児童生徒のよさを捉える心掛り	け 答え:エ
No.17 聴覚障害教育	答え:ウ	No. 5	生徒指導上の情報共有	答え:オ
No.18 知的障害教育(1)	答え:ウ	No. 6	教育相談における配慮	答え:イ
No.19 知的障害教育(2)	答え:エ	No. 7	悩みや不安の解消に向けた教	育相談 答え:オ
No.20 肢体不自由教育(1)	答え:オ	No. 8	教育相談の事前準備	答え:エ
No.21 肢体不自由教育(2)	答え:イ			
No.22 病弱・身体虚弱教育(1)	答え:エ	No. 9	教育相談を組織的に行う際の	^{甾恵点} 答え:オ
No.23 病弱・身体虚弱教育(2)	答え:ウ	No.10	暴言や暴力への対応	答え:ア
No.24 言語障害教育(1)	答え:イ	No.11	問題行動への対応	答え:オ
No.25 言語障害教育 (2)	答え:ア	No.12	持ち物や装飾品の変化	答え:ウ
No.26 自閉症・情緒障害教育(1)	答え:ウ	No.13	学級崩壊の要因	答え:オ
No.27 自閉症・情緒障害教育(2)	答え:ウ	No.14	学級崩壊の早期解決	答え:イ
No.28 学習障害の教育(1)	答え:イ	No.15	教師に対する不信感への対応	答え:オ
No.29 学習障害の教育(2)	答え:オ	No.16	問題行動の早期発見と防止	答え:オ
No.30 注意欠陥多動性障害の教育(1) 答え:エ		自己指導能力の育成に向け <i>た</i> 掛け	:教師の心 答え:ウ
No.31 注意欠陥多動性障害の教育(2) 答え:ア	No.18	万引きを自慢する児童生徒への	の指導 答え:ア

No.19	友達の物を盗んだ児童生徒へ <i>0</i>	D指導 答え:エ	No.41	無断欠席した児童生徒への対応	5 答え:ウ
No.20	授業を妨害する児童生徒への対	対応 答え:ア	No.42 取	長期休業中における児童生徒 り方	の連絡の 答え:オ
No.21	万引きの可能性があるときの対	対応 答え:ア	No.43 導	親に反発している児童生徒に [対する指 答え:オ
No.22	校種間連携	答え:ウ		学校以外の場における不登校 の支援	児童生徒 答え:ア
No.23	他機関と連携する際の留意点	答え:オ			
No.24	いじめられた際の対応の指導	答え:エ	No.45	スクールソーシャルワーカー	答え:イ
No.25	加害者側への指導	答え:ウ	No.46 役	教育支援センター(適応指導 割	教室) の 答え:エ
No.26	いじめの初期対応	答え:ウ	No.47	児童相談所の業務	答え:ウ
No.27	いじめの未然防止	答え:ウ	No.48	部活動のガイドライン	答え:ウ
	いじめが生じたときの周囲の の指導	児童生徒 答え:ウ	6 1	危機管理	
No.29	いじめの事実確認	答え:ア	No. 1	遠足の下見	答え:オ
No.30	いじめに対する学校の対応	答え:ウ	No. 2	養護教諭との連携	答え:ウ
No.31	自殺の未然防止	答え:エ	No. 3	J アラート	答え:ア
No.32	自殺発生時の対応	答え:オ	No. 4	自然災害に対する事前指導	答え:エ
No.33	薬物乱用防止	答え:オ	No. 5	熊の目撃(出没)情報への対応	う 答え:オ
No.34	児童生徒からの薬物乱用の告白	-		****	
		答え:エ	No. 6	熱中症への対応	答え:オ
No.35	出会い系サイト	答え:オ	No. 7	打撲への対応	答え:オ
No.36	虐待防止に関わる学校、教職員	員の役割 答え:ウ	No. 8	発熱への対応	答え:エ
No.37	児童虐待の種類	答え:エ	No. 9	歯痛の訴えへの対応	答え:エ
			No.10	腹痛の訴えへの対応	答え:オ
No.38	不登校に対する学校の取組	答え:ア	No.11	インフルエンザへの対応	答え:オ
No.39	不登校支援	答え:オ	No.12	野鳥の死骸への対応	答え:ウ
No.40	不登校児童生徒の保護者への対				
		答え:エ	No.13	カラスの襲撃への対応	答え:ア

No.14	著作物(楽譜)の使用	答え:オ	No.11	主権者に関する教育	答え:エ
No.15	スマートフォンによる写真撮		No.12	法に関する教育	答え:イ
N. 40	旧辛集なの学生をの明をは	答え:エ	No.13	知的財産に関する教育	答え:ア
No.16	児童生徒の善行への問合せ	答え:ア	No.14	郷土や地域に関する教育	答え:オ
No.17	けがをした児童生徒の保護者	^{対心} 答え:ウ	No.15	環境に関する教育	答え:エ
No.18	頭部打撲時の対応	答え:オ	No.16	心身の健康の保持増進に関す	
No.19	危機管理の「さしすせそ」	答え:イ	No 17	ルナのエハゼ道	答え:イ
No.20	事故等に遭遇した際の心理	答え:ウ	No.17	北方領土の指導	
No.21	保護者への連絡	答え:ア	No.18	学級活動の年間指導計画	答え:ア
No.22	早退時の対応	答え:ア	No.19	学年と学級活動の調整	答え:ア
No.23	情報の管理	答え:ウ	No.20	総合的な学習の時間の年間計	画 答え:ア
	いわゆる学校感染症に対する		No.21	給食の時間の指導計画	答え:ア
łi	措置	答え:エ	No.22	道徳教育推進教師	答え:ウ
No.25	予防接種に関する知識	答え:オ	No.23	教育の情報化加速化プラン	答え:イ
7	『学習指導要領』・教育課	程	No.24	体験活動の推進	答え:オ
No. 1	伝統や文化に関する教育	答え:オ	No.25	冬季スポーツの指導の意義	答え:オ
No. 2	主権者に関する教育	答え:エ	No.26	ものづくり教育	答え:ウ
No. 3	消費者に関する教育	答え:ウ	No.27	プログラミング教育	答え:エ
No. 4	法に関する教育	答え:イ	8	法規	
No. 5	知的財産に関する教育	答え:ア	No. 1	学校の範囲	答え:ア
No. 6	郷土や地域に関する教育	答え:オ		校長・教員	答え:ウ
No. 7	環境に関する教育	答え:エ	No. 2		
No. 8	生命の尊重に関する教育	答え:ウ	No. 3	健康診断等 *****	答え:イ
No. 9	心身の健康の保持増進に関す		No. 4	義務教育年限	答え:オ
		答え:イ	No. 5	就学させる義務	答え:ウ

No. 7	経済的就学困難	答え:ア
No. 8	教育課程(小学校)	答え:ウ
No. 9	学齢未満の子の入学禁止	答え:エ
No.10	学校運営評価	答え:ウ
No.11	教員免許状の失効	答え:オ
No.12	中堅教諭等の研修	答え:ア
No.13	指導改善研修	答え:イ
No.14	学校において予防すべき感染	定 答え:オ
No.15	教育3法の改正	答え:ア
No.16	教育職員の時間外勤務	答え:オ
No.17	指導主事	答え:オ
No.18	幼児教育を行う施設	答え:ウ
No.19	校長の義務	答え:ウ
No.20	長期欠席者等の教育委員会への	の通知 答え:ア
No.21	学期及び休業日	答え:ウ
No.22	学校備付表簿(1)	答え:ウ
No.23	学校備付表簿(2)	答え:エ
No.24	教務主任等	答え:イ
No.25	学校評議員	答え:オ
No.26	学年	答え:ウ
No.27	授業終始の時刻	答え:イ
No.28	公立小学校の休業日	答え:ア
No.29	学校運営自己評価と結果公表	義務 答え:ウ
		££

No.30 生徒指導主事

答え:オ